

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

◎：各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項

○：再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項

△：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
290608002	29年6月8日	29年7月3日	29年7月20日	登録金融機関における外国債券の窓販の解禁	金融庁の森長官は銀行の窓口で手数料の高い豪ドル建て貯蓄性保険商品が販売されているのを問題視し、顧客がオーストラリア国債そのものを持った方が高い利回りを享受できる旨の発言をしておきながら、当の金融庁は登録金融機関業務における外国債券の窓販を解禁していません(金融商品取引法第33条2項3号)。 長官がこのような発言をするに際しては、まず登録金融機関に対し、外国債券の窓販を解禁してから行うべきで、そもそも順序がおかしいと思います。 まず、顧客保護を図ることを前提に、登録金融機関に対して外国債券の窓販を解禁することについて、メリット・デメリットを勘案しながら、行政において検討が行われるよう望みます。	個人	金融庁	登録金融機関は、金融商品仲介業務(金融商品取引業者の委託を受けて、当該金融商品取引業者のために行う有価証券の募集の取扱い等)を行うことができます。	金融商品取引法第33条第2項第3号ハ及び第4号ロ	現行制度下で対応可能	登録金融機関については、法律上、平成16年12月より、外国債券の取扱いが解禁されています。	
290609001	29年6月9日	29年7月3日	29年7月20日	生命保険の構成員契約規制の不招請勧誘規制化	生命保険の構成員契約規制は、大蔵行政時代に生保業界からの請願により設置された規制であり、金融庁においても生保業界から廃止の要請がない限りは、見直しを行うことはないとのスタンスである。平成13年12月に保険商品の銀行窓販が全面解禁されて以来、15年以上経過しているが、損害保険商品や第三分野の保険商品に関しては、懸念されるような圧力販売の事例はほとんど発生していない。 構成員契約規制は、いわば日本独自のローカル(ガラバゴス)ルールであり、国際的かつ顧客保護も図れるルールである不招請勧誘規制に移行するのが望ましいと考える。これにより、代理店従業員への勧誘ができるようになり、利便性が飛躍的に向上するほか、勧誘の要請をしていない従業員の安全性も確保される。	個人	金融庁	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(法人)の役員・従業員に対する保険募集は一部の保険商品を除き禁止されています。	保険業法第300条第1項第9号 保険業法施行規則第234条第1項第2号 平成10年大蔵省告示第238号 保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ-4-2-2(7)③	検討を予定	生命保険契約の長期性、再加入困難性等に鑑み設けられている規制であり、その趣旨を踏まえつつ、引き続き慎重に検討を行う必要があります。	
290717001	29年7月17日	29年7月25日	29年8月15日	弁護士等による財産管理について	弁護士が業務に関連して預託を受ける行為は、「委託者及び受益者の保護のため支障を生ずることがないと認められるもの」として、信託業に当たらないこととされ、同法の規制から除外されている。(信託業法第2条1項、信託業法信託業法施行令第1条の2) しかし、相続事件や成年後見などで預かった財産の使い込みが後を絶たず、弁護士や司法書士による被害が、社会問題と化している実態がある。 現況として、裁判所においては、成年後見人(弁護士に限らない。)による使い込み被害を防ぐために、『後見制度支援信託』という制度が活用されている。 しかし、相続財産などのその他の財産管理に関しては、まだこのような制度は設けられていない。 そもそも、多くの弁護士は個人事業主であり、銀行のような財産的な基盤を備えていない。他人の財産を管理するにあたり、被害から回復するための財産的な担保は、ほとんどないのである。 そのため、一定の財産的基盤を備えない場合は、弁護士であっても信託会社への信託を義務付けるなど、被害からの回復が担保できるように、信託業法施行令第1条の2を見直すべきである。 なお、救済手段の一例としては、資金決済法によれば、1千万円超の前払決済金が残高として残る場合、その半額の供託を求めている。 もちろん、法律事務を扱う専門職として、相続財産などの他人の財産を管理するのは、弁護士に限られないので、このような者(司法書士と行政書士)に対する規制のあり方についても、同様に検討をされたい。	個人	金融庁 総務省 法務省	弁護士が行う弁護士業務に必要な費用に充てる目的で依頼者から金銭の預託を受ける行為等は、信託業から除外されています。	信託業法施行令第1条の2	対応不可	弁護士と依頼者との間の委任契約に付随して弁護士が委任事務に必要な費用に充てる目的で金銭の預託を受ける場合その他の委任契約における委任者がその行う委任事務に必要な費用に充てる目的で委任者から金銭の預託を受ける場合に、時に予期せぬ形で信託が成立することがあり、このような場合についてまで信託業法を適用することになると、経済活動を阻害するおそれがあります。 弁護士が行う業務については、その適切な遂行を図る観点から、弁護士法等により様々な行為規制が課されているほか、これらに違反した場合には弁護士会から懲戒処分を受ける可能性があります。また、司法書士は司法書士法において、行政書士は行政書士法において、行為規制及び懲戒制度が規定されています。 こうした点を踏まえ、弁護士が弁護士業務に必要な費用に充てる目的で依頼者から金銭の預託を受ける行為等については、信託業法施行令第1条の2により信託業から除外されています。 一方、弁護士等が、その業務に必要な費用として預託を受けた金銭を保全するために、当該金銭を信託会社に信託することは、現行制度においても可能です。	
290912001	29年9月12日	29年10月3日	29年11月7日	行政書士の信託業法の除外について	信託業法施行令第1条の2によれば、弁護士が行う弁護士業務に必要な費用に充てる目的で依頼者から金銭の預託を受ける行為等は、信託業から除外されている。 その理由は、「弁護士と依頼者との間の委任契約に付随して弁護士が委任事務に必要な費用に充てる目的で金銭の預託を受ける場合その他の委任契約における委任者がその行う委任事務に必要な費用に充てる目的で委任者から金銭の預託を受ける場合に、時に予期せぬ形で信託が成立することがあり、このような場合についてまで信託業法を適用することになると、経済活動を阻害するおそれがあるためである。 そして、「弁護士が行う業務については、その適切な遂行を図る観点から、弁護士法等により様々な行為規制が課されているほか、これらに違反した場合には弁護士会から懲戒処分を受ける可能性」がある。 一方、行政書士においても、委任契約に付随して、信託が成立することがあり、行政書士は行政書士法において、行為規制及び懲戒制度が規定されている。 そうすると、信託業法施行令第1条の2においては、弁護士だけではなく、行政書士も同様に除外されるべきである。	個人	金融庁 総務省	弁護士又は弁護士法人がその行う弁護士業務に必要な費用に充てる目的で依頼者から金銭の預託を受ける行為その他の委任契約における委任者がその行う委任事務に必要な費用に充てる目的で委任者から金銭の預託を受ける行為等は、信託業から除外されています。	信託業法施行令第1条の2	事実誤認	信託業法第2条は、他の取引に付随して行われる信託の引受けであって、委託者及び受益者の保護のため支障が生ずることがないと認められるものを同法の信託業の適用除外としており、その内容として、信託業法施行令第1条の2第1号において、弁護士又は弁護士法人がその行う弁護士業務に必要な費用に充てる目的で依頼者から金銭の預託を受ける行為その他の委任契約における委任者がその行う委任事務に必要な費用に充てる目的で委任者から金銭の預託を受ける行為を規定しています。 ここでいう「弁護士又は弁護士法人」は例示であることから、行政書士が、依頼者との委任契約に付随して委任事務に必要な費用に充てる目的で依頼者から金銭の預託を受ける行為は、信託業には該当しないものと考えております。	
290913002	29年9月13日	29年10月3日	30年7月23日	非上場株式に係る売買の媒介業務の解禁	銀行が取引先の非上場株式に係る売買の媒介を行うことを可能とする。 【提案理由】 ○地方銀行は、取引先の非上場企業から、事業承継に伴う株式の分散防止や新事業展開に伴う資本増強等の一環として、新株主の紹介を依頼されることがある。しかしながら、銀行は、金融商品取引法上、株式の売買の媒介業務を取り扱えないため、こうした依頼に応えられていない。 ○銀行による非上場株式に係る売買の媒介を可能とすれば、地方銀行が有する豊富な情報を活用して、新株主や事業承継先を紹介することができ、ベンチャー企業の育成、中小企業の新規事業への進出、事業承継の円滑化などの支援を通じて、地域経済の活性化に一層貢献することができる。	(一社)全国 地方銀行 協会	金融庁	登録金融機関は、金融商品仲介業務(金融商品取引業者の委託を受けて、当該金融商品取引業者のために行う有価証券の売買の媒介等)を行うことができますが、非上場株式の売買の媒介を行うことについては、日本証券業協会の自主規制ルール(店頭有価証券に関する規則)で原則禁止されています。	金融商品取引法第33条第2項第4号 日本証券業協会「店頭有価証券に関する規則」第3条、第4条	検討を予定	中小企業等の事業承継について、非上場企業から金融商品取引業者や登録金融機関等が後継者や事業の引受先の紹介の依頼等を受けた場合に、非上場株式の売買の媒介等を行うことについて、投資者保護や優越的地位の濫用、利益相反等の観点に留意しながら、その取扱いを検討することが考えられます。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
290913003	29年9月13日	29年10月3日	30年9月26日	店舗の建替えて発生した余剰スペースの外部賃貸の一層の柔軟化	銀行の店舗の建替えにあたり、余剰スペースを確保して外部へ賃貸することを可能とする。 【提案理由】 ○地方においては、高齢化社会への対応、財政効率化等の観点から、生活機能を集約し、暮らしやすい「まち」を創ることが喫緊の課題となっている。また、銀行の店舗は好立地にあることが多いため、地域の企業等から銀行に対し店舗の余剰スペースを賃貸してほしいとのニーズが寄せられている。 ○現行の監督指針上、店舗の建替えにあたって生じた余剰スペースの賃貸は、公的な再開発事業や地公体等からの要請を伴う建替えの場合に限って可能とされている。 ○公的要請等がない場合にも、銀行店舗の建替えの際に余剰スペースを確保し、買い物、医療、教育、福祉など、生活インフラに係る企業等に賃貸することができれば、「まち」の再構築の促進、にぎわい創出につながる。 ○既存の店舗の建替えの場合に限定しているため、不動産業者への影響は少ないと考えられる。	(一社)全国地方銀行協会	金融庁	銀行による保有不動産の賃貸については、その他の付随する業務(銀行法第10条第2項)として、賃貸の規模等一定の要件のもとで行うことが可能となっております。また平成29年9月の監督指針の改正により、自治体等の公共的な役割を有する主体からの要請に基づき賃貸を行う場合には、地方創生や中心市街地活性化の観点から、保有不動産の賃貸の規模や期間について柔軟に判断しても差し支えないことといたしました。	主要行等向けの総合的な監督指針V-3-2(4) 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ-4-2(4)	検討を予定	保有不動産の賃貸に係る要件については、他業を営むことによるリスクの遮断、銀行業務に専念すること等による銀行等の経営の健全性確保といった他業禁止の趣旨を踏まえ、銀行が、最大限、地域企業の価値向上や地域経済の活性化に貢献できるよう、引き続き検討を行います。	△
290913004	29年9月13日	29年10月3日	30年6月15日	限定された分野における、銀行本体もしくは子会社による不動産仲介業務の解禁	以下の分野に限定した不動産仲介業務の取扱いを解禁する。 (a)担保不動産の売却 (b)事業承継に係る不動産の売買 (c)事業再生に係る不動産の売買 (d)地公体の再開発事業、コンパクトシティ形成事業等に限定した不動産の賃貸 【提案理由】 ○現状、地方銀行が取引先より不動産売買に関する支援をしてほしいとのニーズが寄せられた際には、不動産会社を紹介して対応している。しかし、不動産売買に係る情報を銀行以外の者に知られたいとする顧客もいる。銀行本体もしくは子会社において不動産仲介業務を行うことができれば、取引先への経営支援のワンストップサービス提供も可能となる。 ○銀行業務と一体性がある次のようなケースについては、他業禁止の趣旨の観点からも問題ないと考えられる。 (a)担保不動産の売却 最近、高齢化の進展により、相続発生時の債務引受けやリバースモーゲージの返済手続き等に伴う担保不動産の売却に関する顧客のニーズが高まっており、銀行が不動産仲介を行うことができれば、顧客の利便性が高まる。 (b)事業承継に係る不動産の売買 取引先が事業承継に取り組む際、不動産の売買を伴うことが少なくないため、銀行が事業承継支援の一環として不動産仲介ができれば、顧客の利便性が高まる。 (c)事業再生に係る不動産の売買 顧客が事業再生に取り組む際、不動産の売買を伴うことが少なくないため、再生支援の一環として不動産の仲介ができれば、顧客の利便性が高まる。 「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」に盛り込まれている不動産の売却や、地域経済活性化支援機構の再チャレンジ支援業務により企業債務と保証債務の一体整理を行う先の不動産の売却などに限定して解禁することも考えられる。 (d)地公体の再開発事業、コンパクトシティ形成事業等に限定した不動産の賃貸 地方銀行が関与している地公体の再開発事業、コンパクトシティ形成事業等において、地方銀行が豊富に有する地元の不動産の賃貸ニーズ情報を活用し、テナント誘致、空き家・空き店舗の解消のためのマッチングに取り組むことができれば、より円滑に事業成果を出すことにつながる。	(一社)全国地方銀行協会	金融庁	銀行は、一部の信託兼営金融機関を除き、不動産業務を行うことが禁止されています。	銀行法第12条、第16条の2第1項	検討を予定	銀行における不動産仲介業務への参入については、他業を営むことによるリスクの遮断、銀行業務に専念すること等による銀行等の経営の健全性確保といった他業禁止の趣旨を踏まえる必要があり、中長期的な検討を要するため、直ちに措置することは困難です。	△
290913007	29年9月13日	29年10月3日	29年11月7日	銀行本体での税理士業務の解禁	税理士資格保有者が在籍する銀行が税理士業務を行うことを可能とするとともに、税理士業務を銀行法上の「その他の付随業務」に位置づける。 【提案理由】 ○取引先へのコンサルティングの中で、税務に関する相談が多く寄せられるが、現状は、「税理士(注)又は税理士法人でない者は、税理士業務を行ってはならない」とされているため、行内に税理士資格を有する者がいたとしても銀行で相談に応じられず、外部の税理士に取次ぐ等の対応をしている。 (注)税理士となる資格を有する者が税理士となるには、社員税理士(税理士法人の社員)、所属税理士(税理士事務所または税理士法人の補助者)、開業税理士(自らの税理士事務所を設置する者)のいずれかである必要がある。 ○例えば、取引先が事業承継に取り組む際、株価算出、相続税額・贈与税額の算出等が必要となるが、銀行は相談を受けても対応ができず、顧客のニーズに十分に答えられていない。 ○税理士資格を有する行員が税理士業務を行うことができれば、銀行本体で現状把握からスキーム提案、クロージングまでをワンストップで行うことができ、顧客利便の向上に資する。	(一社)全国地方銀行協会	金融庁 財務省	税理士業務は、税理士及び税理士法人の独占業務となっています。	税理士法第52条	対応不可	○税理士法第52条において、税理士又は税理士法人でない者は、別段の定めがある場合を除くほか、税理士業務を行ってはならないとされています。 ○この趣旨は、税理士でない者が他人の求めに応じ、税理士業務を反復継続して行うことが、納税義務の適正な実現を阻み、納税に関する道義の向上の妨げになって、公益上の支障を生じることになるおそれがあることを考慮し、これをあらかじめ防止しようとするにありと解されています。 ○ここでは、銀行として税理士業務を行うことを可能とすることを提案されていますが、特定の資格を有する者のみが行える業務について、株式会社等の業務の一環として行うことが認められている例は承知しておらず、目的に比して講じる手段の範囲が広すぎるのではないかと考えられます。 ○ご提案の点については、税理士が特定の企業等と雇用契約を締結し、その被用者として働きつつ、別途税理士業務を行うことは現行法でも認められており、これにより、ご提案の趣旨に十分応えられるのではないかと考えます。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

- ◎: 各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
- : 再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- △: 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
290913008	29年9月13日	29年10月3日	30年6月15日	信託業と併営することなく遺言信託、遺産整理業務のみを取り扱うことができる制度の創設	銀行が、信託業を併せ営むことなく遺言信託および遺産整理業務のみを取り扱うことができる制度を創設する。 【提案理由】 ○地方における高齢化の進展により、遺言信託や遺産整理業務に対するニーズが高まっている(注)。 (注)2016年度末で、信託兼営金融機関および信託会社における、遺言書の保管件数は118,315件(2000年度の3.8倍)、遺産整理件数は5,186件(2000年度の4.0倍)(出所:信託協会「信託統計便覧」)。 ○遺言信託や遺産整理業務は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」上、信託業の併営業務と位置付けられる。銀行がこれらの業務を営むためには、同法の認可を受けたうえで、信託業と併せ営む必要があり、信託業務に携った経験を有する者の本部の営業部門への配置等の要件を満たす必要があるほか、営業保証金(2,500万円)の供託義務が課せられるなど、参入負担が大きい(遺言信託、遺産整理業務のみの取扱いは不可)。 ○本要望が実現すれば、地方銀行による参入が積極化し、専業信託銀行の店舗数が少ない地方においても、遺言信託や遺産整理業務の取扱金融機関が増加し、高齢化が進む地方の顧客の利便性が向上する。	(一社)全国地方銀行協会	金融庁	銀行は、固有業務、付随業務および他業証券業務等を行うことができます。また、銀行は、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条の認可を受けることにより、信託業法第2条第1項に規定する信託業等を営むことができます。	銀行法第10条、第11条、第12条 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条	【遺言状を預かることについて】 現行制度下で対応可能 【遺言執行・遺産整理について】 対応不可	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項に掲げる業務(いわゆる併営業務)については、従来から、信託兼営金融機関において、信託業とあわせてこれらの併営業務を幅広く行い、業務のノウハウも培われているという経緯を踏まえ認められているものです。 したがって、兼営法の認可を受けていない銀行に遺言信託等すべてを認めることは、他業リスクの回避といった他業禁止の趣旨から困難です。 なお、銀行が、他の信託兼営金融機関が行う併営業務の代理を行うことは、現行制度においても可能であるほか、遺言信託のうち、遺言状を預かる業務は銀行法第10条第2項第10号に規定する物品の保護預りに該当するものと認められます。	
290913009	29年9月13日	29年10月3日	29年11月7日	広告掲載による収入獲得が「その他の付随業務」にあたることの明確化	銀行の店舗、ATM、ホームページ等において、取引先の広告を掲載し、広告収入を得ることを「その他の付随業務」として監督指針に明記する。 【提案理由】 ○銀行の取引先、提携先、地方自治体等から銀行の店舗、ATMの画面、ホームページ、インターネットバンキングの取引画面など、銀行の顧客との接点(チャネル)に広告を掲載したいとのニーズが寄せられている。 ○また、今後は、銀行のホームページ上に、APIを接続するフィンテック企業が提供するサービスの広告を掲載することに対するニーズ等が出てくるのが想定される。 ○顧客とのチャネルを活用した広告掲載を、銀行が行おうとする業務が「その他の付随業務」の範囲にあるかを判断する監督指針上の観点(注1)に照らすと、銀行が固有業務を遂行する中で正当に生じた余剰能力の活用にあたる。また、銀行の固有業務(預金・融資・為替)を行うにあたり実施している自行取扱い商品に係る情報提供と機能的な親近性がある(注2)。 (注1)①当該業務が付随する固有業務の規模に比して過大でない、②銀行業務との機能的な親近性やリスクの同質性が認められる、③固有業務を遂行する中で正当に生じた余剰能力の活用にあたるか等。 (注2)金融庁のノーアクションレターにおいて、インターネットバンキングの取引画面やATMの取引画面等に広告を掲載し広告料を収受することに関し、個別行が自行のビジネスモデルについて照会し、金融庁から「その他の付随業務」と認められると回答が示されたケースがある。	(一社)全国地方銀行協会	金融庁	銀行の店舗、ATM、ホームページ等において、取引先の広告を掲載し、広告収入を得ることは、主要行等向けの総合的な監督指針V-3-2(4)、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ-4-2(4)に掲げる要件を満たす限り、銀行法第10条第2項の「その他の銀行業に付随する業務」として許容されております。	銀行法第10条第2項、第12条、主要行等向けの総合的な監督指針V-3-2(4)、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ-4-2(4)	現行制度下で対応可能	銀行の店舗、ATM、ホームページ等において、取引先の広告を掲載し、広告収入を得ることについては、主要行等向けの総合的な監督指針V-3-2(4)、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ-4-2(4)に掲げる要件を満たす限り、銀行法第10条第2項の「その他の銀行業に付随する業務」として許容されております。 なお、ご指摘のとおり、当該業務に関しては、過去の法令適用事前確認手続による個別の照会事案についての金融庁の回答を、金融庁ウェブサイトにおいて公表しておりますので(平成16年6月1日付けの「銀行法」に関する法令適用事前確認手続に係る照会について)など、当該業務の許容性に関する銀行法の解釈のご参考としてください。	
290913011	29年9月13日	29年10月3日	30年9月26日	銀行の保険窓販に係る弊害防止措置の廃止または緩和	銀行の保険窓販に係る弊害防止措置(融資先販売規制、担当者分離規制、タイミング規制、非公開情報保護措置、知りながら規制)を廃止またはさらに緩和する。 【提案理由】 ○現状、銀行窓販における圧力販売は見られないにもかかわらず、弊害防止措置によって、金融サービスのフンストップ化が達成できず、融資先からの申込みを謝絶せざるを得ないなど、顧客の利便性が損なわれている。 ○保険窓販を巡る状況には次のような変化が生じている。 一銀行は、顧客本位の業務運営体制(フィデューシャリー・デューティー)の観点から、わかりやすい情報提供、個別の顧客にふさわしいサービスの提供、手数料の明確化等に取り組んでいる。 一銀行の保険ショップなど、顧客が保険購入を目的に来店することが明白で、圧力販売が生じ得ないチャネルからの申込みが増加している。 ○少なくとも損害保険については、長期性、再加入困難性がないため、弊害防止措置の対象外とすべきである。 ○また、法人の経営者の万が一の場合に備える生命保険や、火災、賠償責任等に備える損害保険など、事業活動を取り巻くリスクを補償する法人向けの保険については、融資先に対するコンサルティングの一環として販売してほしいとのニーズが寄せられており、弊害防止措置の対象外とすべきである。	(一社)全国地方銀行協会	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タイミング規制 ・担当者分離規制 ・預金との誤認防止措置	保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等	検討を予定	銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。 弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府令等を改正し、 ・融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
- ◎: 各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
 - : 再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 - △: 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
290913012	29年9月13日	29年10月3日	30年9月26日	生命保険募集に係る構成員契約規制の廃止	<p>生命保険の募集に係る構成員契約規制を廃止する。特に、生命保険募集人と人的関係(役職員の兼職、出向等の人事交流)を有する法人に関する規制については廃止する。</p> <p>【提案理由】 ○生命保険募集人(銀行等)と「密接な関係」(一定の資本関係や人事交流等)を有する法人の役職員に対しては、当該役職員が自らの意思で保険商品の購入を銀行等に申し出た場合であっても、銀行等は当該商品の説明すらできないことになっており、本規制は顧客の利便を損ない、銀行等における生命保険販売の障壁となっている。</p> <p>○銀行から役職員が出向している法人や、役職員が兼職している法人については、人的関係が密接と見なされる。その結果、銀行から担当者が1名だけ出向している先など圧力販売が起こり得ない先まで規制対象となるなど、不合理な規制となっている。例えば、地方銀行の場合、地域の企業や大学等から人員の派遣要請を受け、地方創生への貢献の観点から、それに応じるというケースがあるが、そうした場合でも出向先の全役職員に対して生命保険募集はできなくなる。</p> <p>○加えて、銀行等が生命保険を募集する際は、商品内容やリスク等の説明を行う前に顧客の勤務先を確認する必要があるが、個人情報への関心が高まる中、このような不自然な確認事務を行うことにより顧客に無用な不信感を惹起する結果となっている。</p> <p>○保険窓販に関する圧力販売については、独禁法の禁止規定が存在しているほか、「銀行の保険窓販に係る弊害防止措置の廃止または緩和(受付番号290913011)」で述べた窓販を巡る状況を踏まえれば、本規制は不要である。</p>	(一社)全国地方銀行協会	金融庁	<p>企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(法人)の役員・従業員に対する保険募集は一部の保険商品を除き禁止されています。</p>	<p>保険業法第300条第1項第9号 同法施行規則第234条第1項第2号 平成10年大蔵省告示第238号 保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ-4-2-2(7)③</p>	検討を予定	<p>生命保険契約の長期性、再加入困難性等に鑑み設けられている規制であり、その趣旨を踏まえつつ、引き続き慎重に検討を行う必要があります。</p>	
290913013	29年9月13日	29年10月3日	30年6月15日	海外発行カード対応ATMでの引出手数料に関する利息制限法等の緩和	<p>海外発行カード対応ATMでの引出手数料を柔軟に設定できるようにするため、海外カードによる取引について、利息制限法等で定めるATM利用料の上限の例外とする。</p> <p>【提案理由】 ○「利息制限法施行令」および「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律施行令II」において、利息とみなされないATM利用料の上限は、1万円以下の額108円、1万円を超える額216円と定められている。</p> <p>○国内銀行のATMにおいて、海外発行のクレジットカードやキャッシュカードを利用する場合、国際カードブランドのATMネットワークや、当該ネットワークと自前のシステムを仲介する国内クレジットカード会社への手数料が発生する。</p> <p>○これらの手数料は、上記のATM利用料の上限を上回る場合が多い。国内銀行の海外発行カードの引出手数料を、ATM利用料の上限の例外(対象外とするもしくは別途上限を設ける)とすれば、より柔軟な手数料設定が可能となり、海外発行カード対応ATMの増加、訪日外国人観光客の利便性向上に繋がる。</p> <p>○昨年度の要望に対し、金融庁および法務省は「検討する考えである」旨回答しており、早期に検討を進めてほしい。</p>	(一社)全国地方銀行協会	金融庁 法務省	<p>出資法上の貸付け及び利息制限法上の営業的金銭消費貸借において、利息とみなされない現金自動支払機その他の機械の利用料の範囲は、現金自動支払機その他の機械を利用して受け取り、又は支払う金額が1万円以下の場合108円、1万円を超える場合は216円までとされており。</p>	<p>利息制限法施行令第2条、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律施行令第2条</p>	その他	<p>海外発行のクレジットカードやキャッシュカードを国内銀行のATMで利用する場合の手数料の扱いについては、実態を踏まえた上で、関係法令に関わる制度の趣旨等を勘案し、対応の要否について検討する考えです。</p>	△
290913014	29年9月13日	29年10月3日	29年10月20日	金融機関の営業職員による確定拠出年金運用商品の情報提供を禁止する兼務規制の撤廃	<p>金融機関の営業職員による確定拠出年金の運用の方法に係る情報提供業務の兼務を可能とする。</p> <p>【提案理由】 ○金融機関において、預金、信託、有価証券、保険を取り扱う営業職員は、確定拠出年金の加入者に対する中立性確保の観点から、運用関連業務(確定拠出年金の運用方法の選定、加入者に対する提示、運用方法に係る情報提供)を兼務することが禁止されている。</p> <p>○このため、店頭で確定拠出年金の運用商品の情報提供を求める顧客(加入者)が来店した場合、本部専担者や専用のコールセンターへ取り次ぎざるを得ず、顧客利便性が損なわれている。</p> <p>○2017年1月より個人型確定拠出年金(iDeCo)の加入者の範囲が拡大されたことを受け、官民挙げて制度の普及促進に取り組む中、顧客と対面で接する機会が多い営業職員による運用商品の情報提供が可能となれば、制度の利便性が高まり、一層の普及促進に繋がると考えられる。</p> <p>○なお、昨年度の要望に対し、金融庁および厚生労働省は「検討を進めていく」旨回答しており、早期に検討を進めてほしい。</p>	(一社)全国地方銀行協会	金融庁 厚生労働省	<p>営業職員による運用関連業務(運用の方法に係る情報提供)と運用商品の販売等の事務の兼務は禁止されています。</p>	<p>確定拠出年金法第100条 確定拠出年金運営管理機関に関する命令第10条第1号</p>	検討に着手	<p>営業職員による運用関連業務の兼務については、社会保障審議会企業年金部会での議論の中で、運用関連業務のうち、運用の方法に係る情報提供業務は、営業職員が兼務できる方向で関係機関と調整すべきとされたことを踏まえ、検討を進めてまいります。</p>	◎

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項

○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項

△:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
290925001	29年9月25日	29年10月19日	30年6月15日	銀行の海外支店における有価証券関連業務及び信託業務の一部解禁	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 銀行の海外子会社(子銀行)が現地法令に基づき有価証券関連業務や信託業務を行うことは原則として認められている。(銀行法第16条の2第1項第7号、第8号、第10号、主要行等向け監督指針(以下「監督指針」)V-3-3-4(1)注書) 他方、銀行法第10条第2項に規定される付随業務には、証券業務等のうち発行市場に関する業務(引受・売出し)や信託業務は含まれておらず、従って、銀行の海外支店ではこれらを営むことが認められていない。 <p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 銀行の海外支店に対し、現地法令等遵守を前提として、以下の規制緩和を実施していただきたい。 <ul style="list-style-type: none"> ①有価証券関連業務の一部(発行市場に関する業務(引受・売出し))の解禁。 ②信託業務の一部(エスクロー口座の取扱い業務)の解禁あるいは取扱いが可能であることの明確化。 <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 海外では、競合するグローバルバンクが、ローン・債券両睨みの営業に始まり、最終的な顧客ニーズが債券発行となっても引受・売出しまでワンストップでのサービスを提供する中、邦銀は証券子会社との共同訪問、業務分担で対応しており、顧客にとっても利便性が損なわれている状況。代表的日系企業の社債発行においても、外国銀行が引受を行うケースも出てきている。例えば、オフショア人民元債の引受実績では本邦金融機関グループは圧倒的劣位の状況。 また、インフラ関連プロジェクトファイナンスに関して、取引先のエスクロー口座開設においては、基本的に口座開設銀行の倒産リスクから分離されない別段預金等を利用する場合と、倒産リスクから分離される金銭信託を利用する場合があるが、商業銀行がその他付随業務として取扱いできるのは前者と解されている(あるいは後者も取扱いができるとの明確な根拠がないとされている)ため、この分野においても邦銀は不利な状況にある。 ユニバーサルバンク制を採用している欧州や、規制が「撤廃されている米国を本拠とする銀行が、有価証券関連業務や信託業務を含めた総合的なサービスをワンストップで提供していることに鑑みれば、内外制度環境の差が競争力に影響を与えている場合もある。この点、進出日系企業の支援はもとより、邦銀の国際金融界における役割を高める観点からも、現地法遵守を前提とした本件規制緩和を通じて、邦銀がワンストップでのサービス提供あるいはクロス・マーケティングによるニーズ対応を可能にすることは有効であると考え。 銀行法上の他業禁止規制の趣旨は、銀行が「銀行業以外の業務を営むことによる異種のリスクの混入を阻止する等の点にあること(監督指針V-3-1(1))、また、銀行グループの業務範囲規制についても、銀行の他業禁止の趣旨をグループ全体に及ぼし、グループ全体として銀行に対する規制に準じた取扱いとすること(同V-3-1(2))とされていることに鑑みれば、現地法令等遵守と管理態勢構築を前提として、海外子会社に認められている一部有価証券関連業務及び信託業務を海外支店に解禁することは、銀行法上の他業禁止規制の趣旨を必ずしも損なうものではないものと考えられる。 仮に、銀行の本来業務あるいは財務等の健全性への影響に対する懸念が残るといふことであれば、例えば、自己資本の一定割合とする等の量を限定した範囲内に留める等の条件付きであっても解禁をお願いしたい。業務範囲として全く否定されるものでなければ、クロス・マーケティングの実施や海外子銀行等の有価証券関連業務の代理・媒介を通じた参入により、本来業務等への影響を極小化した上での対応も可能。 	都銀懇話会	金融庁	①銀行が行うことのできる有価証券関連業務は、銀行法第10条第2項及び第11条に規定する業務に限られています。 ②銀行は、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条の認可を受けることにより、信託業法第2条第1項に規定する信託業務等を営むことができます。	①銀行法第10条第2項及び第11条 金融商品取引法第33条第2項 ②銀行法第12条 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条	検討を予定	銀行法において銀行の業務範囲として認められていない業務等であって、銀行の海外支店において現地当局が認める業務を行うことの可否については、他業禁止の趣旨、競争力強化等の観点から慎重に検討していく必要があります。また、銀行が、海外支店において信託業法第2条第1項に規定する信託業務等を営む場合には、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条の認可を受ける必要があります。	
290925002	29年9月25日	29年10月19日	29年12月15日	発行体向けクロス・マーケティングの解禁	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 銀行等の職員が、引受に関するアドバイスや紹介に止まらない具体的な引受条件の提示や交渉を行うこと(証券会社の発行体向け証券業務に係る行為の一部を代行すること)は、「引受」そのものに該当する可能性が高いとして認められていない。(発行体向けクロス・マーケティングの禁止) <p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 銀行が、証券会社の発行体向け証券業務に係る行為の一部を代行することを、①市場誘導ビジネスの対象拡大、又は②金融商品仲介行為(登録金融機関業務)の対象拡大(例えば、引受の媒介)によって許容されたい。 <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業金融分野における顧客ニーズの高度化・複合化に伴い、金融機関は、単なる資金調達手段の提供ではなく、経営課題に対する総合的かつ高度なソリューションをスピーディーに提供することを期待されているにもかかわらず、発行体向けクロス・マーケティングが禁止されている結果、単一担当者による的確・迅速な提案やマーケティング等(下記)ができず、顧客利便性が損なわれる状況となっている。 <ul style="list-style-type: none"> 証券会社の商品・サービスを含むファイナンス・メニューや複合的ディールの説明 上記商品・サービス等の内容や具体的条件に対する自己の評価の表明を行うこと 上記商品・サービス等の具体的な条件の提示 ユニバーサルバンク制を採用している欧州はもとより、米国でもかかるクロス・マーケティングは禁止されていないことに鑑みれば、グローバルスタンダードの観点からも、内外制度環境の差が国際競争力の強化に影響を与えているとも考えられ、わが国金融・資本市場の国際金融センターとしての魅力を高める上でも、規制緩和が有効であると考え。 また、平成29年7月、第4回法制審議会会社法制(企業統治等関係)部会にて、社債の管理の在り方に関して議論が行われ、銀行界としては法務省から提案された新たな社債管理機関に対する賛同の旨を表明したところである。他方、わが国の社債市場においては、発行体・投資家の裾野の一層の拡大に向けた制度改善の余地があるとも触れており、社債市場等の資本市場の活性化の観点からも、本要望のように、銀証間の連携強化により顧客利便性の向上に資する規制緩和が措置されるのが肝要と考える。 	都銀懇話会	金融庁	金融商品取引法第33条は、銀行等の金融機関による金融商品取引業を原則禁止していますが、これは金融商品取引業を兼営することにより生じる利益相反等の弊害を防止するためです。この点に関しては、これまでも証券会社との共同店舗、共同訪問が認められ、また、証券仲介業務を解禁するなど利益相反が生じない範囲において規制緩和が行われています。さらに、21年6月からは銀行等の職員が証券会社の職員を兼務することで、証券会社の職員として具体的な条件の提示や交渉を行うことが認められました。なお、銀行が金融商品取引法第33条の規定に反しない業務として発行体に対して行うことができるものは、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針Ⅷ-2-5(1)において明確化されています。	金融商品取引法第33条第1項(解釈) 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針Ⅷ-2-5(1) 銀行法第12条	対応不可	銀行等の金融機関にご提案の業務を認めることは、銀行業務の顧客と証券業務の顧客の間の利益相反等の弊害を生ずるおそれがあることから、措置は困難です。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

- ◎: 各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
- : 再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- △: 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
290925003	29年9月25日	29年10月19日	30年2月5日	銀証間における法人顧客情報の共有に係る制限の撤廃等	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・銀行とグループ証券会社の間で発行者等に関する「非公開情報」を授受するには、内部管理目的等の場合を除き、原則として当該発行者等の書面による同意が必要※。 ※ただし、発行者が外国法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む)であって、かつ、当該発行者等が所在する国の法令上この号に規定する行為に相当する行為を制限する規定がない場合において、当該発行者が電磁的記録により、同意の意思表示をしたとき又は非公開情報の提供に関し当該発行者等が締結している契約の内容及び当該国の商習慣に照らして当該発行者等の同意があると合理的に認められるときは、当該発行者等の書面による同意を得たものとみなされる。 ・平成20年金融商品取引法改正でオプトアウト制度・兼職制度が導入されたが、これらの制度には、以下の通り、実務上の制約があり、規制緩和の効果を十分に発揮できていない状況。 ①オプトアウト制度について <ul style="list-style-type: none"> ・金融商品仲介業務従事者は、オプトアウト制度の対象外であること。 ・同意書面の事前受入れは不要となったものの、引き続き、情報共有前の顧客宛通知が必要であり、実務上は同意書面の受入れに準じた対応が必要。 ②兼職制度について <ul style="list-style-type: none"> ・兼職者は、顧客に関する銀証いずれか一方の非共有情報にしかアクセスできないこと。 ・外務員の二重登録が禁止されているため、兼職者は銀証いずれかではしか外務員登録できないこと (例えば、証券会社の外務員登録を受けた兼職者は、銀行職員の間で、登録金融機関業務(投資信託・デリバティブ・国債の販売等)ができない) ③FW規制の対象となる情報の範囲 <ul style="list-style-type: none"> ・FW規制の対象となる情報は「発行者等に関する非公開情報」とされているが、外延が明らかではない。 ・一方で、個人情報保護法においては、個人データを第三者に提供する場合に、原則として本人の同意が必要(個人情報保護法第23条第1項柱書)としつつ、一定の要件のもとで、オプトアウトの機会の提供による方法を認めており、そこでは「通知」に加えて「本人が容易に知り得る状態に置く」という方法が許容されている(同法第23条第2項)ことに加え、兼職した場合の情報へのアクセス制限はない。 <p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・銀証間での法人顧客情報の共有(金商業等府令153条1項7号)及び勧誘規制(同項8号)に係るファイアウォール規制を撤廃し、原則自由化していただきたい。その上で、顧客等の利益を害するような非公開の情報利用等については、利益相反管理体制の整備等によって対応する。 ・全面的な自由化が困難な場合、法人顧客情報の共有及び勧誘に係る実務上の制約を防止するため、以下の規制緩和を実施していただきたい。 <ul style="list-style-type: none"> ・書面同意及びオプトアウト制度について <ul style="list-style-type: none"> ・銀証間で発行者等に関する非公開情報の授受における当該発行者等の同意(金融商品仲介業務に関する場合を含む。)につき書面であることの撤廃、オプトアウト制度に基づく当該発行者等に対する通知につき、「通知」に加えて「本人が容易に知り得る状態に置く」という方法の追加。 ・金融商品仲介業務従事者をオプトアウト制度の対象に追加。 ・兼職制度について <ul style="list-style-type: none"> ・銀証兼職者における「非共有情報へのアクセス制限」の撤廃。 ・銀証兼職者が、銀行・証券双方において、外務員登録することを許容(外務員の二重登録規制撤廃)。 ・FW規制の対象となる情報の範囲 <ul style="list-style-type: none"> ・FW規制の対象となる情報の範囲を「法人関係情報」(金商業等府令1条4項14号)に変更。 【要望理由】 ・近年のファイナンス手段の多様化に伴い、顧客は、資金ニーズや資本政策に応じて、エクイティ、メザニン、デットを組み合わせるようになっており、金融機関に対して、銀行・証券が取り扱うファイナンス手段をまとめて提案してほしいというニーズが高まっている。 ・また、金融グループの各社専門性を活かしたより付加価値の高い金融商品・サービスの効果的・効率的提供及びグループ全体の経営管理・リスク管理強化の観点から、銀証のみならず金融グループ間の顧客情報の共有が重要な課題となっている。 ・欧米主要国では、平成19年12月の金融審議会金融分科会第一部会報告に記載の通り、グループ内での法人顧客情報の共有は、原則自由に行なうことが可能とされている他、わが国でも個人情報保護法においては、顧客本人の同意がなくとも、同法第23条第4項第3号の共同利用の方法を採ることで、個人データの共有が可能となっている。 ・一方、わが国のファイアウォール規制は順次緩和されてきたものの、現在、次のような状況にある。 <ul style="list-style-type: none"> ・銀証間における発行者等に関する非公開情報の授受については、内部管理目的等の場合を除き、原則として当該発行者等の書面による同意が必要とされている。また、平成20年の金商法改正でオプトアウト制度が導入されたが、顧客に対して非公開情報の提供の停止を求める機会(オプトアウトの機会)を適切に提供していることが必要であり、実務上は、書面による同意に準じた対応が必要。 ・兼職制度については、例えば、欧米銀のように兼職制度を導入して銀証連携を推進しようとする場合、非公開情報へのアクセス制限があることにより、情報共有可能な顧客と情報共有出来ない顧客で部署を分ける必要が生じる等、多大な負担が発生。また、現状、兼職者は銀証いずれか一方でしか外務員登録できないため、顧客に対して同一担当者によるワンストップサービスができず、顧客の利便性向上に繋がらない。 	<p>①</p> <p>(1) 登録金融機関である銀行とグループ証券会社の間での情報共有に係る規制は、以下のとおりです。</p> <p>(i) 証券会社が、その親法人等又は子法人等との間で、事前に発行者等(有価証券の発行者又は顧客)の書面による同意を得ずに、非公開情報(発行者である会社の運営・業務若しくは財産に関する公表されていない重要な情報であって顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められるもの又は自己若しくは自己の親子法人等の役員又は使用人が職務上知り得た顧客の有価証券の売買等の注文の動向その他の特別の情報)を授受することは禁止されています(金融商品取引業等に関する内閣府令153条1項7号)。</p> <p>(ii)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・銀行で金融商品仲介業務に従事する役員が、親法人等又は子法人等に、事前に顧客の書面による同意を得ずに、非公開情報(顧客の有価証券の売買その他の取引等に係る注文の動向その他の特別な情報に限る。)を提供することは禁止されています(金融商品取引業等に関する内閣府令154条4号)。 ・銀行の金融商品仲介業務に従事する役員が、親法人等又は子法人等から非公開融資等情報(事業貸付業務についての貸付先の事業に係る情報で金商業・金融商品仲介業務の顧客の有価証券投資の判断に影響を及ぼすもの)を受領することは禁止されています(同号)。 <p>(2) 銀行とグループ証券会社の間では、(i)における法人顧客の情報の授受につきオプトアウト制度が適用されますが、(ii)の場合においては、オプトアウト制度は適用されません(金融商品取引業等に関する内閣府令123条第2項)。</p> <p>(注) なお、金融商品取引業者等の業務の適正な運営を確保する観点から、オプトアウトに関して同趣旨の規定があります(金融商品取引業等に関する内閣府令123条1項18号及び24号、第123条第2項)。</p> <p>(1) 銀証兼職者は、銀行の管理する非共有情報(オプトインしていない顧客又はオプトアウトした法人顧客に係る非公開情報)が、証券会社の管理する非共有情報のいずれか一方にしかアクセスすることはできません(金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針IV-3-1-4)。</p> <p>(2)複数の法人について外務員登録をすることはできません(金融商品取引法第64条の2第1項第3号)。</p> <p>③</p> <p>証券会社が、その親法人等又は子法人等との間で、事前に発行者等(有価証券の発行者又は顧客)の書面による同意を得ずに、非公開情報(発行者である会社の運営・業務若しくは財産に関する公表されていない重要な情報であって顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められるもの、又は自己等の役員・使用人が職務上知り得た顧客の有価証券売買等の注文動向その他の特別の情報をいうものと定義されています(金商業等府令1条第4項第12号)。なお、業者が有する情報が「非公開情報」に該当するかどうかは、当該定義規定の趣旨や例示列挙されている事項を踏まえて、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、全てを列挙することは困難であり対応は困難と考えられます。</p>	<p>金融商品取引法第40条第2号、第44条の3第1項第4号、第2項第4号、第64条の2第1項第3号、金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第1項第18号、第24号、第2項第153条第1項第7号、第2項第154条第4号、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針IV-3-1-4</p>	<p>①対応不可</p> <p>②対応不可</p> <p>③対応不可</p>	<p>① 銀証間での法人顧客情報の共有に係るファイアウォール規制は、金融分野における顧客情報保護の意識の高まりについて十分に留意していくことが必要であり、顧客が望んでいない場合にまで顧客情報の共有を認めることは適当ではないことから、顧客に明確にオプトアウトの機会を付与した場合に、共有を認めることとしたものです。また、登録金融機関の金融商品仲介業に係る弊害防止措置は、登録金融機関内部において融資業務と有価証券の取扱いを同時に行うことや、登録金融機関が金融商品取引業者の委託を受けて金融商品仲介業を行うことから、利益相反や銀行等の優越的地位の濫用のおそれが特に高いことを踏まえ、顧客保護の観点から設けられている規制です。規制の全面的な撤廃については、上記の規制の趣旨を踏まえれば、措置は困難です。</p> <p>これまでも実務上の支障が生じているものについては、規制の趣旨を踏まえつつ、以下のような明確化を図る等、必要な検討を行ってきたところです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・銀証間での法人顧客情報の共有に関して、発行者等が外国法人であって、現地規制において非公開情報の授受を制限する規定が存在しない場合に、電子メールで同意を得たときや、守秘義務契約や現地の商習慣上同意があると合理的に認められるときには書面同意を不要とするなどした「金融商品取引業等に関する内閣府令」及び「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正が平成26年4月1日から施行・適用。 ・顧客でない者の情報を間接的に授受した場合は、金融グループ内での情報共有に際して当該者の同意を必要としないという解釈を明確化するなどした「非公開情報の授受の制限に関するQ&A」を同年3月28日に公表。 <p>このように、これまでも規制の見直しを行ってきたところですが、利益相反による弊害の防止や銀行等の優越的地位の濫用防止、顧客保護といった制度趣旨を踏まえれば、書面同意及びオプトアウト制度に係るご要望を措置することは困難です。</p> <p>② また、銀証兼職者においても利益相反や優越的地位の濫用のおそれが特に高いことを踏まえれば、「非共有情報へのアクセス制限」を撤廃することや、複数の法人において外務員登録をすることを許容するとの措置は困難です。</p> <p>③ 「法人関係情報」は上場会社等に限定されていることから、ファイアウォール規制の対象情報の範囲として適切ではないと考えられます。また、「非公開情報」は、発行会社の運営・業務・財産に関する公表されていない重要な情報であって顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められるもの、又は自己等の役員・使用人が職務上知り得た顧客の有価証券売買等の注文動向その他の特別の情報をいうものと定義されています(金商業等府令1条第4項第12号)。なお、業者が有する情報が「非公開情報」に該当するかどうかは、当該定義規定の趣旨や例示列挙されている事項を踏まえて、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、全てを列挙することは困難であり対応は困難と考えられます。</p>			

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
- ◎: 各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
 - : 再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 - △: 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
				銀証間における法人顧客情報の共有に係る制限の撤廃等(続き)	<ul style="list-style-type: none"> ・オプトアウト制度・兼職制度は、顧客の利便性向上に資する制度であると思料するものの、現行規制の下では、オプトアウト制度の導入に伴う負担が大きく、平成20年金商法改正により実施された同規制の見直しの趣旨である多様で質の高い金融サービスの提供が、必ずしも実現出来ていない。 ・グループ内銀行・証券それぞれの顧客に対し、顧客毎の潜在的な取引ニーズの掘り起しにあたっては、銀証それぞれが有する金融商品取引にかかる知見の相互活用が極めて有効であるところ、顧客ニーズの分析・提案内容の検討を行う段階での顧客情報の銀証間での授受が困難であることに起因し、顧客本位の業務運営を一層深化させていくうえでの弊害となりがねない。 ・上記の通り、銀証間の法人顧客情報の共有には依然として制限が存在しており、本邦金融機関の海外金融機関との競争力確保に悪影響が生じている。また、顧客である日本企業も、銀証が連携した十分なサポートを受けられておらず、不利益を被っている状況。こうした状況はグローバル金融市場における本邦金融市場の地位低下、金融取引の国外移転による本邦市場の空洞化を招来するものであり、国民の金融リテラシー向上、「貯蓄から資産形成」の流れを加速することへの障害となっている。 ・また、平成29年7月、第4回法制審議会会社法制(企業統治等関係)部会にて、社債の管理の在り方に関して議論が行われ、銀行界としては法務省から提案された新たな社債管理機関に対する賛同の旨を表明したところである。他方、わが国の社債市場においては、発行体・投資家の裾野の一層の拡大に向けた制度改善の余地があるとも触れており、社債市場等の資本市場の活性化の観点からも、本要望のように、銀証間の連携強化により顧客利便性の向上に資する規制緩和が措置されることが肝要と考える。 ・そもそも、情報共有によって生じる可能性があるインサイダー取引、利益相反、優越的地位の濫用といった問題については、金融機関が負う守秘義務、金融商品取引法(利益相反管理体制等)や独占禁止法(優越的地位の濫用等)等による規制により手当てされており、さらにFW規制として規制することは過剰であると思料。 ・また、要保護性の高いプライバシー権保護を定める個人情報保護法において認められているオプトアウトの機会の提供では、「通知」だけでなく「本人が容易に知り得る状態に置く」という方法が認められていることからすれば、法人の顧客情報の共有におけるオプトアウトの機会の提供においても、同様の方法(「本人が容易に知り得る状態に置く」方法)が認められてしかるべきである。 ・外務員の二重登録については、外務員行為の効果の帰属先が不明確になるという問題が懸念されるものの、事前に自らの立場を明確にし、誤認防止に努めれば回避可能。 ・見直しが行われた場合、欧米銀同様にグローバル・ベースでの銀証連携が可能となり、邦銀の国際競争力の向上に寄与。また、幅広い法人顧客の資金調達・M&A、資金運用等のニーズに対し、銀証一体での、より多様で質の高い金融サービスが提供可能となる。 						
290925004	29年9月25日	29年10月19日	29年12月15日	銀証間における外国法人・外国籍個人の情報の共有に係る制限の撤廃	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同一グループ内の銀行・証券会社間で発行者等に関する「非公開情報」を授受するには、内部管理目的等の場合を除き、原則として当該発行者等の書面による同意が必要※。 ※ただし、発行者等が外国法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む)であって、かつ、当該発行者等が所在する国の法令上この号に規定する行為に相当する行為を制限する規定がない場合において、当該発行者等が電磁的記録により、同意の意思表示をしたとき又は非公開情報の提供に関し当該発行者等が締結している契約の内容及び当該国の商慣習に照らして当該発行者等の同意があると合理的に認められるときは、当該発行者等の書面による同意を得たものとみなされる。 <p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下記のいずれかの措置により、銀証間の外国法人・外国籍個人の情報の共有に係る制限を撤廃していただきたい。 <ul style="list-style-type: none"> ・外国法人や外国籍の個人を「発行者等」から除外する。 ・外国法人や外国籍の個人に関する情報を「非公開情報」「非公開融資等情報」から除外する。 <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クロスボーダー案件等において、外国法人や外国籍の個人等を顧客として業務を行う場合には、現地法の規制が適用されることになる。この場合、現地においては情報授受規制が設けられていない場合があり、この場合に現地法に加えて日本法に基づき情報授受規制の適用を受けてしまうことにより、本邦の金融機関のみが顧客の同意を得る必要が生じることとなるため、本邦以外の金融機関に比べて競争上著しく不利となってしまう。 ・海外法人や海外の個人を顧客として業務を行う場合、当該法人や個人の情報保護の利益については、基本的に現地法の規律に従って守られるべきものであり、これに加えてさらに本邦の情報授受規制を適用する必要性・合理性は認められない。 ・よって、これらの者については「発行者等」から除外する、あるいはこれらの者の情報を「非公開情報」「非公開融資等情報」から除外する等の改正を要望する。 	都銀懇話会	金融庁	金融グループ内の銀行・証券会社間で法人顧客の非公開情報を授受する場合には、オプトアウトの対象となりますが、個人顧客の非公開情報を授受するには、内部管理目的等の場合を除いて、顧客の書面による同意を得る等の必要があります。	金融商品取引業等に関する内閣府令第153条第1項第7号、第154条第1項第4号	対応不可	<p>銀証間での顧客情報の共有に係るファイアーウォール規制は、金融分野における顧客情報保護の意識の高まりについて十分に留意していくことが必要であり、顧客が望んでいない場合にまで顧客情報の共有を認めることは適当ではないことから、法人顧客に明確にオプトアウトの機会を付与した場合に、共有を認めることとしたものです。また、登録金融機関の金融商品仲介業に係る弊害防止措置は、登録金融機関内部において融資業務と有価証券の取扱いを同時に行うことや、登録金融機関が金融商品取引業者の委託を受けて金融商品仲介業を行うことから、利益相反や銀行等の優越的地位の濫用のおそれが特に高いことを踏まえ、顧客保護の観点から設けられている規制です。</p> <p>これまでも実務上の支障が生じているものについては、規制の趣旨を踏まえつつ、以下のような明確化を図る等、必要な検討を行ってきたところです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・銀証間での法人顧客情報の共有に関して、発行者等が外国法人であって、現地規制において非公開情報の授受を制限する規定が存在しない場合に、電子メールで同意を得たときや、守秘義務契約や現地の商慣習上同意があると合理的に認められるときには書面同意を不要とするなどした「金融商品取引業等に関する内閣府令」及び「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正が平成26年4月1日から施行・適用。 ・顧客でない者の情報を間接的に授受した場合は、金融グループ内での情報共有に際して当該者の同意を必要としないという解釈を明確化するなどした「非公開情報の授受の制限に関するQ&A」を同年3月28日に公表。 <p>このように、これまでも規制の見直しを行ってきたところですが、利益相反による弊害の防止や銀行等の優越的地位の濫用防止、顧客保護といった制度趣旨に加え、外国法人について上記の一部改正により必要な対応を行っていることや個人情報保護の重要性等を踏まえれば、外国法人・外国籍個人の情報の共有に係る制限を撤廃するとの措置は困難です。</p>

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項

○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項

△:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
290925005	29年9月25日	29年10月19日	29年12月15日	銀証間における個人情報共有に係る規制の緩和	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融グループ内の銀行・証券会社間で顧客の非公開情報を共有する際に、個人情報に関して書面による事前の同意が必要。 <p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> グループ内の銀行・証券会社間で個人の顧客情報を共有する際、法人と同様、オプトアウト制度の利用を許容頂きたい。 なお、オプトアウト制度については、①顧客情報を共有する個人に対する通知につき、書面等であることの撤廃、②金融商品仲介業務従事者をオプトアウト制度の対象に追加、を措置して頂きたい。 <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融グループにおける各社連携が顧客の一定の認知を得ており、顧客サイドには金融グループベースで最適なサービスの提供を迅速に享受したいとのニーズが強まっている。 一方、個人の顧客情報を銀証間で共有するためには、書面による同意取得(オプトイン)が必要となっており、顧客・金融機関双方にとって煩雑感・負担感が生じている。 個人情報保護法上はグループ内における共同利用が認められているところ、銀証間のみ個人情報保護法を超える規制は過剰対応と考えられる。 なお、金融審議会における議論では個人情報について、個人についてオプトインを要する根拠は必ずしも明確にはされておらず、専門委員からも「ファイアウォール規制としてグループ内の銀行と証券会社だけに個人情報保護法を超えるレベルの保護措置を講じるということに若干の疑問を感じる。個人のお客様に対して、規制を維持する目的は何なのか。グループ特有の弊害等は何かといったところは不明瞭な部分がある。今後しかるべき時期に、グループ内の個人情報の共有についての重畳的規制の撤廃について議論がなされることを期待」とのコメントがあった。 	都銀懇話会	金融庁	金融グループ内の銀行・証券会社間で法人顧客の非公開情報を授受する場合には、オプトアウトの対象となりますが、個人顧客の非公開情報を授受するには、内部管理目的等の場合を除いて、顧客の書面による同意を得る等の必要があります。	金融商品取引業等に関する内閣府令第153条第1項第7号、第154条第1項第4号	対応不可	<p>銀証間での顧客情報の共有に係るファイアウォール規制は、金融分野における顧客情報保護の意識の高まりについて十分に留意していくことが必要であり、顧客が望んでいない場合にまで顧客情報の共有を認めることは適当ではないことから、法人顧客に明確にオプトアウトの機会を付与した場合には、共有を認めることとしたものです。また、登録金融機関の金融商品仲介業に係る弊害防止措置は、登録金融機関内部において融資業務と有価証券の取扱いを同時に行うことや、登録金融機関が金融商品取引業者の委託を受けて金融商品仲介業を行うことから、利益相反や銀行等の優越的地位の濫用のおそれが特に高いことを踏まえ、顧客保護の観点から設けられている規制です。</p> <p>これまでも実務上の支障が生じているものについては、規制の趣旨を踏まえつつ、以下のような明確化を図る等、必要な検討を行ってきたところです。</p> <ul style="list-style-type: none"> 銀証間での法人顧客情報の共有に関して、発行者等が外国法人であって、現地規制において非公開情報の授受を制限する規定が存在しない場合に、電子メールで同意を得たときや、守秘義務契約や現地の商慣習上同意があると合理的に認められるときには書面同意を不要とするなどした「金融商品取引業等に関する内閣府令」及び「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正が平成26年4月1日から施行・適用。 顧客でない者の情報を間接的に授受した場合は、金融グループ内での情報共有に際して当該者の同意を必要としないという解釈を明確化するなどした「非公開情報の授受の制限に関するQ&A」を同年3月28日に公表。 <p>このように、これまでも規制の見直しを行ってきたところですが、利益相反による弊害の防止や銀行等の優越的地位の濫用防止、顧客保護といった制度趣旨に加え、個人情報保護の重要性等を踏まえれば、個人の顧客情報の共有についてオプトアウト制度の利用を許容するとの措置は困難です。</p>
290925006	29年9月25日	29年10月19日	29年12月15日	非公開融資等情報の遮断の撤廃について	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 登録金融機関の金融商品仲介業務に従事する役職員は、融資業務・金融機関代理業務に従事する役職員との間で、「有価証券の発行者である顧客の非公開融資等情報」を、当該顧客の同意書なく授受することは禁止されている。また同意書を取得している場合でも、重要情報(法人関係情報)の授受は禁止されている。 「非公開融資等情報」とは、①融資業務・金融機関代理業務に従事する役職員が職務上知り得た当該顧客の事業に関する非公表若しくは特別な情報で、金融商品取引業・金融商品仲介業務に従事する役職員が勧誘する有価証券の投資判断に影響を及ぼすもの、または②金融商品取引業・金融商品仲介業務に従事する役職員が知り得た、当該顧客の有価証券売買やその他取引に関する注文動向他の特別な情報で、当該有価証券の発行者にかかる融資業務・金融機関代理業務に重要な影響を及ぼすと認められるものをいう。 <p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 顧客からの同意書未取得の状況においても、銀行内の金融商品仲介業務従事者(本部役職員)と融資業務従事者(拠点役職員)との間の非公開融資等情報の授受禁止規制を撤廃する。 但し重要情報の授受禁止の規制は撤廃しない。 <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記規制の遵守に伴う行内手続(連携手続等)が煩雑であり、融資業務従事者である拠点及び本部部署が発掘した顧客の証券関連投資運用ニーズ等情報を、金融商品仲介業務従事者ひいては証券子会社へのスムーズな連携を疎外している。 この結果、顧客のニーズ充足を迅速に満たすことが難しく、かつ行内内部署の運用上の負荷(情報遮断のための体制確保等)も相応にかかっていることから、上記規制の撤廃を要請するもの。 	都銀懇話会	金融庁	金融商品仲介業務に従事する役員又は使用人が、有価証券の発行者である顧客の非公開融資等情報を融資業務若しくは金融機関代理業務に従事する役員若しくは使用人から受領し、又は融資業務若しくは金融機関代理業務に従事する役員若しくは使用人に提供する行為は、非公開融資等情報の提供について、事前に顧客の書面による同意を得ている場合等を除いて禁止されています(金融商品取引業等に関する内閣府令150条5号)。	金融商品取引法第44条の2第3号 金融商品取引業等に関する内閣府令第150条第5号	対応不可	登録金融機関が融資業務において入手した非公開融資等情報を、当該登録金融機関の金融商品仲介業務従事者(ひいてはグループ証券会社等)に対して伝達することは、利益相反行為等につながるおそれがあることから、当該情報の伝達に当たり、顧客の同意を求める規制を撤廃することは困難です。
290925007	29年9月25日	29年10月19日	30年2月5日	複数銀行を有する金融グループにおける外務員登録の緩和	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 複数の金融商品取引業者等又は金融商品仲介業者について外務員登録を行うことは認められていない。 <p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 複数銀行を有する金融グループにおいては、当該グループ内の複数銀行での外務員登録、あるいは当該グループとしての外務員登録を認めて頂きたい。 <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 昨今、持株会社を活用し、県域の枠を超えた銀行間の経営統合の動きが進展しており、加えて、2016年5月には、金融グループの業務運営効率化等を促進する改正銀行法が成立したことから、今後、そうした経営統合の動きが一層進展することが予想される。 こうした中で、本要望が実現すれば、同一グループに属する銀行間の垣根を越えて、投資商品等のサービス提供が可能となるため、顧客にとっては、サービスを受ける店舗が増加することにより店舗利用の利便性が向上する。 また、人材育成等の観点から、グループ内の銀行間において社員の異動を実施した際、現行制度下では、外務員登録の変更を行う必要があり、当該変更に一定の期間を要することから、異動した社員については一定期間投資商品の販売等を行うことが出来ないため、銀行にとっては機会損失を生じているが、本要望が実現に至れば、異動に関わらず、顧客への提案が可能となる。 	都銀懇話会	金融庁	金融商品取引業者等は、勧誘員、販売員、外交員その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、その役員又は使用人のうち、その金融商品取引業者等のために有価証券の売買・媒介・取次等を行う者について、外務員登録簿に登録を受けなければならないとされており(金融商品取引法64条1項)、登録を受けようとする場合には、金融庁長官に登録申請書を提出しなければならないとされています(同条3項)。	金融商品取引法64条の2第1項第3号	対応不可	複数業者で登録された外務員の行為について、例えば有価証券の売買の勧誘を行う場合には、その所属する業者のいずれにおいても当該有価証券の売買が可能であることを踏まえると、どの業者を代理して勧誘行為を行ったのか不明確になってしまい、外務員の責任の所在が曖昧になってしまうおそれがあります。こうした金融商品の商品性に鑑みると、緩和は困難です。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
△:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
290925008	29年9月25日	29年10月19日	30年9月26日	保険募集時の制限に関わる規制の撤廃	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】 □銀行が事業性融資を行っている企業の代表者もしくは個人事業主又は従業員50人以下の企業・個人事業主の役員・従業員に対する、募集に係る手数料を収受した、第3次解禁商品(一時払終身保険等)(※1)や全面解禁商品(医療保険等)の保険募集の禁止(いわゆる「保険募集制限先規制」)。 □事業性融資の担当者による第3次解禁商品や全面解禁商品の保険募集の禁止(いわゆる「担当者分離規制」)。 □事業性融資を申込中の顧客(※2)に対する第3次解禁商品や全面解禁商品の保険募集の禁止(いわゆる「タイミング規制」)。 □銀行の保険募集制限先規制またはタイミング規制に該当することを知りながら、銀行のグループ会社等が第3次解禁商品・全面解禁商品を募集することの禁止(いわゆる「知りながら規制」)。 (※1)平成24年4月1日の保険業法施行規則施行により、保険契約者が法人であるものを除き、第3次解禁商品は規制対象から除外。 (※2)平成24年4月1日の保険業法施行規則施行により、非事業性資金(住宅ローン等の個人ローン)の融資申込者については、規制対象から除外。</p> <p>【具体的要望内容】 □上記規制の撤廃、乃至は、第二分野の保険商品の保険募集制限先規制、タイミング規制及び知りながら規制の撤廃。</p> <p>【要望理由】 □以下の場合等、顧客本位の商品・サービスの提供ができなくフィデューシャリーデューティー(FD)に反する。 ①銀行との融資取引に無関係な一般従業員も規制され、顧客の自由な商品・サービス選択を阻害 ②顧客の自由意思に基づく保険加入が阻害され、責任開始の遅れによる重大な不利益を顧客が被る可能性 (例えば、自動車保険については、一般的に自動車リース会社が車両リースと一体的に提供しているが、自動車リース会社が銀行の特定関係者である場合、本規制による実務負担等を考慮した結果、保険を販売できず、結果として、顧客の利便性が阻害されているケースがある。) □既に優越的地位を不当に利用した保険募集の禁止や、他の銀行取引等に影響を及ぼさないことについての説明義務等が措置されており、本規制は過剰。 □形式的な弊害防止措置を行うことで、これを担保しようとする銀行側の取組みに過度の負担がかかり、実務上の負担大。 □さらに第二分野の保険商品については、補償を求めるニーズが顕在化している保険商品が大宗であることに加え、その他の保険商品と比して契約期間が短かつ身体の状況に関する告知も求められておらず再加入困難性は認められないこと、保険契約の対象が明確であり保険金額の上限が設定されることを踏まえ、圧力募集が行われることを未然に防止する保険募集制限先規制、タイミング規制および知りながら規制を措置することは、より一層過剰。 □加えて、顧客にとっても、専業の保険代理店より顧客に関する情報を豊富に取得することの多い銀行で募集を行うことで顧客本位の良質なサービスをワンストップで享受可能。</p>	都銀懇話会	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タイミング規制 ・担当者分離規制 ・預金との誤認防止措置	保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等	検討を予定	銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。 弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府令等を改正し、 ・融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。	
290925009	29年9月25日	29年10月19日	30年9月26日	生命保険の募集に関わる構成員契約規制の撤廃	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】 □企業が生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(特定関係法人)の役員・従業員に対する保険募集を禁止。</p> <p>【具体的要望内容】 □構成員契約規制の撤廃。</p> <p>【要望理由】 □以下の場合等、顧客本位の商品・サービスの提供ができなくフィデューシャリーデューティー(FD)に反する。 ①構成員契約規制は、優越的地位の濫用や圧力募集の防止を目的として設けられた規定であるが、その実態に係らず、事前かつ一律に募集を禁止する過剰規制。形式基準のため、顧客申出による場合も保険の販売が出来ず、顧客の自由な商品・サービス選択を阻害。 ②金融コングロマリット化が進み、資本提携先が多くなるほど、規制対象先が増加することになり、金融サービス機能の充実を阻害している。 ③顧客の自由意思に基づく保険加入が阻害され、責任開始の遅れによる重大な不利益を顧客が被る可能性がある。 □規制対象となる「密接な関係を有する者」(特定関係法人)の範囲が幅広く、直接出資関係のない大企業も含まれるなど、顧客の理解が得られないケースが多い。 □規制対象となる「募集人等の特定関係法人の特定関係法人」や、「募集人等の特定関係法人を特定関係法人とする法人」などは、直接的な取引関係や出資関係がないことが多く、調査負担が極めて重い。 □損害保険や第三分野商品では規制がなく、生命保険だけに適用される規制であり、妥当性を欠く。</p>	都銀懇話会	金融庁	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(法人)の役員・従業員に対する保険募集は一部の保険商品を除き禁止されています。	保険業法第300条第1項第9号 同法施行規則第234条第1項第2号 平成10年大蔵省告示第238号 保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ-4-2-2(7)③	検討を予定	生命保険契約の長期性、再加入困難性等に鑑み設けられている規制であり、その趣旨を踏まえつつ、引き続き慎重に検討を行う必要があります。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
△:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
290925010	29年9月25日	29年10月19日	30年9月26日	保険募集における非公開情報保護措置の撤廃	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 銀行業務に際し知り得た顧客の非公開情報を、顧客の事前の同意なしに、保険募集に利用することは禁止されている。 また、保険募集に際し知り得た顧客の非公開情報を、顧客の事前同意なしに、銀行業務に利用することも禁止されている。 <p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 非公開情報保護措置については、個人情報保護法に一体化する方向で見直しを行い、保険業法施行規則の規定は撤廃。 <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 銀行が保険を販売する際にのみ適用される規制であり妥当性がない(銀行以外の代理店、例えば証券会社等は対象外。銀行が保険以外の商品を販売する場合は対象外)。 すでに個人情報保護法に基づく利用同意を取得しているのにも関わらず、保険募集、商品説明等を行う前に事前同意を取得することは他に例がないこともあり、顧客の理解を得るのが難しい(実務上、保険募集と他の金融サービスの提供を区分することは困難であり、総合的な金融サービスの提供を阻害)。 平成29年3月30日に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」原則6のとおり、「金融事業者は、顧客の資産状況、取引経歴、知識及び取引目的・ニーズを把握し、当該顧客にふさわしい金融商品・サービスの組成、販売・推奨等を行うべき」であり、顧客のライフスタイルの多様化を踏まえ、保有する情報を最大限活用して、顧客の最善の利益を図りつつ、積極的に顧客にふさわしい商品の情報提供を行うべきである。 	都銀懇話会	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 <ul style="list-style-type: none"> 非公開情報保護措置 融資先販売規制 タイミング規制 担当者分離規制 預金との誤認防止措置 	保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等	検討を予定	銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。 弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府令等を改正し、 <ul style="list-style-type: none"> 融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、 預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる 等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。	
290925011	29年9月25日	29年10月19日	30年6月15日	都銀等による信託業務に係る規制緩和	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 現状、都銀本体、信託銀行子会社、信託代理店は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」により、併営業の一部である不動産売買・仲介等の不動産関連業務を行うことができない。 <p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 不動産売買の媒介、貸借の媒介・代理等の不動産関連業務等を、都銀本体、子会社、信託銀行子会社、信託代理店に解禁。 不動産取引一任代理等(宅地建物取引業第50条の2第1項)を都銀本体、子会社、信託銀行子会社に解禁。 <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一部の信託兼営金融機関は不動産業務を行っており、これらの金融機関において当該業務により、不動産仲介を行うとともに当該不動産取得資金を融資する事例もみられるが、経営の健全性が損なわれている状況にもなく、都銀本体、都銀子会社、信託銀行子会社および信託代理店に対して、併営業の一部を制限することの理論的根拠は不明確。また融資市場においては、公平な競争条件が形成されていない面あり。 都銀または都銀子会社によるREIT運用会社設立、または買収を検討するも、宅地建物取引業、及び取引一任代理が解禁されないため、参入できない。都銀または都銀子会社によるREIT運用会社設立、または買収を実現させるためには、宅地建物取引業及び取引一任代理の解禁が必要不可欠。 顧客財産の総合運用管理サービスの充実を通じた顧客利便性の一段の向上のためには、不動産関連業務を含めた信託業務の解禁が不可欠。 都銀等の健全なプレーヤーの参入により、不動産市場の活性化、健全化が期待でき、ひいては日本経済の発展に寄与することが期待できる。顧客からは、信託兼営金融機関が行っている業務内容も鑑み、都銀等の顧客基盤・情報ネットワークに基づいた、信託兼営金融機関同様の不動産売買情報の提供を期待されている。 都銀では、高齢者人口増加に伴い、資産承継・相続に関わる相談の中でも不動産関連の相談が増加傾向にあるが、現在の信託代理店業務として認められている範囲内では不動産関連業務について対応できず、ワンストップで顧客ニーズに応えられないばかりか、信託銀行の支店が存在しない地域の顧客においては、ワンストップサービスへのアクセスが阻害されている状況。店舗数の多い都銀等での不動産関連業務解禁はお客様の利便性を高めるとともに、情報増加に伴う不動産市場の活性化にも繋がること期待される。 金融機関の財務及び業務の健全性確保については、バーゼルIIに基づく適切なオペレーショナルリスクの管理等により達成可能(媒介、取引一任代理等のみであり、宅地建物取引業、または取引一任代理が解禁されることで、都銀または都銀子会社自らが不動産自体をB/S上に保有することは考えていない。)。取り扱い対象を、一定規模を超えるもので、かつ銀行業務またはREIT運用業に関連する案件に限定することにより既存の不動産業者の事業基盤の侵害を最小限とすることは可能。 REIT運用会社設立にあたって、法規制を受けている業種は、都銀のみ。不動産会社、総合商社、ノンバンク、旅館業者、小売業者、鉄道業者、電力会社、物流会社、証券会社、国内私募ファンド、外資ファンド等はREIT運用会社を有している。2016年8月、生命保険会社や、日本政策投資銀行までが、宅地建物取引業及び取引一任代理を行う各子会社(REIT運用会社)を通じてREIT運用を開始。なお、信託兼営金融機関(信託銀行)は、子会社としてREIT運用会社を有している事例がある。 尚、本要望が実現した場合のメリットや具体的なニーズは以下の通り。 <ul style="list-style-type: none"> 国土交通省が標榜する「REIT市場30兆円」に資する事業者の拡大。 今後想定されるREIT救済において、都銀による支援体制の1つとなる可能性あり。 個人投資家を含むREITエクイティ投資家の保護に繋がる。 都銀顧客には不動産売買ニーズ及び情報が数多くあり、顧客からも都銀の不動産ビジネス参入期待有り(上場REITの資産運用会社からの買収不動産売買情報提供ニーズなど) 都銀で不動産仲介は、利益相反防止など金融機関の基準に基づいた顧客本位の不動産取引に繋がる。 	都銀懇話会	金融庁	一部の信託兼営金融機関を除き、不動産業務を行うことが禁止されています。	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項・金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第3条・金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第3条第1項	検討を予定	銀行本体における不動産関連業務への参入については、他業を営むことによるリスクの遮断、銀行業務に専念すること等による銀行等の経営の健全性確保といった他業禁止の趣旨を踏まえる必要があり、中長期的な検討を要するため、直ちに措置することは困難です。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項

○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項

△:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
290925012	29年9月25日	29年10月19日	30年7月23日	銀行本体によるベンチャー企業等株式の私募の取扱い及び売買の媒介の解禁	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <p>登録金融機関には、現行法下でも、非上場株式の私募の取扱いが認められているが(金融商品取引法第33条第2項第4号イ)、日本証券業協会の自主ルールにより、取扱い可能な株式は、原則としてグリーンシート銘柄に限定されている(日証協「店頭有価証券に関する規則」第3条、第6条、注)。(注)さらに、グリーンシート銘柄制度は近く廃止され、新たな非上場株式の取引制度に移行予定(日証協「非上場株式の取引制度等に関するワーキンググループ」報告書、2014年6月17日)。同制度の活用は証券会社のみ限定されているため、新制度移行後は、登録金融機関によるグリーンシート銘柄の私募の取扱いも認められなくなる見込み。</p> <p>登録金融機関には、上場/非上場を問わず、株式の売買の媒介が認められていない(金融商品取引法第33条第1項及び第2項第4号、銀行法第11条第2号)。</p> <p>【具体的要望内容】</p> <p>投資家の保護、優越的地位の濫用防止、利益相反の防止などの適切な弊害防止措置を講じた上で、①私募の取扱い及び売買の媒介に関しては、日証協の自主ルール上、協会員にグリーンシート銘柄以外の非上場株式の取扱いを認めるとともに、②金融商品取引法上の登録金融機関の業務範囲に非上場株式の売買の媒介を追加し、銀行本体によるベンチャー企業等株式の私募の取扱い及び売買の媒介を許容されたい。</p> <p>【要望理由】</p> <p>ベンチャー企業や第二創業を目指す中堅企業など、新規事業の立ち上げ段階にある企業には、①エクイティによる資金調達ニーズや、②販路や技術の補完を目的とした大企業等との出資を伴うアライアンスニーズが存在。また、③オーナー経営者が高齢である企業では、事業承継に伴う他企業等への株式売却ニーズが存在する。</p> <p>一方、大企業等側にも、④オープンイノベーションの促進や先端技術の獲得、新事業分野への進出等を目的として、優れた技術を有するベンチャー企業等への出資、買収ニーズが存在する。</p> <p>現行制度上、銀行には、グリーンシート銘柄以外の非上場株式の私募の取扱いや株式の売買の媒介が禁止されているため、現状、これらベンチャー企業等と大企業等のニーズを結びつける機能は、紹介ベースの対応やその他の付随業務(M&Aに関する業務等)として認められる範囲に限定されており、「最終的に当事者間での株式の売買のみで取引が完結する少額M&A」や「マイノリティでのエクイティ調達・出資案件」については、顧客ニーズに必ずしも十分対応できていないのが実情。</p> <p>銀行は、その幅広い顧客基盤を通じて、双方のニーズを把握しているため、ベンチャー企業等の株式の私募の取扱い及び売買の媒介が解禁されれば、より積極的な形でこれらのニーズを結びつけることが可能となり、成長産業の育成、ひいては日本経済の活性化に貢献できるものと考えられる。また、IPO以外の投資の出口を整備することにもつながり、起業の活発化や非上場企業へのリスクマネー供給を促す好循環も期待できる。加えて、政府が進めているベンチャー・エコシステムの形成に貢献できる。</p> <p>銀行に本業務を認めることで想起される、①非上場会社は、ディスクロージャーが十分に行われていない場合が多く、投資者が不測の損害を被るおそれがあること、②銀行による優越的地位の濫用や利益相反の防止を徹底する必要があるといった点については、例えば、①非上場株式の電子募集取扱業務に係る情報提供義務(改正金融商品取引法第43条の5)に準じた義務の導入や、②優越的地位の濫用や利益相反の防止に係る態勢整備を監督指針に明記すること、③投資家の範囲を限定(いわゆる外形基準の導入)することにより投資家保護に欠ける取引を事前に排除することにより対処可能と考えられる。なお、銀行に同業務を認めても、非上場株式自体を取得する訳ではないため、銀行の健全性に悪影響を及ぼす可能性は低い。</p>	都銀懇話会	金融庁	法令上、登録金融機関は、①有価証券の私募の取扱いや②金融商品仲介業務(金融商品取引業者の委託を受けて、当該金融商品取引業者のために行う有価証券の売買の媒介等)を行うことができますが、非上場株式の私募の取扱いや非上場株式の売買の媒介を行うことは、日本証券業協会の自主規制ルール(店頭有価証券に関する規則)で原則禁止されています。	金融商品取引法第33条第2項第4号 日本証券業協会「店頭有価証券に関する規則」第3条、第4条	その他	登録金融機関が、ベンチャー企業等に関して、非上場株式の私募の取扱いや非上場株式の売買の媒介を行うことについては、投資者保護や優越的地位の濫用、利益相反等の観点から、日本証券業協会において慎重に取扱われることが必要と考えられます。	
290925013	29年9月25日	29年10月19日	29年11月30日	グループ会社による事業性融資の保証業務の解禁	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <p>平成19年6月1日に改正施行された「平成10年11月24日金融監督庁・大蔵省告示第9号」では、銀行等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務として、「債務の保証のうち、銀行(持株会社)の子会社、子法人等および関連法人等による事業者に対する事業性資金に関するもの」と規定されている。そのため、グループ会社間の事業性融資の保証業務は取り扱うことができない。</p> <p>一方、個人向け融資への保証業務や、グループ外の事業性融資への保証については従事可能。</p> <p>【具体的要望内容】</p> <p>グループ会社が独自に開発したモデルを活用して、従来銀行が貸出し難かった零細企業や個人事業主に対して財務情報に依存しない柔軟なファイナンスの提供を可能とする観点から、グループ会社による事業性融資の保証業務の解禁を要望するもの。</p> <p>【要望理由】</p> <p>事業法人との貸出取引に関して、銀行と、グループ会社のクレジットカード会社や消費者金融ファイナンス会社とは、伝統的に顧客層が異なり、後者の会社では、零細企業や小規模事業者なども多数取引を行っているため、取引歴や代表者の属性などをスコアリングして信用力、リスクを評価して貸出する与信ノウハウが蓄積されている。</p> <p>グループ会社間の事業性融資保証が可能となれば、こうしたグループ内の金融子会社が独自に蓄積した与信ノウハウ等を活用して、財務情報に依存しない柔軟なファイナンスが可能となるもの。</p>	都銀懇話会	金融庁	銀行及び銀行持株会社は、子会社対象会社以外の会社を子会社としてはならない。(銀行法第16条の2、52条の23、同法施行規則第17条の2、第17条の3、第34条の16)貸付金担保の評価等に係る子会社対象会社として、担保評価・管理会社(他の事業者が行う資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の担保の目的となる財産の評価、当該担保の目的となっている財産の管理その他当該財産に関し必要となる事務を行う業務を行なう会社)が認められている。(銀行法施行規則第17条の3第1項第10号、第34条の16第3項第10号)	銀行法施行規則第17条の3第1項第10号、第34条の16第3項第10号 銀行法施行規則第十七条の三第二項第三号及び第三十八号の規定に基づく銀行等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件第1条第1項	検討を予定	現行制度上、銀行等が、当該銀行等が供与する事業性ローンに対し保証を行う会社を子会社とすることは、銀行等グループとしてのリスク管理の適切性や経営の健全性等の観点から、原則として禁止しています。当該規制の解禁については、グループベースでのリスク管理態勢の構築状況を注視しつつ、顧客企業の利便性等の観点も踏まえ、引き続き、総合的に検討を行います。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

- ◎: 各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
- : 再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- △: 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
290925014	29年9月25日	29年10月19日	29年11月30日	ABLの普及促進に資する子会社金融関連業務の追加	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・銀行及び銀行持株会社は、子会社対象会社以外の会社を子会社としてはならない。(銀行法第16条の2、52条の23、同法施行規則第17条の2、第17条の3、第34条の16) ・銀行及び銀行持株会社の子会社は、債務保証業務を行うことが認められているが、グループ会社間の事業性融資の保証業務は取り扱うことができない。(平成10年11月24日金融監督庁・大蔵省告示第9号第1条第1項) <p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・銀行等による動産・債権担保融資(ABL)に係る保証業務に限定し(例えば、銀行又は銀行持株会社の子会社が担保取得し、当該担保の価値を裏付けとし、その価値の範囲内にて限定して(実際の担保処分価格等)、融資取扱銀行に債務保証を行う場合等)、取扱いを認めて頂きたい。 <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・我が国中小企業における主要な資金調達手段である銀行融資については、従来、不動産や人的保証による信用補完が中心であったが、近年、不動産・保証に依存しない融資手法として、ABLに期待が寄せられており、経済産業省「ABL研究会報告書」では潜在市場は78兆円とされている(24年3月末残高は約1兆円)。 ・米国では、1980年代からABLへの取組みが本格化し、事業向け融資に占める比率は約20%とされる一方で、我が国においては企業向け融資に占める割合は0.1%程度にとどまっている(平成23年6月日銀レビューより)。 ・ABLの普及に向け、平成24年6月の法改正により、子会社従属業務に「担保の目的となっている財産の換価・処分」が追加され、動産担保の評価・管理・換価プロセスを銀行グループに内製化することが可能となった。 ・各銀行においてABLに注力する動きも見られるが、担保の多様性故にノウハウの定着化が進まず、結果としてABL普及が加速しない側面もある。このため、住宅ローン等と同様にグループ保証会社に実務を集約することによって、プロセスの標準化・効率化や、ノウハウの高度化が可能となり、今後のABL普及に資すると考えられる。 	都銀懇話会	金融庁	銀行及び銀行持株会社は、子会社対象会社以外の会社を子会社としてはならない。(銀行法第16条の2、52条の23、同法施行規則第17条の2、第17条の3、第34条の16) 貸付金担保の評価等に係る子会社対象会社として、担保評価・管理会社(他の事業者の行う資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の担保の目的となる財産の評価、当該担保の目的となっている財産の管理その他当該財産に関し必要となる事務を行う業務を行なう会社)が認められている。(銀行法施行規則第17条の3第1項第10号、第34条の16第3項第10号)	銀行法施行規則第17条の3第1項第10号、第34条の16第3項第10号 銀行法施行規則第十七条の三第二項第三号及び第三十八号の規定に基づく銀行等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件第1条第1項	検討を予定	現行制度上、銀行等が、当該銀行等が供与する事業性ローンに対し保証を行う会社を子会社とすることは、銀行等グループとしてのリスク管理の適切性や経営の健全性等の観点から、原則として禁止しています。当該規制の解禁については、グループベースでのリスク管理態勢の構築状況を注視しつつ、顧客企業の利便性等の観点も踏まえ、引き続き、総合的に検討を行います。	
290925015	29年9月25日	29年10月19日	30年7月23日	外国において主として金融関連業務を営む会社買収時の業務範囲規制の適用猶予	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> □外国において金融関連業務を営む会社を買収する際、買収対象となる頂点金融機関が子会社対象会社である場合は、当該会社の傘下に子会社対象会社以外の会社が存在する場合でも、原則5年間の業務範囲規制の適用猶予が認められている(平成26年銀行法改正)。 □買収対象となる頂点金融機関が、銀行業を営む外国の会社である場合は、当該会社の業務範囲規制は、原則として現地法令に照らして判断することとされている。 <p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> □金融グループの柔軟なクロスボーダー買収戦略を可能とする観点から、外国において主として金融関連業務を営む会社買収時の、業務範囲規制の適用猶予を要望するもの。 <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> □外国において金融関連業務を営む会社を買収する際、買収対象となる頂点金融機関が子会社対象会社である場合は、当該会社の傘下に子会社対象会社以外の会社が存在する場合でも、原則5年間の業務範囲規制の適用猶予が認められている(平成26年銀行法改正)。また、買収対象となる頂点金融機関が、銀行業を営む外国の会社である場合は、当該会社の業務範囲規制は、原則として現地法令に照らして判断することとされている。 □地方、買収対象となる頂点金融機関が主として金融関連業務を営んでいたとしても、銀行の子会社が営むことのできる業務以外の業務を一部でも営んでいる場合は、5年間の猶予措置の適用はなく、買収そのものが認められず、金融グループの柔軟なクロスボーダー買収戦略の阻害要因となっている。 □原則5年以内に売却、業務取止めを行うのであれば、買収対象となる金融グループのどのエンティティが銀行の子会社が営むことのできる業務以外の業務を営んでも、銀行グループの健全性への影響に然程違いはなく、同等の措置をお願いしたい。 	都銀懇話会	金融庁	銀行の外国における子会社の業務範囲については、国内における子会社と同様の範囲に限定されています。	銀行法第16条の2第1項及び第4項	対応不可	銀行子会社の業務範囲については、銀行業務とのリスクの同質性や子会社として行う業務の具体的なニーズ等を踏まえて規定されています。これらの趣旨を踏まえれば、外国における子会社の業務範囲のあり方については、慎重に検討する必要があると、直ちに提案に対応することは困難です。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
- ◎: 各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
 - : 再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 - △: 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
290925016	29年9月25日	29年10月19日	30年6月15日	外国子会社(証券会社)の業務範囲規制の緩和・明確化	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・銀行法上の銀行・銀行持株会社(以下「銀行等」)の子会社の範囲規制により、銀行等の子会社の営むことのできる業務の範囲が規制されている。 ・この点、有価証券関連業を営む外国の会社(銀行法第16条の2第1項第8号、第52条の23第1項第7号)が営むことのできる業務の範囲は必ずしも明確ではない。 ・具体的には、外国銀行子会社には、監督指針V-3-3-4(1)において、「現地監督当局が容認するものは…原則として容認」とあるものの、外国証券子会社には同様の規定はない。 ・また、国内の証券専門子会社は、有価証券関連業のほか、一定の業務(金商法第35条第1項第1号から第8号までに掲げる行為を行う業務その他内閣府令で定める業務)が取扱可能であるのに対し、外国証券子会社には同旨の規定はない。 <p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・銀行等の子会社のうち、「有価証券関連業を営む外国の会社」の営むことができる業務を緩和・明確化していただきたい。具体的には、有価証券関連業務を営む外国の子会社について、①海外現地規制上許容される業務 ②国内の「証券専門子会社」が行える業務、を当然に行えるように緩和・明確化していただきたい。 <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・銀行等の外国の子会社について、「わが国の銀行が外国の…証券会社…を子会社としようとする場合、外国の法制度いかんによっては、当該子会社が本業とは別の一般事業を兼営しているケースも想定される。これに関しては、銀行の子会社の業務範囲制限を厳密に適用し、当該外国の会社について一般事業を一律に禁止すれば、わが国の銀行の国際的な業務展開に支障を及ぼすおそれがあるため、法律上そうした制限は設けられていない。したがって、銀行がこうした外国の会社を子会社とすることを認めるかどうかの監督当局の判断にあたっては、専らその業務内容や財務の状況等を実質的に審査することとなる。」(木下信行編『解説 改正銀行法』192頁)とされており、本業と別の一般事業を兼営している外国の証券会社が、その業務内容等の審査を経た上で銀行等の子会社となることが想定されているが、かかる一般事業として許容される業務の範囲は明確ではない。 ・また、銀行業を営む外国の会社(以下「銀行現法」)との関係では、銀行現法が行う業務につき「バーゼルコンコルダット(「銀行の海外拠点監督上の原則」1975年バーゼル委員会(1983年改訂))の趣旨にかながみ、現地監督当局が容認するものは、銀行法の趣旨を逸脱しない限り原則として容認するものとする」とされており(主要行等向けの総合的な監督指針V-3-3-4(1)注記)、同様の趣旨は証券業を営む外国の会社(以下「証券現法」)についてもあてはまり得ると考えられるが、上記監督指針の規定では銀行現法のみ而言及されており証券現法の取扱い(業務範囲の考え方について銀行現法と同様に考えられるのか何らかの区別が必要なのか)が明確ではない。 ・さらに、銀行子会社である国内の証券会社(以下「証券専門会社」と)の対比では、証券専門会社においては有価証券関連業のみならず金商法第35条第1項第1号から第8号までに掲げる行為を行う業務「その他内閣府令で定める業務」が業務範囲として明記されているのに対し、証券現法においては、銀行法の条文中、「有価証券関連業」についてのみ言及されており、現地法で許容される場合に、証券専門会社と同様の業務を行うことができるか否か、(他業規制の趣旨からかかる業務が禁止される理由はないと思われるが)銀行法の文言上は必ずしも明らかではない。 ・なお、銀行等による他の会社の子会社化の場面では、その認可手続において、他の事項とあわせて子会社の業務範囲についても審査が行われるが、子会社化した後の新規事業の開始(事業範囲の拡大)の場面では、銀行法第16条の2第9項、第52条の23第8項により子会社化に関する認可手続が準用される場合があるほか、法文上は当局の審査が必要とはされていない。従って、子会社の事後的な業務範囲の変更について基本的には銀行等側で銀行法上の子会社範囲規制への抵触の有無の判断を行うことが想定されているとも考えられるが、外国会社の子会社化の場面では業務内容につき当局の実質審査が求められていることとのバランス上もかかる判断は容易ではない。 ・上記諸事情は証券現法による事業展開の事実上の制約となっており、業務範囲の緩和・明確化が望まれる。 	都銀懇話会	金融庁	銀行及び銀行持株会社は、「有価証券関連業を営む外国の会社」を子会社とすることができます。	銀行法第16条の2、第52条の23	現行制度下で対応可能	銀行法上、銀行は外国で有価証券関連業を営む外国の会社を子会社とすることができる。当該外国の会社が営んでいる兼営業務について、「申請銀行が子会社対象銀行等の業務の健全かつ適切な遂行を確保するための措置を講ずることができる」と(銀行法施行規則第17条の5第2項第5号)などの審査基準に適合していると認められる場合には、金融庁長官の認可を受けて、子会社として保有することができます。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
290925017	29年9月25日	29年10月19日	30年6月15日	銀行による銀行グループ会社を取り扱う商品・サービスの一次提案を許容	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 銀行本体の業務範囲については、銀行法第10条にて定められており、他社が取り扱う商品・サービスの媒介に関しては、銀行法第10条第2項第8号に定める「銀行その他金融業を行う者」の媒介や、同項第8号の2に定める「外国銀行の業務」の媒介等が認められている。 一方、銀行グループ会社が提供可能な業務であっても、金融取引に関連するシステムの提供、コンサルティング・アドバイザー業務、決済代行・収納代行サービス等、銀行本体で媒介を行うことが認められていない(或いは、認められるか明らかでない)業務も多数あり。 <p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 銀行の付随業務として、「銀行のグループ会社で取り扱う商品・サービス(証券業務を除く)」に限り、媒介を許容いただきたい。 <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 顧客が銀行グループに求めるニーズは多様化しており、伝統的な預金・融資・為替業務に留まらず、総合的な金融グループとして、グループ各社が提供する、様々な商品・サービスを複合的に組み合わせた提案活動の必要性が高まっている。 現在、銀行のグループ会社においても、銀行業とリスク等を大きく異としない範囲での業務のみが許容されており、また、媒介を行うのみであれば、銀行本体に異業種のリスクが混入する等の弊害は限定的と考えられる。 銀行本体が総合的な金融サービスの窓口となることで、より一層の顧客利便性向上を実現すべく、誤認防止措置や融資取引を背景とした不正な取引の防止態勢の整備を前提に、「銀行のグループ会社を取り扱う商品・サービス(証券業務を除く)」の媒介を行うことを幅広く許容願いたい。 なお、銀行は、金融商品取引法および銀行法により、一定の範囲で金融商品仲介業務を行うことが認められていることに加え、銀行が行うことが可能な証券業務に係る一次提案の範囲は、銀証分離原則との関係も考慮する必要があると認識していることから、本要望の対象外としている。 	都銀懇話会	金融庁	銀行が行うことのできる業務は、固有業務、付随業務及び他業証券業務等に限定されています。	銀行法第10条、第11条、第12条	対応不可	グループ会社で取り扱う商品・サービスには、銀行からみれば他業となる商品・サービスも含まれることから、グループ会社を取り扱っていることのみをもって一律に媒介を認めることは困難です。なお、現行制度においても、銀行業務との機能的な親近性やリスクの同質性等の一定の要件を満たす場合には、その他付随業務として銀行が取り扱うことは可能です。	
290925018	29年9月25日	29年10月19日	30年9月26日	銀行系リース会社による不動産オペレーティングリースの解禁	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 銀行法上、銀行グループに属するリース会社が行う不動産リース業務について、特段制限は設けられていないが、監督指針において、「不動産を対象としたリース契約に当たっては、融資と同様の形態(いわゆるファイナンスリース)に限る」とことされている。 <p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 銀行グループに属するリース会社による不動産オペレーティングリースの解禁。 <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本規定は、他業禁止の観点から同指針の後段の「一般向け不動産業務等の子会社対象会社が営むことができる業務以外の業務」を禁止する趣旨と理解されるものの、オペレーティングリースが必ずしも一般向け不動産業務に該当するとは限らないため、他業リスクを排除しつつ、不動産オペレーティングリースを取組むことは可能と思われる。 不動産有効活用等のお客様のニーズに対応し、不動産マーケットの活性化に寄与する観点から、前段の規定の削除をご検討頂きたい。 	都銀懇話会	金融庁	銀行グループに属するリース会社が行う不動産を対象としたリース契約については、リース形態をとって一般不動産事業を行うなどの他業禁止規定の潜脱を防ぐために、融資と同様の形態(いわゆるファイナンスリース)に限って認められています。ただし、平成29年9月の監督指針の改正により、公的施設の整備・運営に係る不動産オペレーティング・リースについては、銀行グループの属するリース会社が行うことを解禁しました。	主要行等向けの総合的な監督指針V-3-3-1(2) 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ-4-7-1(2)	検討を予定	左記以外の不動産オペレーティング・リースの解禁については、銀行等の経営の健全性確保といった他業禁止の趣旨を踏まえる必要があり、中長期的な検討を要するため、直ちに措置することは困難です。	△
290925019	29年9月25日	29年10月19日	30年6月15日	銀行代理業者の主たる兼業業務の要件緩和	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 貸付等を主たる業務とする者が貸付の代理または媒介を行うことは原則不可とされ、預金等担保貸付の代理または媒介に限り可とされている(銀行法施行規則34条の37第7号、「主要行等向け総合的な監督指針」Ⅷ-3-2-2-4及び別紙6)。 <p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「主たる兼業業務の内容が資金の貸付け、手形の割引、債務の保証または手形の引受その他の信用の供与を行う業務」である者(すなわち貸金業者・クレジット業者・保証業者)についても、所属銀行と銀行代理業者の間の利益相反行為等が生じる恐れが僅少と認められる一定の場合は、預金等担保貸付以外の貸付の媒介を認めていただきたい。 <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融グループ内のカード会社、貸金業者(以下、「貸付等を主たる業務とする者」)等において貸出対象としていない顧客(例えばカード加盟店や貸金業者が兼業する他の業務の顧客)から借入の申出があった場合、当該「貸付等を主たる業務とする者」等による貸出の媒介が可能になれば、所属銀行のチャネルの多様化につながるほか、顧客利便性の向上にも資すると考えられる。 現行法が「貸付等を主たる業務とする者」等による預金等担保貸付以外の貸付の媒介を原則として禁止している趣旨は、所属銀行と銀行代理業者の利益が相反することを防止するものであると考えられるところ、例えば、①所属銀行と銀行代理業者が親子関係や銀行持株会社傘下の兄弟会社関係にあるなど、構造的に利益相反が生じるおそれ低い関係にあって、かつ、②当該銀行代理業者が借入の申出をWEBなどの非対面に限定して受付け、審査に関与しない場合は、斯かる利益相反が生じるおそれは低いと考えられる。 そのため、顧客ニーズや顧客利便性に鑑み、上記等の一定の条件を満たして利益相反行為等が生じるおそれが僅少な場合は、「貸付等を主たる業務とする者」等による銀行代理業務として貸付の媒介を認めて頂きたい。 	都銀懇話会	金融庁	貸付け等を主たる業務とする者が銀行代理業者である場合は、当該銀行代理業者の銀行代理業務のうち、消費者向けの資金の貸付け等に係る契約締結の代理・媒介業務については、「預金等担保貸付」及び「規格化された貸付商品で、かつ、貸付資金で購入する物件等を担保として行う貸付」に限定されています。	銀行法第52条の36、銀行法施行規則第34条の37第6号、第7号 主要行等向けの総合的な監督指針Ⅷ-3-2-2-4	対応不可	銀行代理業者の主たる兼業業務が資金の貸付けの場合、例えば、顧客が銀行から融資を受け、その借入金をそのまま貸金業者へ返済するとすると、利益相反の弊害が生じる可能性があることから、このような規制が課せられているところです。このため、利益相反防止の観点から、当該要件は撤廃することは困難です。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項

○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項

△:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
290925020	29年9月25日	29年10月19日	30年6月15日	外国銀行代理・媒介業務に係る規制緩和	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 銀行法施行規則13条の2では、国内銀行が親子・兄弟会社である外国銀行の代理・媒介業務は国内外の制限なく認められる一方、国内銀行が親子・兄弟会社でない外国銀行の代理・媒介業務は、外国において行う場合にのみ認められている。 <p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「国内銀行が親子・兄弟会社でない外国銀行の業務の代理・媒介は『外国において行われる場合に限る』との規制を緩和し、国内銀行が親子・兄弟会社でない外国銀行の業務の代理・媒介のうち、口座開設・解約手続きの媒介等の業務について、国内においても行えるよう認めて頂きたい。 <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 海外赴任者は、渡航前の外国銀行口座開設及び帰国後の口座解約ニーズがあるものの、現行規制では、国内銀行が親子・兄弟会社でない外国銀行の業務の代理・媒介は国内において行うことができないため。 外国銀行の代理・媒介業務について最終的な商品・サービスの提供が海外において行われる場合には、勧誘や取次手続きなどの一部の媒介行為が国内において行われることが認められても、利用者は当該商品・サービスを渡航先の海外で利用することが前提となるため、国内の顧客保護を図るとする現行規制(適用地域の制限)の趣旨との整合性は図ることが可能。 また、国内において認められる代理・媒介業務が口座開設手続き等に限定されるのであれば、国内銀行との資本関係に関わりなく、外国銀行がわが国に支店や現地法人を設置するのと同様の業務を行えるようになるとはいえないと考えられるため。 	都銀懇話会	金融庁	国内銀行が行うことができる親子・兄弟会社でない外国銀行に係る外国銀行代理業務は、外国において行う場合の代理・媒介に限られています。	銀行法施行規則第13条の2	検討を予定	<p>国内銀行が、外国銀行のために業務の代理・媒介を行う場合、外国銀行に対して我が国当局の直接の監督が及ばないことを踏まえ、我が国の顧客の利益の保護の確保を図る必要があること、また外国の銀行が日本で免許を持たずに営業することを防ぐため、親子・兄弟会社でない外国銀行の業務の代理・媒介を国内において行うことは認められておりません。</p> <p>なお、顧客が外国に実際に居住する予定であることを前提に、国内銀行が、顧客のために、業務提携している外国銀行の口座開設及び解約手続きのみを行うものについては、顧客保護やマネー・ローンダリング防止等の観点に加え、顧客の利便性向上等の観点も踏まえて検討を行います。</p>	
290925021	29年9月25日	29年10月19日	30年6月15日	海外における銀行代理業務の委託に係る規制の柔軟化	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 銀行法第2条第14項各号に掲げる行為(銀行代理業務)を、外国において委託する旨の契約を締結しようとするとき、又は当該契約を終了しようとするときは、当該委託先が子会社である銀行業を営む外国の会社である場合を除き、当局の認可が必要とされているが(法8条第3項)、当該認可基準では、当該委託先の財産的基礎や業務遂行能力、社会的信用、他業の状況などについて審査することとされている(施行規則第10条第2項第2号)。また、審査にあたっては第34条の37各号(銀行代理業の許可の審査)に掲げる事項に配慮するものとされている(施行規則第10条第3項)。 <p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 銀行法第2条第14項各号に掲げる行為(銀行代理業務)を、外国において委託する旨の契約を締結しようとするとき、又は当該契約を終了しようとするときの認可基準に関して、現地規制との重畳的な規制適用を回避する観点から、各国の銀行代理業またはそれに類する法規制に則り、弾力的・機動的な運用が可能なように規定の柔軟化を要望するもの。 <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 海外では、現地慣習等に則り、銀行代理業またはそれに類する法規制を制定している国が存在。当該国に営業を営む銀行(地場銀行および現地法人化した外国銀行等)は原則当該国の法規制に則り、銀行代理業を行っている。一方で邦銀は、当該国の法規制に加え、本邦銀行法における銀行代理業の要件を重畳的に遵守する必要があるため、受託銀行の合意を得ることができず、外国において銀行代理業を行うことが困難な場合がある。 昨今、海外に進出する日系企業の顧客ニーズは多様化しており、従来の地場通貨のファンディングや資本関連の被仕向海外送金やグローバル商流に関する貿易関連決済のニーズのみならず、当該国の国内決済、特に日々の現金・小切手関連の入出金、国内為替、公共料金支払等の顧客ニーズが増加。一方で、各国の金融当局は、外国銀行に対し、一定の店舗規制を設けているケースが多く、自前での他店舗展開には限界があるため、十分な日常決済サービスを提供できていないのが現状。加えて、海外における邦銀のプレゼンス向上の観点から、各国の地場企業への取引拡大(特にコンベンショナル・トランザクション・バンキング)を図る際にも、当該国における日常決済の捕捉は必須。当該国の銀行および邦銀以外の外国銀行に対し、競争力のあるサービスを提供する観点からも、銀行代理業務に関して、各国の銀行代理業またはそれに類する法規制に則り、弾力的・機動的に運用することが、邦銀の将来的・永続的な海外ビジネスの成長に必要。 我が国銀行法との重畳的な適用を回避するとともに、邦銀の他国銀行との連携を通じたグローバルな展開を後押しする観点から、わが国銀行法の適用に関しては、現地規制に則った弾力的・機動的な運用が可能なように規定の柔軟化をお願いしたい。例えば、委託先が、銀行業を営む外国の会社である場合は、審査対象となる認可要件を簡略化して頂きたい。 	都銀懇話会	金融庁	銀行が銀行法第2条第14項各号に掲げる行為を外国において委託する旨の契約の締結しようとするときは、銀行法第8条第3項の認可を受ける必要があります。	銀行法第8条第3項、銀行法施行規則第10条、第34条の37	対応不可	<p>銀行が、外国において銀行法第2条第14号各号に掲げる行為(銀行代理業務)を委託する場合の認可においては、銀行の健全性確保の観点から、委託先が銀行代理業務を遂行する上で必要とされる財産的基礎、業務遂行能力等を有しているか審査基準に基づき審査することとされています。また、当該国と我が国の規制の趣旨が、必ずしも一致するとは限らない点も考慮する必要があります。</p> <p>したがって、その委託先が現地において銀行代理業を営む認可を受けた外国の会社等である場合でも、そのことをもって審査基準を緩和することは困難です。</p> <p>一方、当該国と我が国で審査基準が重複している場合などには、当該国における申請書の添付書面を我が国の申請書の添付書面に流用いただくことで事務負担の軽減を図ることも考えられますが、具体的な申請方法については、各窓口担当者に相談いただければと考えます。</p>	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
- ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
 - :再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 - △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
290925022	29年9月25日	29年10月19日	30年6月15日	銀行代理業における非公開情報保護措置の撤廃	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・銀行代理業者は、銀行代理業において取扱う顧客に関する非公開金融情報が、事前に書面その他の適切な方法により当該顧客の同意を得ることなく兼業業務に利用されないことを確保する保護措置を講じなければならないと課されている(非公開情報を銀行代理業で利用することも同様)。 ・また、監督指針において、対面・郵便・電話・インターネット等の場合における保護措置の方法を明記。 <p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非公開情報保護措置について、個人情報保護法に一本化する方向で見直しを行い、銀行代理業者に適用する銀行法施行規則の規程を撤廃(但し、グループ会社間の限定範囲とする)。 <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すでに個人情報保護法に基づき、予め利用目的を明示して顧客の理解を得ているため、銀行代理業等を行う前に事前同意を取得する必要性は乏しいものと考えられる。 ・実務上、金融機関が銀行代理業者となっている場合、銀行代理業と他の金融サービスの提供を区分することは困難であり、グループ一体での総合的な金融サービスを展開する金融機関にとり、顧客へのサービス提供機会を阻害している為。 	都銀懇話会	金融庁	銀行代理業者は、銀行代理業において取扱う顧客に関する非公開金融情報について、事前に書面その他の適切な方法により当該顧客の同意を得なければ、兼業業務に利用することができません。また、同様に、兼業業務において取扱う顧客に関する非公開情報を銀行代理業で利用する場合についても、顧客の同意が必要となります。	銀行法施行規則第34条の48 監督指針Ⅶ-4-2-3(3) 顧客情報管理	対応不可	銀行代理業者において、個人情報の利用目的を明示している場合であっても、非公開情報の利用について顧客の同意無しに認めることは、優越的地位の濫用防止等の顧客保護の観点から問題であると考えます。したがって、銀行代理業者が取得した非公開情報について、顧客の事前同意の制限を撤廃することは困難です。	
290925023	29年9月25日	29年10月19日	30年6月15日	金融商品取引業者が銀行代理業を行う場合の預金誤認防止に係る説明義務の緩和	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・証券会社が銀行代理業を取扱う場合、銀行代理業を取扱う窓口において、「預金と金融商品を同時に勧誘する場合」、または「金融商品のみを勧誘する場合」全て顧客に対して、書面を顧客に交付し、預金等との誤認防止説明を行う体制整備・説明義務が求められている。 <p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・証券会社(金融商品取引業者)が銀行代理業を取扱う窓口において、預金との誤認防止に係る画一的な説明義務を緩和。 <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該法令は、預金商品を中心に取扱う銀行に義務付けられている法令であり、リスク性商品を中心に取扱う証券会社においては、明らかに顧客層が異なる。 ・証券会社に来店する顧客は、リスク性商品の理解度・判断力共に銀行顧客よりも長けており、金融商品に関するリスクを良く理解している顧客が多く、預金とリスク性商品を誤認するケースは極めて想定し難いと思われる。 ・上記の様な、金融商品における知識・経験が豊富な顧客に対して、株式を購入するというニーズに対して、銀行代理業者であることを理由に、場面に応じて「ご購入いただく株式は預金商品とは異なります」と説明することに、フロントの説明矛盾、顧客の利便性を阻害している状況。 ・以上の理由から、証券会社における預金誤認防止に係る説明義務緩和を要望致すもの。 	都銀懇話会	金融庁	銀行代理業者が預金等以外の金融商品の販売等を行う場合には、書面の交付その他の適切な方法により、預金等との誤認を防止するための説明を行わなければならないこととされています。	銀行法施行規則第13条の5、第34条の45第1項	対応不可	証券会社の顧客であってもその知識や経験は顧客毎に異なるものであり、非預金商品を預金商品と誤認するおそれも排除し得ないことから、当該説明を簡略化することは、顧客保護の観点から困難であると考えます。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
- ◎: 各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
 - : 再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 - △: 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
290925024	29年9月25日	29年10月19日	30年6月15日	銀行による銀行代理業務に係る規定の見直し等	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】 (要望1、2) ・平成18年4月より導入された銀行代理業制度は、それまでの銀行代理店制度に係る要件を緩和し、一般事業者が銀行の代理店となることを広く認める制度となっている。 ・銀行代理業者は決済や貸付といった経済的に重要な機能の一部を担うため、適切な業務運営がなされない場合は顧客保護に問題が生ずるおそれもあることから、参入にあたっての許可制をはじめ、健全かつ適切な運営の確保など銀行に準ずる、または銀行と同様の対応を求められている。 (要望3) ・銀行法第52条の51・銀行法施行規則第34条の60では、銀行代理業を営む全ての営業所において、所属銀行の説明書類等の備え置きもしくは電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示し、公衆の縦覧に供することが求められている。しかしながら所属銀行がネット専業銀行である場合、説明書類等の縦覧をする顧客はネットユーザーであることが通常であり、顧客自身でインターネットで説明書類等を容易に閲覧可能。 (要望4) ・銀行代理業における特定預金等契約の法定書面(契約締結前/時交付書面)の交付は、所属銀行(委託元)と銀行代理業者(委託先)の双方で義務付けされている。(銀行法52条の45の2、準用金商法第37条の3、準用金商法第37条の4) (要望5) ・銀行代理業者が掲示を義務付けられている標識のサイズは縦20cm以上、横30cm以上と定められている。 【具体的要望内容】 (要望1) ・銀行代理業者が銀行である場合については、以下の対応の非適用を要望。 銀行代理業制度に係る帳簿書類(契約の締結の媒介の内容を記録した書面)の作成及び銀行代理業に関する報告書における銀行代理業の実施状況の報告 (要望2) ・銀行持株会社グループに属する銀行間における銀行代理業については、以下の対応の非適用を要望。 銀行代理業に係る業務の健全かつ適切な運営を確保するための措置 (要望3) ・所属銀行がネット専業銀行である場合、説明書類等を所属銀行のホームページに掲載すれば、銀行代理業を営む全ての営業所での所属銀行の説明書類等の備え置きを不要とする。また縦覧開始の届出も不要とするよう要望。 (要望4) ・特定預金等契約の法定書面の交付は、金融商品取引法の行為規制と平仄をとる形で、所属銀行又は銀行代理業者の何れか一方の交付で可とすることを要望。 (要望5) ・銀行代理業者の標識について、A4サイズ(21cm×29.7cm)も認めて頂きたい。 【要望理由】 (要望1) ・銀行代理業を営むにあたっては、帳簿書類(契約の締結の媒介の内容を記録した書面)の作成が求められていることから、銀行代理業に係る契約の締結の媒介に関し記録をしている。 ・当該帳簿書類の作成にあたっては、銀行代理業のうち、代理については記録を求められおらず、媒介の内容のみの記録が求められているところ、当該部分に関しては銀行代理業の処理及び計算を明らかにするという目的を達するものと位置づけるのは難しいものとなっており、本書類作成のために銀行代理業に係る契約の締結の媒介に関し記録を作成する意義が乏しい。 ・また、銀行代理業者は事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、銀行代理業に関する報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならないが、当該報告書においては、銀行代理業の実施状況として、預金関係・貸出金関係・為替取引関係・手数料の状況を所属銀行ごとに件数や金額等を報告することとなっている。 ・銀行代理業制度の導入当初には当該制度の活用状況等を踏まえ、制度の適時適切な見直しを検討される余地があったものの、当該制度導入より11年を経過し、当該制度の活用状況は安定しているところである。 加えて、銀行が銀行代理業者を営む場合、当該銀行代理業者は銀行として、銀行法に基づく他の業態にはないディスクロージャーに関する規程が適用されているところ、その業務及び財産の状況を開示しており、一般事業者や個人が銀行代理業を営むよりも、経営の透明性は高いと考えられる。</p>	都銀懇話会	金融庁	<p>(要望1) 銀行代理業者は、銀行代理業を営むにあたって、銀行代理業に係る帳簿書類の作成が求められています。</p> <p>(要望2) 銀行持株会社傘下の子銀行間において銀行代理業を営む場合であっても、所属銀行となる子銀行に対しては、銀行代理業者となる子銀行に対する業務の適切性等を確保するための措置を講じることが求められています。</p> <p>(要望3) 銀行代理業者は、銀行代理業を営む全ての営業所において、所属銀行の説明書類等の備え置き等による公衆への縦覧義務が課されています。また縦覧開始時にはその旨の届出が必要とされています。</p> <p>(要望4) 銀行代理業者が特定預金等契約に係る代理・媒介を行う場合、所属銀行及び銀行代理業者の双方に契約締結前交付書面等の交付義務が課されています。</p> <p>(要望5) 銀行代理業者は、銀行代理業を営む営業所又は事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、内閣府令で定める様式の標識を掲示しなければならないこととされており</p>	<p>(要望1) 銀行法施行規則第34条の58第3号、第34条の59</p> <p>(要望2) 銀行法施行規則第34条の63</p> <p>(要望3) 銀行法第52条の51、銀行法施行規則第34条の60第5項、銀行法施行規則第35条第4項第3号</p> <p>(要望4) 銀行法第13条の4、第52条の45の2、第52条の61、銀行法施行規則14条の11の27、銀行法施行規則第14条の11の28</p> <p>(要望5) 銀行法第52条の40、銀行法施行規則第34条の40</p>	<p>要望1、2について対応不可</p> <p>要望3から5までについて対応</p>	<p>要望1については、銀行が銀行代理業を営む場合であっても銀行代理業に係る計算の状況等を明らかにする必要があること、要望2については、銀行代理業制度は、利用者保護や銀行代理業者に対する監督の実効性を所属銀行を通じて確保していることから、これらの規制を緩和することは困難と考えます。</p> <p>なお、要望3から要望5までについては、今後、パブリックコメント手続きを経たうえで、銀行代理業者が所属銀行の説明書類等を縦覧に供する手続きを簡素化することや銀行代理業と所属銀行に課せられた書面交付義務を緩和することなどを内容とする府令改正を行うことを予定しています。</p>	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
- ◎: 各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
 - : 再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 - △: 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
					(要望2) ・銀行は、銀行代理業者が求められる対応以上に顧客保護に問題が生じないよう適切な体制を確保したうえ、監督当局からも適宜適切なモニタリングを受けて営業をしているところであり、銀行が銀行代理業を営むことによるお客さまへの不利益を生ずる懸念は払拭できている。殊に、銀行持株会社グループに属する銀行間において銀行代理業を営む場合、銀行持株会社が子銀行の(銀行代理業を含む)業務の健全かつ適切な運営の確保を求められていることを踏まえれば、当該銀行においては、銀行代理業に係る業務の健全かつ適切な運営を確保するための措置はすでに十分になされていると言え、改めて銀行代理業者として当該措置を求められることについては重複感がある。 (要望3) ・所属銀行がネット専業銀行の場合は、顧客保護を損なうことなく、金融機関の事務負担を軽減できるため。 (要望4) ・お客さまのニーズが多様化する中、銀行(もしくはグループ金融機関)が他の銀行の銀行代理業者となってグループやエンティティの垣根を越えて連携し、それぞれの特色を生かした多様な金融サービスをお客さまに提供する動きが考えられる。 ・金融商品仲介業においては、法定書面の交付についていずれか一方の交付で可とされている(金融商品取引法制に係るパブコメ結果NO.78、287頁)ところ、銀行法が特定預金等の取扱いについて金融商品取引法に準じた投資家保護ルールを定めた趣旨を踏まえれば、法定書面の交付義務についても、同法の行為規制と平仄をとる形とすることが適当と考えるもの。 (要望5) ・別紙様式第17号で定められる標識のサイズは縦20cm以上、横30cm以上であり、A4サイズは対象外である。 ・他方、A4サイズであっても義務付けられている最低のサイズと大きさに大きな違いはなく、A4サイズが認められれば、掲示に利便性は増す。							

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項

○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項

△:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
290925025	29年9月25日	29年11月6日	29年12月15日	債権譲渡担保、もしくは債権譲渡(流動化)による資金調達の促進に向けた規制改革(債権法改正関連)	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 改正民法では、債権譲渡禁止(制限)特約が付されても債権譲渡自体は有効とされたが、譲渡禁止(制限)特約付債権の譲渡が当事者間の契約違反と評価されて契約が解除・更新見送りされるおそれが残っているほか、譲渡担保権者、譲受人もしくはアレソジャーたる金融機関としても契約違反の惹起についてのコンプライアンス上の懸念がある。 このままでは、債権譲渡による資金調達の活性化(とりわけ中小企業の資金調達の可能性拡充)を目指した法改正の趣旨が没却されかねない。 <p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融機関の監督指針の改訂などにより、譲渡禁止(制限)特約が付された債権について譲渡担保の設定を受けること、債権を譲り受けること、もしくはそれらをアレンジすることが金融機関にとってコンプライアンス上の問題とならないことを明らかにしていただきたい。また、譲渡禁止(制限)特約付債権の担保評価を高めることを可能とするため、金融検査マニュアルの改訂などにより、特約が付いていることだけで一般担保としての評価ができなくなるようにしていただきたい。 譲渡禁止(制限)特約が付された債権譲渡が契約の解除事由や更新見送り事由とならない旨の告知・指導による合理的な商慣習の形成、各業界(建設業界や小売業界など)におけるB to B取引の標準契約書・約款の改定促進、中小企業の資金調達保護政策上の対策(優越的地位の濫用に関するガイドラインや下請法の改正などを含む)などにより、譲渡禁止(制限)特約が付された債権を譲渡することに関する懸念を解消していただきたい。 <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 債権を担保とした中小企業等の資金調達促進のため、上記を明確化すべく、要望するもの。 	都銀懇話会	公正取引委員会 金融庁 法務省 経済産業省 国土交通省	<p>【公正取引委員会】</p> <p>公正取引委員会は、優越的地位の濫用に係る法運用の透明性、事業者の予見可能性を向上させる観点から、独占禁止法第2条第9項第5号に該当する優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方を明確化するため、「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」を策定しています。</p> <p>また、下請法は、経済的に優越した地位にある親事業者が下請代金の支払を遅延するなどの行為を迅速かつ効果的に規制することにより、下請取引の公正化を図るとともに下請事業者の利益を保護する目的で、独占禁止法の不正な取引方法の規制の補完法として制定されています。</p> <p>【金融庁】</p> <p>現行の民法において、譲渡禁止(制限)特約付の債権について譲渡を行った場合、原則として、債権譲渡の効力は無効とされています(民法第466条第2項)。他方で、2020年中に施行予定の改正民法においては、譲渡禁止(制限)特約付の債権譲渡が有効とされています(改正民法第466条第2項)、債務者は、当該特約につき悪意・重過失の譲受人に対して履行を拒絶し、譲渡人に対して有効に弁済することができる旨が規定されています(同条第3項)。</p> <p>なお、金融庁の現行の「金融検査マニュアル」においては、「債権担保は、確実な回収のために、適切な債権管理が確保されているもの」が自己査定における一般担保に該当すると規定されています(自己査定(別表1)1)。(4)②)。</p> <p>また、現行の「金融検査マニュアル」に関するよくあるご質問(FAQ)別編《ABL編》)においては、現行の民法の規定を前提として、売掛金を担保とするに当たっての前提条件として、「譲渡禁止特約が付されていないこと」が規定されています(1)。(3)②)。</p> <p>【法務省】</p> <p>民法の一部を改正する法律(平成28年法律第44号)による改正後の民法においては、譲渡制限特約が付された債権の譲渡を有効としています。併せて、債務者は基本的に譲渡人(元の債権者)に対する弁済等をすれば免責されるとするなど、弁済の相手方を固定することへの債務者の期待は必要限度で保護されています。そのため、譲渡制限特約が弁済の相手方を固定する目的でされたときは、債権譲渡は必ずしも特約の趣旨に反しないとみることができ、そもそも契約違反(債務不履行)にならないといえます。また、債務者にとって譲渡がされても特段の不利益はないため、債務者において契約の解除を行うことは極めて合理性に乏しく、権利濫用等にも当たり得ます。</p> <p>【経済産業省】</p> <p>下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準第8.7)。(1)においては、下請事業者にとって、債権譲渡禁止特約は金融機関への担保提供や債権譲渡による資金調達の妨げとなることから、下請事業者の円滑な資金調達を推進するため、親事業者は、下請事業者との間での契約締結の際に譲渡禁止特約を締結する場合であっても、金融機関等に対しては、譲渡又は担保提供を禁じない内容とするよう努めるものとされています。</p> <p>同(2)では、親事業者は、下請事業者から、売掛債権等の譲渡又は担保提供のために、基本契約等において締結された債権譲渡禁止特約の解除の申出があった場合には、申出を十分尊重して対応するとともに、不当に不利な取扱いをしてはならないものとされています。</p> <p>同(3)では、親事業者は、禁止特約を解除していない場合であっても、下請事業者からの要請に応じ、債権の譲渡の承諾に適切に努めるものとされています。</p> <p>【国土交通省】</p> <p>標準請負契約約款は、請負契約の片務性の是正と契約関係の明確化・適正化のため、当該請負契約における当事者間の具体的な権利義務関係の内容を律するものとして、中央建設業審議会が公正な立場から作成し、当事者にその実施を勧告するものです。</p> <p>現在、公共工事標準請負契約約款、民間建設工事標準請負契約約款(甲)及び(乙)並びに建設工事標準下請契約約款の4つが作成されており、これに加え、各民間団体においても工事請負契約に係る約款が作成され、活用されています。</p>	<p>【公正取引委員会】</p> <p>独占禁止法第2条第9項第5号(優越的地位の濫用)、下請法</p> <p>【金融庁】</p> <p>民法466条、金融検査マニュアル218頁・「自己査定(別表1)1.債権の分類方法(4)担保による調整②一般担保」、金融検査マニュアルに関するよくあるご質問(FAQ)別編《ABL編》など</p> <p>【法務省】</p> <p>民法第466条</p> <p>【経済産業省】</p> <p>下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準第8.7)。(1)。(2)及び(3)</p> <p>【国土交通省】</p> <p>建設業法第34条第2項</p>	<p>【公正取引委員会】</p> <p>対応不可</p> <p>【金融庁】</p> <p>対応可能</p> <p>【法務省】</p> <p>その他</p> <p>【経済産業省】</p> <p>現行制度下で対応可能</p> <p>【国土交通省】</p> <p>その他</p>	<p>【公正取引委員会】</p> <p>優越的地位の濫用行為は、公正な競争を阻害するおそれがあることから独占禁止法により規制されています。どのような場合に公正な競争を阻害するおそれがあると認められるのかについては、問題となる不当な不利益の程度、行為の広がり等を考慮して、個別の事案ごとに判断することになります。御提案において、どのような不当な不利益が発生するかなど説明されておらず、そのような不利益があるとは認識していないので「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」を改正することは不可です。</p> <p>また、下請法についても、同様に考えており、対応不可です。</p> <p>【金融庁】</p> <p>要望内容のうち、コンプライアンス上の懸念については、改正民法の解釈の明確化やその周知、整理がなされたうえで、適切に商慣習が形成されることが重要であり、民法上の商慣習に関して、金融庁の監督指針において措置を講ずることは困難であると考えます。</p> <p>また、担保評価は実質的な経済価値に基づくべきものであって、形式的に判断するものではなく、総合的に判断すべきものと考えています。なお、譲渡禁止(制限)特約付債権担保に関する記述に限らず、検査マニュアル全般について形式ではなく実質を見て判断するという観点を明確化するため、金融検査マニュアルの抜本的な見直しを検討しています。</p> <p>【法務省】</p> <p>改正法の下で、譲渡制限特約が付された債権を譲渡したとしても、債権譲渡は必ずしも特約の趣旨に反しないとみることができ、そもそも契約違反(債務不履行)にならないと言い得ることや、債務者にとって特段の不利益はないため、債務者において契約の解除を行うことは極めて合理性に乏しく、権利濫用等に当たり得ることなど、改正後の民法の規定の趣旨や解釈については、改正法の施行までの間、引き続き、幅広く周知を行っていきます。</p> <p>【経済産業省】</p> <p>中小企業庁では、中小企業の資金調達の円滑化において、債権譲渡禁止特約の存在が課題であると認識しており、平成28年12月、下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準を左記のとおり改正し、中小企業が金融機関に対し、売掛債権を譲渡・担保提供することが親事業者に認められるよう促進しています。また、(3)において、譲渡禁止(制限)特約が付された債権の譲渡についても承諾に努めるよう規定しています。なお、制度の改正から1年経っていないことから、当分の間は、これら現行制度の周知・徹底にて、譲渡禁止(制限)特約が付された債権の譲渡が契約の解除事由や更新見送り事由とならないような合理的な商慣習が形成されるよう努めます。</p> <p>【国土交通省】</p> <p>標準請負契約約款については、中央建設業審議会が公正な立場から審議を行った上で作成するものであり、ご提案のあった債権譲渡を含め今般の改正民法を踏まえた対応については、今後中央建設業審議会において必要な検討が行われることとなります。</p>	◎

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

- ◎: 各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
- : 再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- △: 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
290925032	29年9月25日	29年10月19日	29年12月15日	投資法人法制の見直しに係る所要の措置	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投資法人が投資可能なインフラ資産は「再生可能エネルギー発電設備」および「公共施設等運営権」に限定。 ・投資法人による同一の法人の発行する株式の50/100を超える保有を禁止。 <p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投資法人が投資可能なインフラ資産の範囲拡大(道路・空港・鉄道・船舶・送電網・パイプライン等)。 ・投資法人による株式保有制限の見直し。 <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年4月に社会インフラ整備への民間資金活用を更に加速させるべくインフラファンド市場が創設されたが、本邦上場インフラファンド市場への参加プレイヤーは限定的で、諸外国対比でも小規模。 ・一方、オンラインーターのB/S負担増加によるオフバランスニーズや、投資家の(マインスイクリ環境下で比較的高い利回りが期待できる)インフラファンド市場への投資ニーズ等、益々の市場拡大が期待されている。 ・斯かる中、投信法が規定するインフラ資産(①再生可能エネルギー発電設備②公共施設等運営権)は今なお限定的であり、投資法人の市場参加(インフラ市場拡大)の足枷となっていることから、日本取引所の有価証券上場規程に規定されるインフラ資産等(①同②同③道路・空港・鉄道・船舶・送電網・パイプライン等)までの対象資産拡大が必要。 ・株式保有上限の緩和により、投資法人における不動産運用方式の柔軟化や投資効率向上の実現、日本の金融・資本市場への金融商品の提供強化との効果も期待できる。 	都銀懇話会	金融庁	<p>(1)インフラ資産の範囲拡大</p> <p>投資法人は、資産を主として特定資産に対する投資として運用することを目的として設立されています。特定資産の範囲については、有価証券、不動産、再生可能エネルギー発電設備などが政令にて列挙されています。</p> <p>(2)株式保有制限の見直し</p> <p>投資法人は、同一の法人の発行する株式を、当該株式に係る議決権の総数の百分の五十を超えて取得してはならないこととされています。</p>	<p>(1)投資信託及び投資法人に関する法律第2条、同施行令第3条</p> <p>(2)投資信託及び投資法人に関する法律第194条、同施行規則第221条</p>	<p>(1)検討を予定</p> <p>(2)対応不可</p>	<p>(1)インフラ資産の範囲拡大</p> <p>投資法人の特定資産の追加の検討に当たっては、当該資産を対象とすることについて一定の具体的なニーズが存在することを前提として、資産としての独立性・個別性、投資適格性などを総合的に勘案していく必要があります。今次要望については、どのような実態的なニーズが存在するのかについて、幅広い意見を聴取する必要があると考えております。</p> <p>(2)株式保有制限の見直し</p> <p>投資法人は、運用資産を保有し収益を分配する器(ピークル)であり、資産の運用以外の行為を営業としてすることができないとされています。また、投資法人による事業支配を制限する趣旨から、同一法人の株式に係る過半以上の議決権保有が禁止されているところから、このような投資法人の性質及び趣旨などに鑑みれば、過半議決権保有制限の見直しは困難です。</p>	
290925033	29年9月25日	29年10月19日	30年6月15日	銀行持株会社によるグループ外企業の外部委託先管理	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・銀行持株会社グループに属する2以上の会社が、当該グループの特定の子会社に共通・重複業務を委託する場合には、委託元たる銀行については委託業務の的確な遂行その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じる義務が免除され、代わって、当該銀行グループの銀行持株会社が、当該義務を負うことが可能。 ・他方、銀行持株会社グループ外の企業に委託する場合は、当該義務を銀行持株会社が代わって負うことは出来ない。 <p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・銀行持株会社グループ外の企業に委託する場合についても、銀行持株会社が委託業務の的確な遂行その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じる義務を代わって負うことを認めて頂きたい。 <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託先の管理を、グループの経営管理をその業務の本旨とする持株会社が一元的に担うことで、委託先に対する指揮命令系統が一元化され、グループ全体の経営管理の実効性の確保に資する。 	都銀懇話会	金融庁	<p>銀行がその業務を第三者に委託する場合、当該銀行には委託元として、委託先に対する管理義務が課されることとなりますが、銀行持株会社グループに属する2以上の会社が当該グループの特定の子会社に共通・重複業務を委託する場合には、委託元たる当該銀行持株会社に属する銀行については、委託先に対する管理義務は免除されます。</p>	<p>銀行法第12条の2第2項、第3項</p> <p>銀行法施行規則第13条の6の8</p>	対応不可	<p>銀行法第12条の2第3項第1号の規定は、通常の第三者への業務委託とは異なり、グループ内で共通・重複業務を委託する場合であれば、グループ全体の経営管理を担う銀行持株会社が適切にその委託先を管理することが期待されるため、一定の要件を満たすことを前提に、例外として許容するものです。</p> <p>他方、グループ外への委託の際には、一元的に持株会社が業務の委託先を管理できるとは限らず、また、法務リスクの問題もあることから、直ちに措置することは困難です。</p>	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
- ◎: 各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
 - : 再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 - △: 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
290925034	29年9月25日	29年10月19日	30年6月15日	グループベースのシステム一括調達・施設共用	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・銀行は、固有業務、付随業務および他業証券業務等以外の業務を営むことはできない(銀行法第12条)。その趣旨は、銀行が銀行業以外の業務を営むことによる異種のリスクの混入を阻止する等の点にある(主要行等向けの総合的な監督指針V-3-1(1))。 ・銀行が余剰能力の有効活用を目的として行う業務等が、銀行法第10条第2項の定める「その他の銀行業に付随する業務」の範疇にあるかどうかの判断では、「銀行業務との機能的な親近性やリスクの同質性」を考慮すべきものとされている(主要行等向けの総合的な監督指針V-3-2(4))。 ・情報システムに係るハードウェア/ソフトウェアの購入、開発・運用業務委託等の契約では、グループ内の需要を一括契約することでボリュームディスカウントを得られるが、グループ各社での利用を予め見込んで銀行が一括調達することは、「銀行が固有業務を遂行するなかで正当に生じた余剰能力の活用」(主要行等向けの総合的な監督指針V-3-2(4)④)に該当するか必ずしも明らかでない。 ・加えて、銀行が保有するシステムセンター(データセンター、コマンドセンター等)施設・設備は、賃貸等による共同利用のコスト削減効果が多大であるにも関わらず、「事業用不動産」に属するため「当該不動産に対する経費支出が必要最低限の改装や修繕程度に留まること」(主要行等向けの総合的な監督指針V-3-2(4)(注1)ハ)が要件となると理解されており、萎縮効果が生じている。 ・尚、銀行の子会社は、グループ会社に対するソフトウェアおよび附属機器の販売(銀行法施行規則第17条の3第2項第18号の2)およびデータ処理(同項18号)を行うことができるが、管理体制や購買力の観点から機動性に限界がある。 <p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グループ各社の明確なニーズに基づくシステム資産(商品・役務)の調達については、ボリュームディスカウントを得るためにグループ内で最も購買力のある銀行で一括調達し、グループ各社で利用することが、他業禁止に該当しないことを明らかにしていただきたい。 ・銀行が保有するシステムセンター施設・設備が余剰資産となった段階で、小規模に限りグループ内で賃貸等により有効活用することのみならず、グループベースのファンリティ計画に基づき、共同利用可能な施設・設備を一括して調達・建設のうえ賃貸等によりグループ各社に提供することが、他業禁止に該当しないことを明らかにしていただきたい。 <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グループ各社が個々にシステムセンター施設を建設・運営するよりもグループベースで集約して建設・運営した方が規模のメリットや共用スペースの削減等投資・経費圧縮が見込まれる。 ・また、システムセンターの利用は流動性が高く、利用状況に応じた持分の取得・売却を通じてグループ各社(利用者)で共同保有するよりも、グループ中核会社である銀行が単独で保有し、グループ各社(利用者)に提供(賃貸)するほうが実効性が高い。 ・これまで、銀行が保有するシステムセンター施設のグループ企業による利用が、小規模な余剰スペースの提供に限定されるとの解釈から、新規施設の建設に際して既存グループ施設の集約等を織り込んだ効率的な資産活用を計画することが制限されてきた側面がある。 ・グループベースでシステム一括調達および施設共用を行なうことは、既に銀行子会社には認められている範囲の業務であり、銀行業務とのリスクの同質性を典型的に認めることに支障はない。 	都銀懇話会	金融庁	銀行は、固有業務、付随業務および他業証券業務等を行うことができます。「その他の付随業務」については、銀行業務との機能的な親近性やリスクの同質性等の一定の要件のもと、業務として行うことが可能となっております。(主要行等向けの総合的な監督指針V-3-2)	銀行法第10条、第11条 主要行等向けの総合的な監督指針V-3-2	現行制度下で対応可能	銀行グループ全体の経営資源の有効活用を目的として、銀行がシステム資産を一括調達し、グループ各社での利用に供することについては、銀行の健全性確保の観点から銀行に他業禁止が課せられている趣旨を踏まえつつ、「その他の付随業務」に該当するか否かを個別に判断することが適当と考えております。 なお、銀行が保有する事業用不動産をグループ会社に賃貸する場合については、平成29年9月28日の主要行等向けの総合的な監督指針V-3-2(4)(注1)の新設により、当該グループ会社自身が使用する場合に限り、「その他の付随業務」の範疇にあると考えられることを明確化しました。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

- ◎: 各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
- : 再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- △: 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
290925037	29年9月25日	29年10月19日	30年6月15日	銀行及び特定銀行代理業者に係る休日及び営業時間の規制柔軟化	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】 (銀行) ・銀行の休日は、「日曜日」、「国民の祝日に関する法律に規定する休日」、「12月31日から翌年の1月3日までの日」、「土曜日」に限定されており、上記以外の日を休日とするときは、金融庁長官が告示した日その他、銀行の営業所の設置場所の特殊事情その他の事情により、当該営業所の休日としても業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないものとして金融庁長官の認可を得る必要がある。 ・営業時間については、「午前九時から午後三時まで」とされており、これを短縮する場合は「当該営業所の所在地又は設置場所の特殊事情その他の事情により必要がある場合」「当該営業所の顧客の利便を著しく損なわない場合」にのみ営業時間の変更を行うことができるとされている。 (特定銀行代理業者) ・当座預金を取り扱う特定銀行代理業者の休日は、「日曜日」、「国民の祝日に関する法律に規定する休日」、「12月31日から翌年の1月3日までの日」、「土曜日」に限定されている。 ・営業時間については、「午前九時から午後三時まで」とされており、これを短縮する場合は「当該営業所又は事務所の所在地又は設置場所の特殊事情その他の事情により必要がある場合」「当該営業所又は事務所の顧客の利便を著しく損なわない場合」にのみ営業時間の変更を行うことができるとされている。</p> <p>【具体的要望内容】 (銀行) ・休日について、以下の規制緩和を実施して頂きたい。 ①休日の変更について、認可事項から届出事項に変更頂きたい。 ②現状の休日変更の認可要件の一つである、銀行法施行規則第15条第2項第3号(当該申請に係る営業所が当座預金業務を営んでいないこと)について廃止願いたい。 ・営業時間について、顧客利便性を著しく損なわないことおよび店頭掲示等による顧客周知を徹底することを前提に、営業時間短縮を可能とする要件の一つである銀行法施行規則第16条第3項第1号(当該営業所の所在地又は設置場所の特殊事情その他の事情により第一項に規定する営業時間とは異なる営業時間とする必要がある場合)を廃止願いたい。 (特定銀行代理業者) ・休日の変更について、届出事項として頂きたい。 ・営業時間について、顧客利便性を著しく損なわないことおよび店頭掲示等による顧客周知を徹底することを前提に、営業時間短縮を可能とする要件の一つである銀行法施行規則第34条の55第3項第1号(当該営業所又は事務所の所在地又は設置場所の特殊事情その他の事情により第一項に規定する営業時間とは異なる営業時間とする必要がある場合)を廃止願いたい。</p> <p>【要望理由】 (銀行) ・従来にはないネット銀行や、ネット支店等が顧客に浸透してきており、休日や営業時間の概念が従来から変化している。また、今後FinTechの進展により従来型の店舗にとらわれないさまざまなチャネル展開が想定される。 ・また、顧客のライフスタイルや価値観は多様化しており、従来型の画一的な休日・営業時間では、勤務時間中に銀行を訪れることが困難な現役層のニーズに必ずしも応えきれていない。 ・他方、銀行の人員にも限りがあるため、現行制度下において特段制約のない土日営業や営業時間の延長のみにより顧客ニーズを満たすには限界がある。 ・また、新規出店後数十年経過する中で、当該地域の人口動態の変化によるマーケット縮小等、収益上拠点維持が困難な拠点について、すでにお取引いただいているお客さまの利便性を最低限確保すべく、廃店ではなく、営業日を絞り込む等の対応が必要となってきている。 ・銀行代理業の活用等顧客の利便を著しく損なわないことを前提に、多様化する顧客ニーズに対応すべく、休日及び営業時間について、柔軟化頂きたい。 (特定銀行代理業者) ・平成18年4月の銀行代理業制度導入により、一般事業者も銀行代理業に参入することが可能となったが、平成29年3月時点で登録業者は56に留まり、広く普及しているとは言えない状況にある。 ・こうした中、当座預金を取り扱う特定銀行代理業者の休日及び営業時間に係る規制を緩和することにより、銀行代理業制度の普及が促進され、顧客の銀行取引に係る窓口が増加することで、顧客の利便性は増す。</p>	都銀懇話会	金融庁	銀行及び特定銀行代理業者の休日は、日曜日その他政令で定める日に限ることとされています。ただし、銀行は、①金融庁長官が告示した日、又は②銀行の営業所の設置場所の特殊事情その他の事情により、当該営業所の休日としても業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないものとして当該営業所につき金融庁長官が承認した日についても、銀行の営業所の休日とすることができます。	銀行法第15条、第52条の46 銀行法施行令第5条、第16条の7 銀行法施行規則第15条、第16条、第34条の54、第34条の55	対応	銀行及び特定銀行代理業者に係る休日について、当座預金業務を営む店舗も顧客利便性を著しく損なうことがなければ休日の承認を受けられるよう、今後、パブリックコメント手続きを経たうえで、政府令改正を行うことを予定しています。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
- ◎: 各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
 - : 再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 - △: 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
290925038	29年9月25日	29年10月19日	30年3月30日	貸金業法の規制緩和による特定融資枠契約締結の許容・円滑化	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定融資枠契約に関する法律(以下「特定融資枠法」)第2条に定める手数料は、同法第3条により利息制限法第3条及び第6条並びに出資の受入れ、預かり金及び金利等の取締りに関する法律(以下「出資法」)第5条の4第4項の適用が除外される(みなし利息等に含まれない)。 ・一方、特定融資枠契約上の貸主が貸金業法第2条第2項に定める貸金業者「以下「貸金業者」である場合は、貸金業法第12条の8第2項の規定により当該手数料がみなし利息に含められ、利息制限法第1条に定める利息制限の適用を受けることとされている。 <p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定融資枠契約に基づき貸金業者が受領する同法第2条に定める手数料(コミットメントフィー等)のうち、銀行等が組成するシンジケーションの貸出人として配分を受けるものについては、貸金業法第12条の8第1項の適用にあたって、利息制限法第1条に規定する利息上限の計算の基礎を、元本ではなく特定融資枠契約に基づく極度額としていただきたい。 <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、企業の短期資金調達手段又は流動性確保手段として広くコミットメントライン及び長期資金調達手段としてのコミット型タームローン(コミットメントラインと異なりリボルビングせず、又、長期資金の借入が可能なコミット期間付の証書貸付)という手法が認知されているところ、かかる普及には特定融資枠法の寄与するところが大きい。顧客と締結したコミットメントライン契約又はコミット型タームローン契約が同法に定める特定融資枠契約に該当するものである場合、当該契約に基づき受領する手数料(以下、「コミットメントフィー等」)は、同法第3条により利息制限法及び出資法に基づく上限金利規制の適用対象外とされるためである。 ・しかし、改正後の貸金業法に利息制限法及び出資法とは別の新たな上限金利規制が規定され(同法第12条の8第1項)、平成22年6月に同法が完全施行された。特定融資枠法第3条ではコミットメントフィー等が貸金業法第12条の8第2項に定めるみなし利息に含まれることを阻止していないため、貸金業者については、顧客と締結したコミットメントライン契約又はコミット型タームローン契約が特定融資枠法に定める特定融資枠契約に該当する場合でも、受領するコミットメントフィー等は貸金業法上の上限金利規制が適用されることになっている。 ・シンジケーション・マーケットでは、銀行等の金融機関のほか、貸金業者(リース会社、証券会社等)も重要な投資家の一部を形成しているが、上記事情から貸金業者のみコミットメントフィー等を受領できない懸念があり、シンジケーション方式のコミットメントライン取引又はコミット型タームローン取引への参加を躊躇する、見送らざるを得なくなることが発生している。また、借主は投資家層が狭まることで市場での調達余力を削がれることにもつながっている。 ・貸金業法12条の8第2項は、「貸金業者が利息以外の名目により高金利を收受すること」を防止する趣旨であるところ、貸金業者が銀行等の組成するシンジケーションの貸出人としてコミットメントフィー等を受領する場合については銀行等によって貸出条件に一定の規律付けが行われていることから、当該場合に限定すれば、利息制限法第1条を潜脱する目的で濫用されるおそれは小さいと考えられる。 ・また、特定融資枠契約では、借主は一方的な意思表示により極度額の範囲で自由に借入が可能であるところ、借主側の作為で極度額まで借入を行わず、結果として元本に対する実効利率が上限金利を超えた場合まで、貸主側の作為性を前提とする潜脱防止措置を適用する必要はなく、特定融資枠契約に関しては、利息制限法第1条を元本ではなく極度額に対して適用すればその趣旨は十分果たされたと考えられる。こうした枠組みは、コミットメントフィーが当該極度額を許容する(すなわち極度額が元本として引き出される可能性に対する)対価であることも整合的と考えられる。 ・以上を勘案すると、貸金業者が受領するコミットメントフィー等のうち、銀行等が組成するシンジケーションの貸出人として配分を受けるものについては、貸金業法第12条の8第1項の適用にあたって、利息制限法第1条に規定する利息上限の計算の基礎を、元本ではなく特定融資枠契約に基づく極度額として頂きたい。 	都銀懇話会	金融庁 法務省	貸金業者は、利息制限法第1条に規定する金額を超える利息(みなし利息を含む。)の契約を締結してはならないとされており、貸金業者が受領する特定融資枠契約に関する法律第2条に規定する手数料は、貸金業法第12条の8第2項に規定するみなし利息に該当します。	貸金業法第12条の8・特定融資枠契約に関する法律第3条	対応不可	貸金業法第12条の8第2項は、貸金業者が利息以外の様々な名目で金銭を收受し、上限金利規制の潜脱を図ることを防止することを目的としたものであり、その趣旨・目的に鑑み、特定融資枠契約に基づき貸金業者が受領する手数料のうち、銀行等が組成するシンジケーションの貸主として配分を受けるものについて、利息制限法第1条に規定する利息上限の計算の基礎を、元本ではなく特定融資枠契約に基づく極度額とすることは困難です。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項

○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項

△:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
290925039	29年9月25日	29年10月19日	30年6月15日	「特定融資枠契約に関する法律」が対象とする融資契約の範囲等の弾力化	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定融資枠契約に関する法律の適用対象(以下、適格借入人)は借り手の属性により限定されている。 特定融資枠契約に関する法律に基づき、出資法等の適用除外となる手数料は、コミットメントライン契約に係る手数料とされている(当該契約の変更等に係る手数料を含むかが不明確)。 <p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 借手の属性に関らず、借手保護の必要性がないことが融資契約上明らかな場合について、本法の対象とする。それが困難な場合は、少なくとも、借り手属性要件を満たさない特定融資枠契約については、利息制限法第1条の適用にあたって、利息上限の計算の基礎を元本ではなく極度額に変更して頂きたい。 本法の適用対象の手数料が、当該特定融資枠契約に係る変更手数料等を含むことが明確になるよう措置。 <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> コミットメントライン契約は、借主の機動的な資金調達を可能とする有用な手段であるところ、借手保護の観点から、適格借入人は、一定の契約交渉力を有する大会社等や一定のSPCIに限定されている。 その趣旨に鑑みれば、例えば、近年ニーズが拡大しているコンストラクション・ローン(開発・建設型ファイナンス)のように、引き出しの予定時期及び金額を予め示して一定金額までの融資を約する契約などは、顧客の依頼に基づく契約であることが明らかであるため、圧力販売等の懸念がない。このように、借手保護の必要性のないことが明らかなものについては、借手の属性に係らず本法の対象とすることが適当である。 また、借り手属性要件を満たさない特定融資枠契約は、現行法上、利息制限法の対象となるが、借主は一方的な意思表示により極度額の範囲で自由に借入が可能であるところ、借主側の作為で極度額まで借入を行わず、結果として元本に対する実効利率が上限金利を超えた場合まで、貸主側の作為性を前提とする潜脱防止措置を適用する必要はなく、特定融資枠契約に関しては、利息制限法第1条を元本ではなく極度額に対して適用すればその趣旨は十分果たされると考える。したがって、上記措置が困難な場合には、少なくとも、借り手属性要件を満たさない特定融資枠契約については、利息制限法第1条の適用にあたって、利息上限の計算の基礎を元本ではなく極度額に変更して頂きたい。こうした枠組みは、コミットメントフィーが当該極度額を許容する(すなわち極度額が元本として引き出される可能性に対する)対価であることも整合的と考えられる。 また、手数料に係る第3条の文言では、本法の対象がコミットメント手数料に限定されると解釈されるところ、契約変更手数料等についても、権利付与の対価である点は同様であることから、この点を明確化する必要がある。 	都銀懇話会	金融庁 法務省	特定融資枠契約に関する法律において借主の対象範囲は大会社、資本金額が3億円を超える株式会社、純資産額10億円を超える株式会社、資産の流動化に使われる合同会社等である場合に限定されています。	特定融資枠契約に関する法律第2条、第3条	対応不可	<p>特定融資枠契約に関する法律の対象範囲については、平成23年の同法改正により、純資産額10億円超の株式会社や資産の流動化のために使われる合同会社等にまで拡大しており、更なる見直しには当該改正の効果を踏まえる必要があります。</p> <p>特定融資枠契約に関する法律の借主の対象範囲を拡大することや借り手の属性要件を満たさない特定融資枠契約の利息計算の基礎を元本ではなく極度額とすることは、貸主との関係において弱い立場にある企業が過度の負担を強いられる可能性があり、こうしたことを事後チェックにより防止することは難しいことから、直ちに措置することは困難です。</p> <p>なお、特定融資枠契約に係る契約変更手数料が、特定融資枠契約に関する法律の適用対象となるか否かについて、当該手数料の性質を勘案の上、個別に検討されるものであり、一律に同法の適用対象とすることは困難です。</p>	
290925040	29年9月25日	29年10月19日	30年4月20日	銀行等が貸金業者から譲受けた貸付債権に係る貸金業法の適用除外	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 銀行が貸金業者から譲受けた貸付債権については、貸金業法第24条により、同法に基づく規制(注)が適用されている。 (注)貸金業法に基づく主な規制内容 <ul style="list-style-type: none"> 貸金業者の貸付に係る契約に基づく貸金債権を譲受した者は、当該債権の債務者に対して契約内容を明らかにする書面を交付しなければならない。 契約書面の交付(貸付にかかる契約(含む変更契約)・保証契約締結前後に保証人などに、多岐に亘る項目を記載した文書を交付しなければならない規制) 受取証書の交付(債権の全部又は一部について返済を受けた際に都度、受取証書(課税文書)を交付しなければならない規制) 債権証書の返還(完済した場合は必ず返済者に債権証書を返還しなければならない規制) <p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 貸金業法第24条の規制の適用対象から、①銀行等、②預金保険法第2条に定める金融機関から会社分割等によって設立された子会社が保有する「会社分割等の際に当該金融機関から承継した債権」及び「当該債権の債務者に対する会社分割等の後に発生した債権」を譲渡する場合を除く。 <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 銀行は銀行法の規定に基づき貸付業務を実施し、金融庁の検査・監督も受けている。この中で、契約内容等に関する顧客説明についても対応しているところ。銀行が保有する貸付債権について貸金業法の規制が重複して適用されることは明らかに過剰であり、実務的な負担も大きい。 また、債権者は同じ銀行であるにも関わらず、一部の貸付債権についてのみ書面交付等の取扱いが異なることについて、債務者、保証人への説明も困難である。 業態を超える再編や提携が進行する中、今後、銀行が貸金業者から貸付債権を譲受けるケースの拡大が見込まれることから、本規定の適用対象から銀行を除外するよう要望する。 また、貸出債権流動化市場の活発化を促すには、債務者保護に適切な配慮がなされている場合について通知を不要とすることが必要。こうした見地より、預金保険法第2条に定める金融機関から会社分割等によって設立された子会社が保有する債権を譲渡する場合については、通知を不要とすべき。 	都銀懇話会	金融庁	貸金業者が貸付に係る契約に基づく債権を他人に譲渡するにあたっては、その者に対し、当該債権に関してする行為について貸金業法の適用がある旨を通知しなければならないほか、譲受人も債務者に書面交付する必要があります。	貸金業法第24条第2項	対応不可	<p>貸金業法第24条第2項の規定により貸金業者から債権を譲り受けた者について準用される書面交付規制等は、債務者を保護するためのものであり、この趣旨を徹底する観点から、銀行等が貸金業者から譲り受けた債権及び預金保険法第2条に定める金融機関から会社分割等によって設立された子会社(貸金業者)が譲渡する債権について例外とすることは、困難です。</p>	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項

○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項

△:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
290925041	29年9月25日	29年10月19日	29年12月15日	一般投資家へ移行可能な特定投資家に対する告知の有効性について	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般投資家(以下、「アマ」)へ移行可能な特定投資家(以下、「プロ」)との金融商品や特定預金等の契約にあたっては、金融商品取引法第34条/銀行法第13条の4において準用される一般投資家として取り扱うよう申し出ができる旨の告知(以下、「アマ成り告知」)が必要。 法令上求められるアマ成り告知は、金融商品取引法施行後、最初の金融商品取引契約/特定預金契約等を締結するまでに行う必要がある。 また、一度有効なアマ成り告知を実施していれば、以降の同じ種類の契約(デリバティブ、有価証券、特定預金等)についてはアマ成り告知は法令上求められない。ただし、アマ成り告知は契約の「申込を……受けた場合」(金融商品取引法第34条)に行う必要がある。金融商品取引契約/特定預金契約等に紐付かないアマ成り告知は、同条に基づく告知としては認められない。 <p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> アマへ移行可能なプロに対する告知の有効性について、以下のケースにおいて当該契約種類の告知が成立したと考えられることを認めていただきたい。 <ol style="list-style-type: none"> アマへ移行可能なプロに対して、商品勧誘時にアマ成り告知を実施し、顧客から「アマへの移行を希望しない」旨の回答があったが、商品の契約に至らなかった場合。 アマへ移行可能なプロが商品の契約締結がないままアマへの移行を希望し、アマへ移行した後に、当該顧客よりプロへの復帰申し出があった場合。 <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①、②いずれのケースも、顧客は特定投資家制度について理解していると考えられる。また、顧客はいつでもアマへの移行を申出ることが可能であるため、顧客保護上の観点からも問題は無いと考えられる。 	都銀懇話会	金融庁	金融商品取引業者等は、金融商品取引契約の申込みを特定投資家から受けた場合、当該申込みに係る金融商品取引契約と同じ金融商品取引契約の種類に属する金融商品取引契約を過去に当該特定投資家との間で締結したことがない場合には、当該申込みに係る金融商品取引契約を締結するまでに、当該特定投資家に対し、当該特定投資家が「アマ成り」に係る申し出ができる旨を告知しなければならないこととされています。	金融商品取引法第34条	対応不可	本規制は、投資者保護の観点から、特定投資家から一般投資家への移行によって、行為規制による保護を受ける機会を確保するために規定されているものであり、顧客が告知内容を適確に理解できるように行われる必要があります。過去に告知が行われながら、金融商品取引契約が不成立だった場合に、次の勧誘時に再告知を不要とすることは、契約に至った場合と比較して顧客が当該告知の内容を十分に認識・理解していない可能性もあることから、措置は困難です。	
290925042	29年9月25日	29年10月19日	30年6月15日	外貨預金の金商法準用の廃止等	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 外貨預金は特定預金等(銀行法第13条の4、銀行法施行規則第14条の11の4第2号)に該当し、金融商品取引法(以下、「金商法」)が準用される。外貨預金の口座開設や、定期預金の預入手続には一連の金商法対応が必要。 <p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人の流動性外貨預金を金商法準用の対象外としていただきたい。 <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 外貨預金の主なリスクは為替変動による円貨ベースでの元本割れのリスクであるが、変動相場制移行から30年を経て、殆どの預金者にとって当該リスクは一般的であり、リスクを十分に理解していると考えられる。特に、法人の流動性外貨預金は、海外企業との事業取引の決済用のために開設されるケースが殆どであり、顧客は外貨債権もしくは債務の保有者である為、事業において既に為替リスクを包含する取引の経験があると推定される。 	都銀懇話会	金融庁	外貨預金契約の締結については、金融商品取引法が準用されており、同法に規定する行為規制が課せられています。	銀行法第13条の4、銀行法施行規則第14条の11の4第2号	対応不可	外貨預金については、元本欠損が生じ得るものであることを踏まえ、当該商品の契約の締結には金融商品取引法を準用することにより、同法に規定する行為規制が課せられております。当該規制は顧客保護の観点から課せられているものであることから、法人の外貨預金についても、金融商品取引法の準用の対象外とすることは困難です。なお、一般投資家である法人が、準用される金融商品取引法第34条の申し出を行い、特定投資家に移行した場合には、一定の行為規制の適用について除外されます。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項

○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項

△:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
290925043	29年9月25日	29年12月18日	30年6月15日	金融商品の特定窓口における取扱い緩和	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、銀行が金融商品を取り扱う際には、特定の窓口での取扱いを義務付けており、また、誤認防止レターの掲示、顧客への一律の書面交付等による説明等、画一的な方法での誤認防止体制が求められている。銀行代理業者による預金等の取扱いについても同様の規制が導入されている。 ・主な誤認防止体制において、複数のプレート等を掲示することが必要であり、以下の法令に基づき体制整備を敷いている。 <ol style="list-style-type: none"> ①銀行法施行規則第十三条の五「金銭債権等と預金等との誤認防止」 ②監督指針 III-3-3-2 <ul style="list-style-type: none"> ⇒「投信・債券等取扱い窓口」「保険取扱窓口」「預金誤認防止レター」を掲示 ③銀行法施行規則第三十四条の四十五「預金等との誤認防止等における誤認防止プレート」 <ul style="list-style-type: none"> ⇒「預金誤認防止プレート」を掲示 ・また現在、現行の主要行等向けの監督指針上では、共同店舗について「顧客の誤認防止、顧客情報の保護及び防犯上の観点から適切な措置が講じられているか」と記載されているのみで、具体的な条件が明らかでない。このため、物理的に営業スペースを区別する等の保守的かつ柔軟性に欠ける店舗設計になりがちであり、共同店舗の積極的な利用が進みにくい状況。 <p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・銀行や銀行代理業者は、金融商品を取り扱う際に、特定の窓口で取り扱うこと等が定められている処置を緩和。 ・具体的には、銀行法施行規則第13条の5第3項(特定窓口での取扱および誤認防止に係る掲示物の掲示)を廃止していただきたい。廃止が難しい場合は、「投信・債券等取扱い窓口」「保険取扱窓口」「預金誤認防止レター」「預金誤認防止プレート」等の掲示物について、各窓口に掲示するのではなく、例えば店舗の案内図中に表示したり、支店の入口付近など1か所に掲示すれば良い事として頂きたい。 ・共同店舗について、顧客の意思確認や職員による明示的な説明を通じた誤認防止措置を前提に、「銀行と証券会社」や「銀行と子銀行」などの共同店舗内の応接スペースの共用等、柔軟な運営を可能とするよう手当いただきたい(若しくは、柔軟な運営が可能であることを確認させていただきたい)。 <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昨今、銀行や銀行代理業者におけるリテール店舗の設計は多様化しており、従前の窓口だけでなく、様々な態様の窓口・応接が検討・設置され始めている。 ・誤認防止措置については、金融商品説明時に確りとリスク説明を行っていること、電子媒体での取引チャネルの拡大に伴い業務フローの効率化、銀行が様々な金融商品を取り扱うことの顧客認知度が向上しているなどの点から、特定窓口での取扱いを緩和しても特段問題ないと考える。 ・当該規制を見直すことで、各社の業態・店舗戦略に応じた誤認防止の体制整備が可能となる。 ・銀行がオープンアライアンスを進める中、今後、異業種や銀行同士の一休型共同店舗等の次世代店舗の誕生が想定され、また、昨今のデジタル化が進む中、一層インフラを効率化する必要があり、本手当により柔軟な店舗設計が可能となる。 	都銀懇話会	金融庁	銀行及び銀行代理業者が有価証券など金融商品を取り扱う場合には、顧客に対し、預金等との誤認を防止するために適切な説明を行うこととしているほか、特定の窓口において取り扱うとともに、誤認防止のための事項を当該窓口に掲示する必要があります。また、共同店舗については、監督指針において、監督上の主な着眼点として「銀行が、その営業所を他者の本支店等と同一建物、同一フロアに設置する場合には、顧客の誤認防止、顧客情報の保護及び防犯上の観点から、適切な措置が講じられているか。」等を定めています。	銀行法施行規則第13条の5、第34条の45 主要行等向けの総合的な監督指針Ⅲ-3-4-1-2	対応	<p>本件については、今後、パブリックコメント手続きを経たうえで、以下を内容とする府令及び監督指針の改正を行うことを予定しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・銀行及び銀行代理業者が金融商品を取り扱う場合には、顧客に対し、預金等との誤認を防止するための適切な説明を行うことを前提に、特定窓口の設置義務を廃止することとする(府令改正) ・共同店舗については、遮断壁や間仕切りを設けずとも、顧客情報保護のために必要な措置を講じれば良いことなどを明確化することとする(監督指針改正)
290925044	29年9月25日	29年10月19日	29年12月15日	外国清算機関における証券決済に係る免許取得義務の例外規定の創設	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行金商法は、証券清算機関に金融商品債務引受業者としての免許取得を義務付け、平成23年度以降、外国清算機関にも同様の義務を課している。 ・現時点で上記免許を取得済の外国清算機関はなく、一部機関について金融庁告示(金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引及び貸借を指定する件)により免許取得が免除されている状況。 <p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・証券決済を行う外国清算機関については、一定の要件の下、金融商品取引法上の金融商品債務引受業にかかる免許取得が免除される枠組みを要望するもの。 <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本邦金融機関にとって、米国債等の外国有価証券にかかるレポ取引は、通常時だけでなく緊急時においても外貨資金繰りの観点から極めて重要な外貨調達手段となっている。特に、レバレッジ比率規制等の国際規制強化を受け、レポ取引は清算機関を通じて行うことが証券グローバルスタンダードとなっていることから、外国清算機関を通じたレポ取引の体制整備が必要不可欠。 ・しかしながら、差金決済を原則とするデリバティブ取引と異なり、現物授受を前提とする証券決済は、証券発行国の証券決済システムとの接続が不可欠であるため、当該国(地域)の法令に基づき当該国(地域)内で完結することが一般的。この場合、証券決済を行う外国清算機関には、現地法令に加え本邦金商法を遵守するインセンティブはなく、現実には証券決済に関し金融商品債務引受業の免許を取得している外国清算機関は存在しない。 ・この点、米英の外国清算機関については金融庁告示により免許取得が免除されているため、足許の問題は回避されているが、当該告示の期限が本年12月末日となっているため、年末越えとなるレポ取引の法的有効性や、翌年以降の取扱が不明確となっている。また、本告示では、米英以外で清算集中される債券(例えばフランス国債など)が全くカバーされていない等の問題もあり、このままでは緊急時の外貨流動性補充(HQLA)の資金化にも支障を来しかねない。 ・かかる状況を受け、本要望は、一定の要件(例えば、金商法と同等の外国法令に服し、且つ国外でのみ業務を行うこと等)を満たす外国清算機関については、金商法上の免許取得を恒久的に免除する枠組みを導入することで、本邦金融機関の外貨資金繰り上の懸念点の解消を求めらるもの。 	都銀懇話会	金融庁	金融商品取引法は、外国の法人については、外国金融商品取引清算機関の免許を取得した者についてのみ、金融商品債務引受業を行うことを認めています。一方で、「金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引及び貸借を指定する件」(平成23年金融庁告示第105号)において定める取引等については、当該取引等に基づく債務の不履行によるわが国の資本市場への影響が軽微なものとして例外的に、免許を取得していない外国清算機関も利用可能としています。これは、わが国の金融商品取引業者等における取引規模や、外国清算機関としての必要経験年数等の免許申請要件などにおいて例外的措置を講じるべき特別な事情が存在する場合について対応しているものです。	金融商品取引法第2条28項、同条第29項、第156条の20の2 金融商品取引法施行令第1条の18の2、第1条の19	対応不可	外国清算機関に免許取得を求めている趣旨は、当該外国清算機関の不適切な業務によって、我が国の金融商品取引業者等、ひいては我が国の資本市場に重大な影響を生じさせないよう、免許制度に基づき、当該外国清算機関に対し適切な規制・監督を行うというものです。したがって、外国清算機関の免許取得に係る恒久的な例外規定を設けることは適当ではないと考えられます。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
290925045	29年9月25日	29年10月19日	30年3月9日	登録金融機関における証券取引に係る総合口座貸越に係る規制の緩和	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 登録金融機関における証券取引に係る総合口座貸越[金融業等府令第149条の2]において、「一月以内に返済を受ける貸付けに限る」「信用の供与が十万円を超えることとならないこと」「累積投資契約に限定」と規制されている。 <p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記規制の撤廃。 <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本規制のそもそもの主旨は「過当投機の抑制や、過剰と信を防止して利用者保護を図ること」と理解している。 一方で、銀行の総合口座貸越は当該個人が保有する定期預金金額等の90%までとなり、「貸付(信用の供与)」と表記するものの、性質的には「一時的な代替払い(本人の保有金融資産の中での払い出し)」に過ぎずバックファイナンスには該当せず、過当投機になるおそれはない。 平成21年に上記現状の通りに「規制緩和」されたものの、銀行にとって実務的には直接の規制緩和になっておらず、システム開発においても当該条件がネックとなり、投資するにも費用が嵩む状況。 顧客にとっても、「普通預金残高が不足している際には貸越機能を利用して支払う」という契約内容の中、わざわざ「但し、証券取引は除く」とすることへの理解が得られない。 平成30年1月に積立NISA制度が開始する中、本規制により「貯蓄から資産形成へ」の流れを一部滞らせる可能性もあり、撤廃をお願いしたい。 	都銀懇話会	金融庁	原則として、登録金融機関は、金銭の貸付けその他信用の供与をすることを条件として有価証券の売買の受託等をする行為は禁止されていますが、1月以内に返済を受ける貸付けであること、信用供与の額が10万円を超えることとならないこと、累積投資契約によるものであることといった要件を満たす場合には、投資者の保護に欠けるおそれがないとして認められています。	金融商品取引法第44条の2第1号 金融商品取引業等に関する内閣府令第149条の2	対応不可	総合口座貸越は、定期預金金額等の範囲で行われるとしても、長期間の信用供与により借入利息が大きくなる等、利用者保護の観点から問題が生じるおそれがあり、ご提案の規制撤廃は困難です。	
290925047	29年9月25日	29年10月19日	30年6月15日	資本関連規制の適用対象エンティティ及び閾値の整理	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 資本関連規制は、持株連結・銀行連結・銀行単体・持株単体と様々なレベルで課されている [バーゼルⅡを踏襲しバーゼルⅢへ移行した資本規制(適用対象はバーゼルⅡより不変)] <ul style="list-style-type: none"> 自己資本比率規制:持株連結、銀行連結、銀行単体 大口信用供与等規制:持株連結、銀行連結、銀行単体、持株単体 [バーゼルⅢ規制より新規制定した資本規制(適用対象エンティティを新規設定)] <ul style="list-style-type: none"> レバレッジ規制:持株連結、銀行連結 資本バッファ規制:持株連結 [今後新規制定される予定の資本規制(適用対象エンティティを新規設定)] <ul style="list-style-type: none"> 外部TLAC比率規制:持株連結(想定) 内部TLAC比率規制:銀行レベル(想定) <p>自己資本比率規制及び資本バッファ規制において求められる普通株式等Tier1の所要水準に、持株連結とそれ以外で差異が生じている一方で、大口信用供与等規制の適用閾値には差異がない</p> <p>【普通株式等Tier1所要比率】 【大口信用供与等規制閾値】</p> <ul style="list-style-type: none"> 持株連結:4.5%~8.5% Tier1の15%(G-SIB間同士の場合、その他は25%) 銀行連結:4.5% Tier1の15%(G-SIB間同士の場合、その他は25%) 銀行単体:4.5% Tier1の15%(G-SIB間同士の場合、その他は25%) 持株単体:なし Tier1の15%(G-SIB間同士の場合、その他は25%) <p>2019年3月末のTLAC規制導入へ向けて、持株会社によるシニア調達及び子銀行への回金が開始されているが、当該子銀行向け貸付は大口信用供与等規制の対象となっており、供与可能額に制限がある</p> <p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 自己資本比率規制の適用対象エンティティについて整理頂きたい 【整理案】 <ul style="list-style-type: none"> 自己資本比率規制:持株連結、銀行連結(銀行単体を廃止) レバレッジ比率規制:持株連結、銀行連結(不変) 資本バッファ規制:持株連結(不変) 大口信用供与等規制における持株連結と銀行連結レベルの閾値水準見直し、若しくは適用対象の持株連結一本化 持株会社から子銀行向け貸付を含むグループ内取引エクスポージャーを、大口信用供与等規制適用から除外して頂きたい <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> マイナス金利環境への移行により、従来に増して効率的な事業運営が必要な状況 持株会社の役割拡充に関する銀行法改正やシングルポイントオブエントリー戦略の下での破綻処理態勢整備の推進等、持株会社及び子銀行を取り巻く環境は大きく変化しつつある 新規導入された資本関連規制では、かかる環境変化に合わせ適用対象が設定されたが、既存規制を踏襲しバーゼルⅢベースに衣替えした資本関連規制の見直しがなされていない (特に銀行単体の自己資本比率規制については、)IFRSの任意適用の検討にあっても、会計基準間差異があり、時価の範囲等が異なる財務諸表に基づき、規制されることにより、連結と単体で二重に異なる規制が入り、行内管理が複雑化することに加え、リスクアセットを二重に計算する必要があり、IFRSの任意適用検討開始の阻害要因となっている 規制の目的・趣旨は踏まえつつ、環境変化に対応した規制の枠組みの整備を行っていく必要あり 欧米諸国においては、グループ内と信を大口信用供与等規制の対象外としている法域があること TLAC規制の導入により、持株会社より子会社向けに相当量の与信を供与することが求められる方向である点に、現行大口信用供与規制は合致していない 	都銀懇話会	金融庁	<p>【自己資本比率規制】</p> <p>持株・連結・単体すべての段階で、自己資本比率規制を課しております。</p> <p>【大口信用供与規制】</p> <p>大口信用供与規制は、銀行単体、銀行グループ及び銀行持株会社グループに対して課せられており、その信用供与等の限度額は自己資本の25%とされており。また、当該信用供与等の額には、グループ内と信も含まれます。</p>	【自己資本比率規制】 銀行法施行規則第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号)等	【自己資本比率規制】 自己資本比率規制については、銀行のリスクに応じた自己資本の最低基準を定める目的から、引き続き、単体の自己資本比率規制は重要と考えるため、単体規制の見直しは困難です。	【大口信用供与規制】 大口信用供与規制における限度額の見直しやグループ内取引エクスポージャーの取扱については、バーゼル銀行監督委員会における合意等を踏まえ、検討を行います。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
290925048	29年9月25日	29年10月19日	29年11月30日	貿易金融に係る信用リスク・アセット額の計測方法に関する規制緩和	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】 ・事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセット(以下、RWA)額の算定にあたって、マチュリティは算式の構成要素 ・原則、一年に満たない取引は一年として計測する規定となっているものの、短期かつ流動性の高い貿易関連偶発債務等については、例外として上述の一年の下限(以下、フロア)を適用しないもの ・フロアの適用外となる取引が貿易関連偶発債務(LC発行、LCコンファメーション)に限定されており、LCフォーフェイティングはじめ、その他のLC関連取引については一年未満の取引についても一年として測定</p> <p>【具体的要望内容】 ・上記の'短期かつ流動性の高い貿易関連偶発債務'を'短期かつ流動性の高い貿易関連取引'に改定し、偶発債務に限定しない内容に変更</p> <p>【要望理由】 ・本邦規制とバーゼル銀行監督委員会の見解が異なり、邦銀は(欧米を中心とする)外国銀行対比過大なRWAを計測している可能性があるため</p>	都銀懇話会	金融庁	<p>銀行法施行規則第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基(平成18年金融庁告示第19号)第158条3項の3</p>	検討を予定	現在、信用リスクに関して、バーゼル規制自体の見直しが国際的に行われているため、今後公表される最終合意及び貿易関連取引の実態を踏まえ検討します。	△	
290925049	29年9月25日	29年10月19日	29年11月30日	バーゼル規制において、リスク・ウェイト零パーセントとされる国際機関の定義の見直し	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】 ・平成十八年金融庁告示第十九号 第一条三十六に定義される国際機関向けのエクスポージャーのリスク・ウェイトは第六十条二項において零パーセントとする旨が規定されている(標準的手法採用行の場合)。</p> <p>【具体的要望内容】 ・上記国際機関に関する定義に関し、一定の信用力がある国際機関について、第一条三十六の定義に追加頂きたい。</p> <p>【要望理由】 ・昨今、複数の外国政府あるいは外国政府機関が設立・加盟する国際機関が本邦市場において資金調達する事案が見受けられており、今後増加する可能性がある。他方、本邦金融機関は斯かる案件への投融資に関心を有しながらも、法人向けエクスポージャーと同等のリスク・ウェイトが課される点を鑑み、投融資を見送るケースが散見されている。 ・今後当該条項に限定列举されている国際機関以外にも本邦市場を活用した資金調達等が広がる可能性も想定され、本邦市場の活性化を図る上で、上記の定義見直し(対象機関の追加等)をすることが望ましい。</p>	都銀懇話会	金融庁	<p>銀行法施行規則第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号)第1条第36号ト、第60条等</p>	検討を予定	リスク・ウェイト零パーセントが適用される国際機関については、国際合意の内容を受けて決定されること、当庁としては、引き続き国際的な議論の状況を踏まえ検討します。	△	
290925052	29年9月25日	29年10月19日	30年6月15日	子法人等・関連法人等新規取得時等の重複的な行政手続きの簡素化	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】 ・銀行が登録金融機関である場合に、子法人等・関連法人等を新たに保有あるいは、その子法人等・関連法人等が子法人等・関連法人等でなくなった場合に、銀行法、金融商品取引法、日本証券業協会定款に基づく複数の届出が求められる。</p> <p>【具体的要望内容】 ・重複的な行政手続きについて、添付書類含め、一本化等簡素化を検討頂きたい。</p> <p>【要望理由】 ・重複的な行政手続きを簡素化することによる負担軽減、手続き漏れの防止。</p>	都銀懇話会	金融庁	<p>銀行法第53条第1項第8号、銀行法施行規則第35条第1項第14号、第15号 金融商品取引法第50条第1項第8号、金融商品取引業等に関する内閣府令第200条第4号</p>	検討を予定	規制改革推進に関する第1次答申(平成29年5月23日規制改革推進会議決定)に基づく規制改革実施計画(平成29年6月9日閣議決定)において、「各府省は、行政手続簡素化の3原則(「行政手続の電子化の徹底」、「同じ情報は一度だけの原則」、「書式・様式の統一」)を踏まえ、行政手続コストを2020年までに20%削減すること等を内容とする行政手続部会取りまとめに沿って、積極的かつ着実に行政手続コストの削減に向けた取組を進める」こととされております。こうした動きも踏まえながら、金融機関の兼業における届出について、事務の効率化の観点から必要な対応を検討して参ります。		
290925053	29年9月25日	29年10月19日	29年11月30日	銀行の名称変更時等の重複的な行政手続きの簡素化	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】 ・認定経営革新等支援機関は申請書記載事項(名称、住所、代表者氏名、事務所所在地)に変更が生じた際は変更届出書を提出することとなっている。 ・当該記載事項を変更する場合、銀行法においては認可あるいは届出が求められる。</p> <p>【具体的要望内容】 ・重複的な行政手続きについて、添付書類含め、一本化等簡素化を検討頂きたい。</p> <p>【要望理由】 ・重複的な行政手続きを簡素化することによる負担軽減、手続き漏れの防止。</p>	都銀懇話会	金融庁 経済産業省	<p>中小企業等経営強化法第21条第4項に基づき、経営革新等支援機関は、事務所の所在地の変更等があった場合、主務大臣に変更届出を提出することとなっている。</p>	検討に着手	現在、経済産業省、金融庁及び関係機関で法改正を見据えて議論をしております。	△	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項

○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項

△:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
290925054	29年9月25日	29年10月19日	30年6月15日	基準議決権数超過保有・解消に係る届出の廃止	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 銀行法及び独占禁止法上、銀行は会社の議決権の5%超(銀行持株会社においては15%超)の保有が禁止されているが、いずれも発行体による自己株式取得等により議決権保有割合が5%を超過した場合は1年間の解消猶予期間が与えられている。 然し乍、銀行法と独占禁止法では手続上の違いがあり、銀行法上のみ5%超過時に「別紙様式4-17」による超過の届出、解消時に「別紙様式4-19」による解消の届出が必要。 なお、独占禁止法第11条においては、議決権の5%超の保有が原則禁止されている一方で、同法上、自社株買い等により、やむを得ず議決権保有割合が5%を超えて保有する場合について、公正取引委員会への届出が必要といった記載はなく、1年を超えて5%超を保有する際に公正取引委員会の認可が必要である旨の記載があるのみとなっている。 <p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 銀行法上の扱いについて、「別紙様式4-17」、「別紙様式4-19」による届出を廃止頂きたい。 <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 実務上、担保権の実行や会社の自己株式取得等により、基準議決権数の超過に至るケースは相応にあり、超過・解消の都度金融庁へ届出をする事務負担は小さくないため。 	都銀懇話会	金融庁	銀行又は銀行持株会社が子会社対象会社以外の会社の議決権を5%超(銀行持株会社においては15%超)取得することはできません。他方、銀行又は銀行持株会社が当該議決権をすでに取得しており、相手会社が、自己株式を取得したことにより、銀行又は銀行持株会社の当該会社の議決権が5%を超過した場合、内閣総理大臣の承認を受けることにより、1年を超えて取得することは可能です。他方、相手企業が自己株式を取得したことにより、銀行又は銀行持株会社の当該会社に対する議決権が5%を超過した場合には、その段階で内閣総理大臣への届出が必要です。	銀行法第16条の4第2項、第52条の24第2項 銀行法施行規則第17条の6、第34条の20、第35条第1項第11号、第3項第7号	対応不可	やむを得ない事由による議決権5%の超過、解消という事由が生じた旨は、監督上把握する必要がありますが、これらは、届出がなければ、当局において確実に把握することはできません。このため、やむを得ない事由により議決権5%を超過した場合、解消した場合の届出について廃止することは困難です。	
290925055	29年9月25日	29年10月19日	29年12月15日	「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律」に基づいて作成する株式等保有状況の作成基準見直し	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律」において、銀行(銀行持株会社)は公開企業が発行する株式等の保有残高を、子会社・関連会社分を合算して※1、資本(Tier1)※2の範囲内に収めなくてはならないと定められている。 銀行(銀行持株会社)は半期毎に金融庁に提出する「決算状況表」の「5.株式等保有状況」を以って、株式保有残高並びに保有制限遵守状況を同庁へ報告している。 ※1:証券会社等(特定子会社)の保有残高を除き、関連会社保有分は持分比率相当分を合算。 ※2:Tier1から特定子会社の資本を控除し、関連会社の自己資本は持分比率相当分を合算。 <p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律」における合算範囲について、銀行(銀行持株会社)の関連会社保有分(持分比率相当分)を除外頂きたい。 「決算状況表」の「5.株式等保有状況」作成にあたり、使用する株式等の保有残高及びTier1については、関連法令・告示に定められている所定の調整を行うことを不要とし、有価証券報告書にて開示されている計数を使用し以下の通りとすることにつき、許容頂きたい。 株式等の保有残高 → 有価証券報告書に記載されている「その他有価証券」(株式等)のうち、公開企業のみを計数 Tier1 → 有価証券報告書に記載されている「連結におけるTier1資本の額」 <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 分子となる保有株式残高並びに分母となるTier1は別途、内閣府令、金融庁告示に定められている調整を行う必要があることから、集計並びにデータ収集にあたり、相当に高い業務負担が発生しており、作業負担の軽減を図りたいもの。 有価証券報告書に記載されている連結ベース計数は関連会社分を含んでいないが、関連会社については以下観点から重要性が相対的に小さく、現状の作業負担に鑑み、合算対象外とすることを許容頂きたいもの。 関連会社は子会社に比べ、銀行(銀行持株会社)からの影響力が限定的であること 現状の合算範囲は、特定子会社分を控除した上で関連会社分は持分比率相当分とされていることから、銀行(銀行持株会社)全体から見た関連会社分の占める部分は相応に小さいこと 	都銀懇話会	金融庁	銀行等については、子会社・関連会社分を合算して、保有する株式等の残高が自己資本相当額を超えないようにする必要があります。両者の合算にあたっては、いずれも有価証券報告書に記載するものと異なる方法(証券会社等(特定子会社)の保有分を含めず、関連会社分については持分比率相当分を乗じて計算)によることとされ、「連結決算状況表」に記載し、年一回提出することとされています。	銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律第3条 銀行等の株式等の保有の制限に関する内閣府令第4条、第5条 平成14年金融庁告示第14号	対応不可	銀行等に対し、関連会社分も合算して、保有する株式等の残高が自己資本相当額を超えないよう制限している理由は、関連会社も含むグループ全体の財務の健全性が重要であるなか、関連会社が保有する株式等に係る損益等がグループ全体の財務に影響を及ぼすおそれがあるためです。したがって、合算範囲から関連会社分を除外する見直しは困難です。 また、決算状況表についても、ご提案の方法によった場合、こうしたグループベースでの株式等の保有状況について、当局としてこれを把握することが困難となるため、見直しは実施困難です。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
290925057	29年9月25日	29年10月19日	30年6月15日	特殊関係者を新たに有することになった場合の届出対象範囲の見直し	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 銀行は特殊関係者を新たに有することになった場合、銀行法に基づき届出を要する。 <p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 銀行の特殊関係者のうち、銀行の子会社が信託やリース等の事業目的で設立する特別目的会社(以下、「SPC」)については、特殊関係者を新たに有することになった場合の届出対象外として頂きたい。 <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 銀行の子会社が事業目的で設立するSPCについては、件数が多い一方、特殊関係者に関する届出の趣旨である他業混入リスクは極めて低く、銀行及び銀行持株会社の経営の透明性・健全性を確保することの重要性に鑑みても、実需と効果に比して負担が大きく、上記のようなSPCは「特殊関係者」に該当しないものとして頂きたい。 銀行法は、その目的を達成するため、銀行や銀行持株会社が一定の行為をなす場合等において監督当局に対し届出を行うことを義務付けており、銀行法(以下「法」)53条1項8号、銀行法施行規則(以下「施行規則」)35条1項14号ないし16号は「特殊関係者」につき、新たに有することになった場合等に届出を要するものとしている。 ここで「特殊関係者」とは、銀行の子法人等および関連法人等を指し、それらは、アームズ・レングス・ルール(法13条の2、施行令4条の2第1項)、連結大口信用供与規制(法13条2項、施行規則14条の4)などの各種規定の適用範囲を画する概念として機能する。 そのため、「特殊関係者」に関する届出は、銀行法上の上記規定の適用対象となる法人等の有無につき金融庁へ情報提供する機能を有することになるが、施行規則35条1項16号が「特殊関係者がその業務の内容を変更することとなった場合」を特に届出事由と規定していることからすると、特殊関係者に関する届出の主な趣旨は、子法人等及び関連法人等が営む業務に起因する異種のリスクが親銀行に及ぶことを防止するという法12条が規定する銀行本体における他業禁止の徹底をモニタリングすることにあると考えることができる。 これは、主要行向けの総合的な監督指針(以下、「監督指針」)V-3-3(注1)において、施行規則35条14号に基づく子法人等又は関連法人等に関する届出の受理に当たっては、「当該子会社等の定款若しくは当該銀行と当該子会社等が締結した業務協定等により、当該子会社等が営むことができる業務を営んでいることを確認する」として、業務範囲規制を確認することが明記されていることも整合的である。 現行の規制の下では、銀行の子会社が信託やリース等の事業目的でSPCを設立する場合、これらの会社が銀行の子法人等、関連法人等に該当する場合は、届出が必要となる。しかし、以下に述べる通り、当該SPCの設立等については届出を不要としても、特殊関係者に関する届出の趣旨には反しないと捉えられる。 銀行が子会社を新たに保有しようとする場合には、銀行経営の健全性確保の観点から、原則として金融庁の認可を受けなければならないとされている(法16条の2第4項、施行規則17条の5第2項。但し、一定の子会社については事前届出のみ(法16条の2第4項・53条1項2号))。すなわち、銀行が子会社を新たに保有する時点で、当該子会社の業務については、金融庁が認可制度(一定の場合は事前届出)に基づきその業務内容等を十分に吟味しており、当該子会社が、許容された子会社対象会社の業務を遂行する目的の範囲内で、その一環として当該目的に業務を限定されたSPCを設立するのであれば、当該SPCの設立により追加的に銀行本体に異種のリスクが混入する危険性を生じさせるものではないと理解できる。 そのため、当該SPCの設立等については、「特殊関係者」に関する届出を不要としても、銀行本体における他業禁止に鑑み、子法人等及び関連法人等が営む業務に起因する異種のリスクが銀行本体に及ぶことを防止するという他業禁止の徹底をモニタリングすることを可能にするという法の趣旨に反するものではないと考えられる。 以上のように子会社が営む事業遂行の目的でSPCが設立される場合には「特殊関係者」に関する届出の対象とならないとの制度とする場合、ここでの「特殊関係者」の概念は、施行規則35条第1項14号ないし16号でのみ使用されていることからすると、施行規則35条第1項14号で定義されている「特殊関係者」から、「銀行が認可または事前届出のもとに保有する子会社が、その許容された事業を遂行する目的のみにおいてその一環として設立するSPC」を除くことによって実施可能と考えられる。 	都銀懇話会	金融庁	銀行が特殊関係者を新たに有することとなった場合には届出の提出が必要です。	銀行法施行規則第35条第1項第14号から第16号まで	対応不可	銀行の子会社が設立するSPCであっても、アームズ・レングス・ルール等の規定の対象としている以上、当局として把握する必要があるため、届出範囲の見直しは困難です。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
290925058	29年9月25日	29年10月19日	30年6月15日	アームズ・レングス・ルール検証態勢の柔軟化	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】 ・銀行法施行規則第14条の10、11、監督指針V-2(1)において「銀行グループ内において業務委託、その他の取引を行う場合に、アームズ・レングス・ルールに違反していないかにつき銀行において適切に検証が行われているか。」等のグループ内取引の検証が求められる。</p> <p>【具体的要望内容】 ・アームズ・レングス・ルールの対象となる取引に係る確認・検証態勢の柔軟化を要望するもの。 ・例えば、銀行法施行規則もしくは監督指針V-2(1)において、「銀行経営の健全性に影響のある事案について検証が行われていること」などの書き振りをして頂きたい。</p> <p>【要望理由】 ・現行法上、アームズ・レングス・ルールの対象となるグループ内取引については、非常に軽微・少額な取引であって全件確認・検証する態勢の整備、構築が求められており、管理負担が非常に大きくなっているほか、重要度の高い案件に重点的に経営資源を投入する等の対応が困難になっている。 ・本件規制は銀行の健全性維持を目的としたものであり、その規制対象は健全性に影響のないような軽微・少額の取引等まで須らく規制をかける必要は乏しいと考えられる。 ・確認・検証対象を、経営に影響を与える事案に限定する等、重要な取引について集中的に経営資源を投入して確認・検証する管理態勢を可能として頂きたい。</p>	都銀懇話会	金融庁	<p>銀行は、その特定関係者(当該銀行を子会社とする銀行持株会社、銀行の子会社、主要株主等)又はその特定関係者の顧客との間の取引において、以下の取引又は行為をしてはならないとされています。 ・当該特定関係者との間で行う取引で、その条件が当該銀行の取引の通常条件に照らして当該銀行に不利益を与えるもの ・当該特定関係者との間又は当該特定関係者の顧客との間で行う取引又は行為で、当該銀行の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの</p>	銀行法第13条の2、銀行法施行規則第14条の10及び第14条の11、主要行等向けの総合的な監督指針V-2(1)	検討を予定	アームズ・レングス・ルールの対象となる取引に係る確認・検証態勢については、銀行グループにおける取引の機動性の確保、銀行経営の健全性が損なわれることの防止等の観点を踏まえ、検討を行います。	
290925059	29年9月25日	29年10月19日	30年3月9日	金商法上の広告等における法定記載事項(加入協会)の緩和	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】 ・金商法上の広告等においては、金商業府令76条第2号により、「当該金融商品取引業者等が金融商品取引業協会に加入している場合にあっては、その旨及び当該金融商品取引業協会の名称」を記載することとなり、当該広告等にかかる業務を所管する金融商品取引業協会以外の協会も含めて全て記載しなければならないこととなっている。</p> <p>【具体的要望内容】 ・金商法上の広告等においては、当該広告等にかかる金融商品取引業務を所管する加入協会を記載することで足りることとする。</p> <p>【要望理由】 ・金商法上の広告物等を作成するにあたっては、特定の金融商品取引業務(例えば投信販売業務や投資一任業務など)のみを対象とすることがあるが、金融商品取引業協会は業務毎に所管業務が協会定款等で定められており(例えば投信販売業務は日本証券業協会、投資一任業務は投資顧問業協会)、当該広告等にかかる業務を所管していない協会を記載する必要性は乏しいと考えられる。</p>	都銀懇話会	金融庁	金融商品取引業者等が広告等を行うときは、当該金融商品取引業者等が加入している金融商品取引業協会の名称を表示することが義務付けられています。	金融商品取引業者等に関する内閣府令第76条第2号	検討を予定	金融商品取引法の制定時に、「その規制対象となる業者であることが、利用者一般から見て信頼し得る業者であるとの社会的評価につながるような法制を目指すべきとの意見」等があったことを踏まえ、金融商品取引業者等に対して、広告等に、登録番号のほか、加入している金融商品取引業協会の名称を表示する義務を課しているものですが、御提案の内容については、今後、検討を行う予定です。	△
290925076	29年9月25日	29年10月19日	30年4月20日	リース取引のストラクチャーに用いるSPC向け融資等について①	<p>【具体的内容】 ①リース取引等のストラクチャーに用いる100%出資SPC(ペーパーカンパニー)向けの融資について、貸金業法適用の対象外とすること。 ②一定の融資について、契約締結前の書面交付義務(法第16条の2)及び契約締結時の書面の交付(法第17条)、情報格差是正を目的とする行為規制を適用除外とすること。</p> <p>【提案理由】 ①について ・リース取引等のストラクチャー上の理由等で、100%出資SPC(ペーパーカンパニー)がレッサー(もしくは資金提供者)となる場合について、現状は、100%出資SPC向け融資は貸金業法適用対象となり、業法に沿った対応をしているが、このようなケースでは債権者保護のメリットはなく、過重な事務負担のみが発生している状況であり、懸念する融資について貸金業法の適用を緩和することで、大幅な事務効率につながる。 ②について ・リース取引等のストラクチャー上の理由等により、リース会社が融資を行うことがあるが、法人を借入人とする融資においては、借入人が資金取引に係る適切なリスク判断を行った上で、反復継続的な取引を行っているケースが多く、借入人側の手続きが煩雑であるとの要望がある。 ・金融商品取引法では投資者保護を前提としつつ、リスクキャピタル供給を円滑化させるために「特定投資家制度」を設け、「特定投資家」と「一般投資家」に区分し、この区分に応じて金融商品取引業者等の行為規制の適用に差異を設け、規制の柔軟化を図っている(例:①過去1年以内に包括書面の上場有価証券等書面を交付、②過去1年以内に同一内容の禁輸商品取引契約の契約締結前交付書面を交付、③目録見書の交付等)。 ・貸金業法についても、借入人の保護を前提としつつ、マネーサプライを円滑化させるために、知識・経験・資力の状況から資金取引に係る適切なリスクを行うことができるものを「特定借入人」と位置付けたくうえで、契約締結前の書面交付義務(法第16条の2)及び契約締結時の書面の交付(法第17条)、情報格差是正を目的とする行為規制の適用除外の検討も可能と思われる(特定借入人の例:適格機関投資家、国・地方公共団体・特殊法人・上場企業・貸金業者・一定の条件を満たす法人)。</p>	公益社団法人 リース事業協会	金融庁	<p>金銭の貸付けを業として行う場合には、貸金業法第3条第1項の規定に基づき、貸金業の登録を受ける必要があり、登録を受けた貸金業者が行う貸付けについては、貸金業法の適用を受けることとなります。また、貸金業者が行う貸付けを行う場合には、契約締結前書面(法第16条の2第1項)及び契約締結時書面(法第17条第1項)を交付する必要があります。</p>	貸金業法第2条第1項、貸金業法施行令第1条の2	対応不可	<p>①貸金業法は、資金需要者の保護を法目的としており、貸金業者が行う貸付けについて同法の適用の対象外とすることは、法目的に照らして困難です。</p> <p>②書面交付の趣旨が貸付け条件の確認、後日の紛争防止ということに鑑みれば、法人であることをもって、これを不要とする措置は困難です。</p>	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

- ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
- :再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
290925077	29年9月25日	29年10月19日	29年11月7日	リース取引のストラクチャーに用いるSPC向け融資等について②	<p>【具体的内容】</p> <p>リース取引等のストラクチャーに用いる100%出資SPC(ペーパーカンパニー)向け親子ローンを犯罪収益移転防止法の取引時確認の対象外とすること。</p> <p>【提案理由】</p> <p>リース取引等のストラクチャー上の理由等で、100%出資SPC(ペーパーカンパニー)がレッサー(もしくは資金拠出者)となる場合について、SPC向け親子ローンであっても、犯罪収益移転防止法の取引時確認の対象取引となっているが、親子ローンが「ハイリスク取引」や「疑わしい取引」に該当することはないと思われる。斯かる取引について犯罪収益移転防止法の適用を緩和することで、大幅な事務効率につながる。</p>	公益社団法人リース事業協会	警察庁 金融庁	貸金業法第2条第2項に規定する貸金業者である親会社から100%出資SPCである子会社に対する金銭の貸付けを内容とする契約の締結については、犯罪収益移転防止法施行規則第4条第1項の「簡素な顧客管理が許容される取引」に規定されていないことから、当該親会社は当該子会社について取引時確認を行わなければならない。	犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第4条第1項	検討を予定	貸金業法第2条第2項に規定する貸金業者である親会社から100%出資SPCである子会社に対する金銭の貸付けを内容とする契約の締結に係る貸金業者の取引時確認義務の緩和については、マネー・ローダリング、テロ資金供与の防止の観点や貸金業法の制度趣旨を踏まえながら、検討を行ってまいります。	△	
290926002	29年9月26日	29年10月19日	30年9月26日	銀行等による保険募集に係る弊害防止措置の維持および実効性確保	<p><提案内容></p> <p>・銀行等による保険募集に係る弊害防止措置については、消費者保護の観点等から、引き続き、「融資先募集規制」を中心とした諸ルールの基本的な枠組みを維持し、かつ、その実効性を確保することが必要不可欠である。</p> <p>・また、平成24年4月のルール見直しにおいて、実効性確保のための措置が図られた「預金誤認防止措置」「非公開情報利用時における同意取得」、および、融資先募集規制等の対象から除外され、消費者保護の観点から問題が生じる懸念がある一時払終身・一時払養老保険について、適切な監督・運用をお願いしたい。</p> <p><提案理由></p> <p>・銀行等は、その業務において、顧客の預金・決済情報という秘匿性の高い情報を独占的に取り扱っており、また、法人・個人の融資先事業者に対して多大な影響力を有することから、保険業法施行規則等において、消費者保護および公正な競争を確保する観点から、非公開金融情報の保護や、融資先への保険募集の制限ならびに融資先担当者による保険募集制限等に関するルールが定められている。</p> <p>・これらのルールは、銀行等による保険募集が段階的に解禁されていった際に、銀行等の預金・決済業務や融資業務の特殊性と影響力に鑑み、消費者や事業者の保護、ならびに公正な競争を確保するために整備されてきた必要不可欠な制度である。</p> <p>・なお、生命保険は保障期間が長期間に亘り、かつ、再加入が困難であることから、一旦弊害が生じても事後的に当該顧客を救済することは極めて難しい。また、銀行等の融資先事業者等に対する影響力が大きいことから、弊害事例が潜在化する懸念もある。銀行等による保険募集については、これらの事情も踏まえた検討を行う必要がある。</p> <p>・制度導入時のこれらの課題性は、現時点においても全く解消されていないため、これらのルールについて、消費者・事業者の保護や公正な競争を損なわないよう、引き続き、適切な監督・運用にご尽力いただくようお願いしたい。</p> <p>・特に、平成24年4月のルール見直しにおいて、実効性確保のための措置が図られた「預金誤認防止措置」「非公開情報利用時における同意取得」、および、融資先募集規制の対象から除外され、消費者保護の観点から問題が生じる懸念がある一時払終身・一時払養老保険について、適切な監督・運用をお願いしたい。</p>	日本生命保険相互会社	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。	保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等	検討を予定	銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。	<p>弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府令等を改正し、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる <p>等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。</p> <p>銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。</p>	
290926003	29年9月26日	29年10月19日	30年9月26日	生命保険募集における従業員等の保護に係るルールの維持および実効性確保	<p><提案内容></p> <p>・法人である生命保険募集人等(以下「法人生保代理店等」)による、その役員・使用人その他当該法人生保代理店等と密接な関係を有する者に対する生命保険募集に係るルールについて、引き続き、現在の基本的な枠組みを維持するとともに、その対象に派遣労働者を含めたい。</p> <p><提案理由></p> <p>・法人生保代理店等は、母体企業の従業員等(密接な関係を有する者)に対して多大な影響力を有することから、生命保険募集を行った場合、職制上の地位を利用した圧力募集が行われ、従業員等が意に反する保険加入を強いられる懸念がある。</p> <p>・現行制度は、過去、実際に圧力募集被害が発生した事実を踏まえて、一定の保険契約について、法人生保代理店等(法人代理店が密接な関係を有する法人を含む)の役員・使用人に対する保険募集行為その他の保険契約者等に対する業務上の地位等の不当な利用による保険募集行為を禁止したものであり、従業員等の保護のためには必要不可欠なルールである。従業員等自身が職制上の圧力に抵抗することは極めて困難であり、近年の雇用環境の悪化によって、これらのルールの必要性はますます高まっている。</p> <p>・なお、生命保険は、その保障期間が長期間に亘り、かつ、再加入が困難であることから、一旦弊害が生じても事後的に当該従業員等を救済することは極めて難しい。また、法人生保代理店等は、その従業員等に対して、雇用関係等に基づく大きな影響力を有していることから、弊害事例が潜在化する懸念もある。当制度については、これらの事情も踏まえた検討を行う必要がある。</p> <p>・ただし、現行制度の保護対象は、法人生保代理店等の役員・使用人とされており、法人生保代理店等と直接の雇用関係にない派遣労働者は含まれていない。しかしながら、近年、雇用・就労形態の多様化が進んでいること、派遣労働者について派遣先企業が直接雇用するかどうかの決定権を持つなどの影響力を有していること等を踏まえれば、法人生保代理店等と直接の雇用関係にない派遣労働者も当制度の保護対象に追加することが必要である。</p>	日本生命保険相互会社	金融庁	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(法人)の役員・従業員に対する保険募集は一部の保険商品を除き禁止されています。	保険業法第300条第1項第9号 同法施行規則第234条第1項第2号 平成10年大蔵省告示第238号 保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ-4-2-2(7)③	検討を予定	生命保険契約の長期性、再加入困難性等に鑑み設けられている規制であり、その趣旨を踏まえつつ、引き続き慎重に検討を行う必要があります。		

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

- ◎: 各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
- : 再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- △: 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
290927003	29年9月27日	29年10月19日	30年9月26日	銀行等による保険販売における弊害防止措置の維持・強化及び実効性確保	<p>1. 提案内容</p> <p>銀行等による保険販売については、消費者保護等の観点から弊害防止措置が設けられているが、2012年4月に一部の規制が緩和された以降も依然として圧力募集等の問題事例が発生しているため、弊害防止措置の維持・強化、実効性確保に向けた対応が必要と考える。具体的には、「融資先販売規制」については2012年4月に除外された一時払終身保険・一時払養老保険を対象商品に戻すことも含めた規制の強化、「非公開金融情報保護措置」「保険商品と預金との誤認防止措置」についてはその維持と実効性確保に向けた対応をお願いしたい。</p> <p>2. 提案理由</p> <p>銀行等による保険販売においては、消費者保護や公正な競争条件の確保の観点から弊害防止措置が講じられているが、生保労連が再三に亘り圧力募集等の問題が発生している実態を訴えてきたにもかかわらず、2012年4月には「融資先販売規制」の対象商品から一時払終身保険・一時払養老保険が除外された。しかし、2006年9月以降、生保労連が社外の調査機関に委託し定期的に実施している、事業主を含む一般消費者1000名規模を対象としたモニターアンケート(全9回・直近2016年9月実施)では、いずれにおいても、一時払終身保険・一時払養老保険を含む各種生命保険商品について、「銀行との取引を考えてやむを得ず加入した」との回答が多数あった。また、2008年5月より実施している問題事例収集活動においても、「生命保険の加入を融資の条件とされた」等の消費者の声が数多く寄せられている。このように、銀行による圧力募集が依然として発生していることは明らかであり、一時払終身保険・一時払養老保険を対象商品に戻すことも含め、「融資先販売規制」を強化願いたい。また、2012年4月に改正された「非公開金融情報保護措置」「保険商品と預金との誤認防止措置」についても、前述のモニターアンケート及び問題事例収集活動において、「退職金が振り込まれた直後に銀行から生命保険の提案があった」「提案された商品が生命保険であることさえよく理解できなかった」等の回答、消費者の声が多数あり、このことから弊害防止措置が有効に機能しておらず、消費者保護上の問題が生じている実態が浮き彫りになっている。こうした状況から、「非公開金融情報保護措置」「保険商品と預金との誤認防止措置」等の維持とその実効性確保に向けた対応が必要と考える。</p>	全国生命保険労働組合連合会(生保労連)	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 <ul style="list-style-type: none"> ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タイミング規制 ・担当者分離規制 ・預金との誤認防止措置 	保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等	検討を予定	銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府令等を改正し、 <ul style="list-style-type: none"> ・融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる 等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。	
290927004	29年9月27日	29年10月19日	30年9月26日	生命保険販売に係る構成員契約ルール維持	<p>1. 提案内容</p> <p>生命保険販売に係る構成員契約ルールについては、生命保険募集人である企業(法人)代理店が当該企業の従業員(構成員)等に対し、雇用関係等を背景とした圧力募集を行うことを防止するための措置されているものであり、消費者保護の観点から引き続き維持していただきたい。</p> <p>2. 提案理由</p> <p>生命保険募集人である企業(法人)代理店は、当該企業の従業員等に対して雇用関係等に基づく大きな影響力を持っている。こうした企業(法人)代理店が当該企業の従業員等に対して生命保険販売を行った場合、影響力を利用した圧力募集が行われる懸念がある。一般の募集チャネルにおいては、問題があれば苦情等によりその問題が顕在化する一方で、強者(企業、上位役職者等)に対する苦情や批判は潜在化する傾向にあるため、雇用関係に基づいた圧力募集については、実際に問題が生じていたとしても顕在化しにくく、消費者である従業員等が泣き寝入り強いられることとなる。かかる懸念は、昨今の非正規労働者の増大に見られるように労働者の置かれた立場が不安定化し、雇用関係に基づく使用者(企業)の使用者である従業員に対する影響力が高まっている状況下では、一層深刻化する可能性が高く、構成員契約ルールの必要性はさらに高まっている。また、圧力募集により従業員等が不本意な生命保険商品に加入した場合、保険事故の発生(保険金等の支払)時までには長期間経過していることが多いこと、また、一般的に生命保険商品は契約加入時の年齢や健康状態等によって保険料等の引受条件が決定されることから、再加入の困難性があり、問題が発生しても事後的に救済することは極めて難しい。加えて、生命保険の保障額は高額になることが多いことから、消費者被害は甚大となる。生命保険商品の募集においては、消費者のニーズにきめ細かく対応したコンサルティングが不可欠である中、構成員契約ルールについては、圧力募集から消費者である従業員を保護し、保険商品の主体的な選択機会を十分確保する上で必要不可欠なルールであるため、引き続き維持していただきたい。</p>	全国生命保険労働組合連合会(生保労連)	金融庁	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(法人)の役員・従業員に対する保険募集は一部の保険商品を除き禁止されています。	保険業法第300条第1項第9号 同法施行規則第234条第1項第2号 平成10年大蔵省告示第238号 保険会社向け総論的監督指針Ⅱ-4-2-2(7)③	検討を予定	生命保険契約の長期性、再加入困難性等に鑑み設けられている規制であり、その趣旨を踏まえつつ、引き続き慎重に検討を行う必要があります。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項

○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項

△:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
290927005	29年9月27日	29年10月19日	30年9月26日	法人である生命保険代理店による保険募集における消費者保護ルール(いわゆる構成員契約ルール)の維持	<ul style="list-style-type: none"> ・職场上的地位(職場の上下関係等)を不当に利用した従業員への圧力募集を未然に防止し、従業員による自由な商品選択の機会を確保する等の観点から、法人である生命保険代理店については、当該法人の従業員等の密接な関係を有する者に対して、所定の生命保険契約の申込みをさせる行為が禁じられている(いわゆる構成員契約ルール)。 ・生命保険商品には長期性、再加入困難性等の性質があり、仮に圧力募集等の不適切な行為があったことが事後的に立証されたとしても、保険契約者等の救済を図ることが困難となる場合も想定され、事後的な代替規制ではこうした弊害を未然に防止することは不可能と思われる。 ・このように、本ルールは、生命保険商品の特性を踏まえつつ、従業員として相対的に弱い立場に立つ消費者の権利保護のために設けられたルールとしてこれまで有効に機能してきており、引き続き維持すべきものと考えられる。 	住友生命保険相互会社	金融庁	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(法人)の役員・従業員に対する保険募集は一部の保険商品を除き禁止されています。	保険業法第300条第1項第9号 同法施行規則第234条第1項第2号 平成10年大蔵省告示第238号 保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ-4-2-2(7)③	検討を予定	生命保険契約の長期性、再加入困難性等に鑑み設けられている規制であり、その趣旨を踏まえつつ、引き続き慎重に検討を行う必要があります。	
290927006	29年9月27日	29年10月19日	30年9月26日	銀行等による保険販売における弊害防止措置の実効性確保	<ul style="list-style-type: none"> ・銀行等は、その預金業務や融資業務等を通じて、顧客の資金状況を正確に把握できる立場にあるとともに、特に中小零細企業などの融資先の顧客に対しては強い影響力を与えうる立場に立つことが少なくない。銀行等によりこれらの情報や影響力を不適切に利用して保険募集が行われた場合、仮に不適切な募集行為があったことが事後的に立証されたとしても、生命保険商品の長期性、再加入困難性等の性質から、保険契約者等の救済を図ることがより困難となる場合も想定される。 ・こうした点を踏まえ、銀行等に対しては、非公開情報保護措置、融資先販売規制等の各種措置が講じられているが、これらの弊害防止措置は、消費者利便にも配慮しつつ、消費者保護の観点や中小零細企業の視点に立て設けられたものであり、保険契約者保護の観点から必要不可欠なルールである。 ・平成24年4月より、一部見直しが行われたルールが適用されたが、見直し後においてもその枠組みは維持されており、前述のルールの必要性は変わらないと考えられる。今後も、引き続き実効性の確保に努めていただきたい。 	住友生命保険相互会社	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 <ul style="list-style-type: none"> ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タイミング規制 ・担当者分離規制 ・預金との誤認防止措置 	保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等	検討を予定	銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府令等を改正し、 <ul style="list-style-type: none"> ・融資先募集規制の対象商品から一時私終身保険等を除外するほか、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。	
290929001	29年9月29日	29年11月6日	30年6月15日	保険会社グループにおける共通・重複業務の集約を通じた業務運営の効率化	<p>【提案の具体的内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険会社グループ内の共通・重複業務について、保険持株会社による統括的・一元的な業務執行を可能としていただきたい。 <p>【提案理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業は、事業環境を踏まえた経営改革の推進により生産性を向上し、高い収益性を持続的に実現していくことが期待されている。保険会社グループも国内外における事業環境の目まぐるしい変化に戦略的に対応していくためには、グループとしてより柔軟かつ効率的な業務運営を行っていく必要がある。同様の考え方の下、2017年4月に施行された改正銀行法においては、銀行持株会社への共通・重複業務の集約等が認められているところである。 ・保険会社グループにおいては、例えば、保険募集代理店の教育・管理業務に関し、グループ内の複数の保険会社が同一の代理店に保険募集を委託している場合、各々の保険会社が代理店に対する教育・管理を重複して実施することによる非効率が生じ得る。現行法の下では、グループ内の特定の保険会社への業務委託を通じて代理店に対する教育・管理を一元化することまでは可能だが、業務の委託元である保険会社は委託先の保険会社を管理する義務が課されている(保険業法第100条の2)ため、グループ内の複数の保険会社において委託先管理業務が重複して生じることとなる。また、保険持株会社が行うことができる業務は「子会社の経営管理を行うこと並びにこれに附帯する業務」に限られており(保険業法第271条の21第1項)、一定の内部管理機能を除き、子会社が有するグループ内共通・重複業務の執行を担うことは認められていないため、代理店に対する教育・管理業務を保険持株会社に集約することはできず、柔軟かつ効率的な業務運営の障害となっている。 ・については、改正銀行法と同様、グループ内における共通・重複業務や委託先管理業務について、保険持株会社による統括的・一元的な業務執行を可能としていただきたい。当該要望の実現により、グループ内の重複解消によるコスト削減のみならず、グループ全体の効率的なリスク管理による生産性向上や、委託先に対する責任・指揮命令の一元化によるグループ経営管理の実効性向上にも資するものと思料する。 <p>(共通・重複業務の例) 1. 保険募集代理店の教育・管理業務、2. 資産運用業務、3. 契約書審査・法令改正対応等の法務業務、4. 社員の福利厚生や施設の管理等の総務業務 等</p>	第一生命保険株式会社	金融庁	保険持株会社は、その子会社である保険会社やその他の子会社の経営管理を行うこと並びにこれに附帯する業務のほか、他の業務を営むことができないとされています。また保険会社は、その業務を第三者に委託する場合における当該業務の的確な遂行を確保するための措置を講じなければならないとされています。	保険業法第271条の21第1項	検討を予定	グループ内に共通・重複している業務を保険持株会社に集約することについては、保険会社・保険会社グループのガバナンスやその他の業務のあり方を踏まえつつ、慎重に検討する必要があります。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

- ◎: 各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
- : 再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- △: 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
290929002	29年9月29日	29年11月6日	30年9月26日	銀行等による保険募集に関する弊害防止措置等の実効性確保	<p>【提案の具体的内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・銀行等による保険募集に関し、銀行等が遵守すべき弊害防止措置について、保険契約者等の保護の観点から引き続き維持し、実効性を確保していただきたい。 <p>【提案理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・銀行等による保険募集においては、銀行等による事業性資金の融資先や融資申込中の顧客が「当該銀行等の影響力を受けやすい(平成23年9月、コメントに対する金融庁の考え方)」ことから、銀行等が事業性資金の融資業務を通じて有する多大な影響力を利用して不適切な保険募集を行うことにより顕在化しにくい被害が発生する等、特有の弊害が生じる。このため、銀行等による保険募集は「保険契約者等の保護に欠けるおそれが少ない場合(保険業法第275条)」に限り認めるものとされ、消費者や中小企業等の視点に立つて弊害防止措置等が設けられている。 ・銀行等による保険募集の実態に係る3年間のモニタリング結果等を踏まえて必要な見直しが行われた際にも、「モニタリング結果では、銀行等による優越的地位の濫用防止に向けた体制整備が不十分であるといった検査指摘が引き続き見られたことから、これらの規制は引き続き維持する(平成23年9月、コメントに対する金融庁の考え方)」こととされている。 ・これらの措置等は、適切かつ健全な保険募集の秩序を維持し、保険契約者等の保護を図る上でいずれも必要不可欠である。現状においては、「弊害防止に向けた銀行等の態勢整備が万全である」と言い難い状況(平成23年9月、コメントに対する金融庁の考え方)」とされていることから、その実効性を確保していただきたい。 	第一生命保険株式会社	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 <ul style="list-style-type: none"> ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タイミング規制 ・担当区分離規制 ・預金との誤認防止措置 	保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等	検討を予定	銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府令等を改正し、 <ul style="list-style-type: none"> ・融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる 等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。	
290929003	29年9月29日	29年11月6日	30年9月26日	法人における従業員等に対する生命保険募集に関する消費者保護ルールの維持	<p>【提案の具体的内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生命保険募集人である法人がその従業員等に対して行う生命保険の募集に係るルールについて、保険契約者等の保護の観点から、引き続き維持していただきたい。 <p>【提案理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生命保険募集人である法人がその従業員等に対して生命保険の募集を行うことについては、法人がその従業員等に有する強い影響力を利用して不適切な保険募集を行う等の弊害が発生する蓋然性が高い。このため、現行の制度では、生命保険募集人である法人が行う生命保険の募集の範囲について、一定の制限が設けられている。 ・現行の制度は、適切かつ健全な保険募集の秩序を維持し、保険契約者等の保護等を図る上で必要不可欠なものであり、引き続き維持していただきたい。 	第一生命保険株式会社	金融庁	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(法人)の役員・従業員に対する保険募集は一部の保険商品を除き禁止されています。	保険業法第300条第1項第9号 同法施行規則第234条第1項第2号 平成10年大蔵省告示第238号 保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ-4-2-2(7)③	検討を予定	生命保険契約の長期性、再加入困難性等に鑑み設けられている規制であり、その趣旨を踏まえつつ、引き続き慎重に検討を行う必要があります。	
290929004	29年9月29日	29年11月6日	30年6月15日	地区内に転入予定の者に対する貸出(住宅ローン等)を可能とする	<p>政府「まち・ひと・しごと創生総合戦略(2016改訂版)」では、地方創生の更なる深化に向けた政策の基本目標の一つとして、「地方への新しい人の流れをつくる」を掲げているが、このためにはUターン・Iターン希望者等の地方移住に伴う資金ニーズ(住宅購入・起業等の資金)に対して円滑に対応し得るようになることが極めて重要である。</p> <p>信用金庫法第10条第1項では、会員資格について、信用金庫の地区内(「住所または居所を有する者」、「事業所を有する者」等)のみ記載されており、地方移住を希望する転入予定者への資金供給が難しい状況となっている。</p> <p>については、信用金庫が地方移住の促進策等に貢献できるようにするため、信用金庫法施行規則第1条等を改正のうえ、「地区内への転入などによって、信用金庫法第10条第1項に定める会員たる資格の要件を満たすことが確実な者」を追加する、または、政令改正により、地区内への転入予定者を員外貸出の対象とするなどして、地方移住を希望する転入予定者等への資金供給を行えるようにしていただきたい。</p>	一般社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫	金融庁	信用金庫における資金の貸付先は、原則として信用金庫の会員に限定されており、当該会員資格は当該信用金庫の地区内に住所又は居所を有する者等と規定されており、そのため、融資実行時点において、地区内に住所又は居所等を有しない者に対する貸付けは会員以外の者に対する貸付けとして取り扱われることとなります。また、員外貸付については、信用金庫法施行令において、預金又は定期積金を担保として行う貸付けや卒業会員に対する一定期間内に行う貸付けなどに限定されており、	信用金庫法第10条第1項、信用金庫法施行令第8条、同法施行規則第1条	対応	本件については、地方移住を希望する転入予定者への資金供給が容易となるよう、今後、パブリックコメント手続きを経たうえで、府令改正を行うことを予定しています。	
290929005	29年9月29日	29年11月6日	30年6月15日	信用金庫による会員および卒業会員の外国子会社に対する融資対象要件の緩和	<p>現行制度上では、信用金庫が融資(員外貸付)を行うことができる会員または卒業会員(以下、会員等)の外国子会社は、「ア. 会員等が議決権の50%超を保有する者、イ. その本国の法令又は慣行その他やむを得ない理由により会員等が議決権を50%超保有することが認められない外国法人であり、人的、財産的その他会員等と密接な関係を相当程度有するもの」に限定されており、会員等とその役員、または複数の会員等が合算して議決権の50%超を保有する法人は、融資対象となっていない。また、会員等の外国子会社がその総株主の議決権等の過半数を直接間接に保有する外国に所在する会社(すなわち会員等の外国孫会社や外国曾孫会社等)についても、融資対象となっていない。</p> <p>しかしながら、信用金庫取引先である中小零細企業の中には、実質的に個人事業主との差がない企業も多く、会員である親会社の出資に加え、社長個人やその親族が共同で出資し、合算して50%超を保有するケースも多くみられる。また、古くから海外展開を行っている企業の中には、海外に持株会社を設立し、アジアを中心に複数の会社(すなわち会員または卒業会員の外国孫会社や外国曾孫会社等)を展開する企業もみられる。ついては、これらを融資対象として取扱えるよう要望したい。</p>	一般社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫	金融庁	信用金庫による会員または卒業会員(以下、会員等)が融資(員外貸付)を行うことができる外国子会社は、「①会員等が議決権の50%超を保有する者、②その本国の法令又は慣行その他やむを得ない理由により会員等が議決権を50%超保有することが認められない外国法人であり、人的、財産的その他会員等と密接な関係を相当程度有するもの」に限定されており、会員等とその役員、または複数の会員等が合算して議決権の50%超を保有する法人は、融資対象となっておりません。また、会員等の外国子会社がその総株主の議決権等の過半数を直接間接に保有する外国に所在する会社(すなわち会員等の外国孫会社や外国曾孫会社等)については、当該外国子会社と当該孫会社の役員等の人的構成にかかわらず、融資対象となっておりません。	信用金庫法53条2項、同法施行令第8条1項4号、同条3項、同法施行規則第49条の2	対応不可	当該員外貸付制度については、平成25年3月に施行された信用金庫法施行令等において、信用金庫が適切なリスク管理態勢及び法令等遵守態勢の整備を行う中で、外国子会社と会員との結びつきが相当程度認められる範囲で、外国子会社に対する貸付けを解禁すると趣旨が図られたところ。当該趣旨を踏まえると、会員等とその役員、または複数の会員等が合算して議決権の50%超を保有する法人や会員等の外国子会社がその総株主の議決権等の過半数を直接間接に保有する外国に所在する会社(会員等の外国孫会社や外国曾孫会社等)を融資対象とする本件要望については、当該孫会社等と会員との結びつきが相当程度認められるとまでは言えず、リスク管理態勢及び法令遵守態勢を十分に確保することができないおそれもあることから、対応は困難です。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
△:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
290929006	29年9月29日	29年11月6日	30年6月15日	大口信用供与等規制の適用対象外とする信用金庫と信金中金との取引範囲の拡大	平成25年金融審議会「金融システム安定等に資する銀行規制等の在り方に関するワーキング・グループ」報告書では、「金融機関預け金」について、「仮に借り手や預け先の金融機関が破綻した場合には、貸し手や預け元の銀行等に損失が発生し、健全性を損ねる事態も想定される。一方で、リスク特性や取引実態などを勘案する必要がある」との記載が盛り込まれている。また、例示として「協同組織金融機関による中央機関(連合会)への預け金」を適用除外とすることが適当であるとされており、また、相互支援制度を前提としている協同組織の特性を踏まえ、協同組織金融機関による中央機関に対する円建て預金である「預け金勘定」に計上される預け金については、大口信用供与等規制の適用対象外とされている。 他方、協同組織金融機関による中央機関に対する預け金のうち外貨預金については、勘定上「外国他店預け」に計上されており、本規制の適用対象となっている状況にある。協同組織金融機関の中央機関への預け金について勘定で本規制の取扱いが異なるのは適当でないことから、勘定上「外国他店預け」に計上している協同組織金融機関の中央機関への預け金を大口信用供与等規制の適用対象外の取引としていただきたい。	一般社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫	金融庁	大口信用供与等規制の適用対象外の取引として、中央機関に対する円建て預金である「預け金勘定」に計上される預け金については、当該規制の対象外となるものとして認められております。他方、中央機関に対する預け金のうち「外貨預金」については、外国他店預け勘定として計上され、本規制の適用対象とされております。	信金法89条で準用する銀行法13条、信金法施行規則115条1項5号	対応不可	協同組織金融機関による中央機関に対する円建て預金については、平成25年金融審議会「金融システム安定等に資する銀行規制等の在り方に関するワーキング・グループ」における議論や国際基準において、原則として、全てのオフ・バランス取引、オン・バランス取引が信用の供与等の対象となる中、例外的に適用除外としているものです。 この趣旨は、相互支援制度等を前提とする協同組織金融機関において、中央機関への預け金を大口信用供与規制の対象とした場合、かえって金融機関の資金繰りに悪影響を与え、協同組織金融機関の効率的運用や健全性の確保に支障を及ぼす恐れがあることから、例外的に適用除外としているものであり、本件要望については、上記と性格を異にしていることから措置は困難です。	
290929007	29年9月29日	29年11月6日	30年6月15日	特定融資枠契約に関する法律における借主となる企業の範囲に信用金庫連合会を追加	特定融資枠契約法第2条には特定融資枠契約の借主となる者が限定列举されており、運用対象者が大会社等に限定されている。この趣旨は、立場の弱い借入人を保護することにあると思われるが、金融取引に関して十分な知識・信用力・交渉力を有する信用金庫連合会は、同法における借主となる者に加えても問題ないと考えられる。 よって、特定融資枠契約に関する法律における借主となる企業の範囲に信用金庫連合会を追加していただきたい。	一般社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫	金融庁 法務省	特定融資枠契約に関する法律において借主の対象範囲は大会社、資本金額が3億円を超える株式会社、純資産額10億円を超える株式会社、資産の流動化に使われる合同会社等である場合に限定されています。	特定融資枠契約に関する法律第2条、第3条	対応不可	特定融資枠契約に関する法律の対象範囲については、平成23年の同法改正により、純資産額10億円超の株式会社や資産の流動化のために使われる合同会社等にまで拡大しており、更なる見直しには当該改正の効果を踏まえる必要があり、直ちに措置することは困難です。 なお、会員間の相互扶助を目的とする会員組織である協同組織について、同法の対象に加えることについては、慎重に検討する必要があります。	
290929010	29年9月29日	29年11月6日	30年9月26日	保険販売業務に係る融資先販売規制の見直し	本規制は、融資先法人等に加えて、小規模事業者の従業員等についても圧力販売の懸念があるとして設けられた規制であるが、一般的に従業員等は、自らの勤務先における融資取引の内容を承知していないのが通常であることから、勤務先の融資取引状況による事前規制は合理性がないうえ、従業員等の能動的な保険加入の機会を一時的に阻害しており、過剰な規制といわざるをえない。 また、協同組織金融機関は、相互扶助の理念を鑑みて、法人会員の融資先については代表者を含めて保険販売が認められているにも拘わらず、当該法人の従業員等には一律に保険販売が認められない不合理的が生じていることから、本規制について見直しを行っていただきたい。	一般社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タイミング規制 ・担当者分離規制 ・預金との誤認防止措置	保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等	検討を予定	銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。 弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府令等を改正し、 ・融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。	
290929011	29年9月29日	29年11月6日	30年9月26日	保険販売業務に係る保険金額制限の見直し	保険金額制限は、融資先へ特定の生命保険商品等を販売する際に、万一の弊害を抑止するために設けられた規制であるが、そもそも協同組織金融機関では会員に対する圧力販売の懸念がないうえ、一時払と全期前納の終身保険において、顧客が加入限度額で混乱するなど無用なトラブルも生じている。 さらに、昨年5月の改正保険業法施行により、代理店は予め顧客の意向(保障や金額等)を把握したうえで、これに沿った商品やプランの提案を行う必要があるが、本規制により顧客の意向や必要な保険金額に応じた提案が行えず顧客利便を損なう懸念もあることから、見直しを行っていただきたい。	一般社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タイミング規制 ・担当者分離規制 ・預金との誤認防止措置	保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等	検討を予定	銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。 弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府令等を改正し、 ・融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。	
290929012	29年9月29日	29年11月6日	30年9月26日	生命保険の募集に係る構成員契約規制の見直し	本規制は、優越的地位の濫用や圧力募集の防止を目的としたものであるが、損害保険や第三分野商品には及ばない、特定の生命保険商品だけに設けられた規制であり、妥当性を欠いている。 また、外形的な基準により顧客の能動的な保険加入の機会まで一律制限するものであり、顧客の利便性を損なっている。 特定関係法人とされる「密接な関係を有する者」の範囲が幅広くことから、代理店における調査・管理負荷のみならず、極めて広範囲に対象となる顧客自身の理解が到底得られるものではない。	一般社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫	金融庁	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(法人)の役員・従業員に対する保険募集は一部の保険商品を除き禁止されています。	保険業法第300条第1項第9号 同法施行規則第234条第1項第2号 平成10年大蔵省告示第238号 保険会社向け総合的な監督指針Ⅱ-4-2(2-7)③	検討を予定	生命保険契約の長期性、再加入困難性等に鑑み設けられている規制であり、その趣旨を踏まえつつ、引き続き慎重に検討を行う必要があります。	
290929013	29年9月29日	29年11月6日	30年3月9日	共済代理店の範囲の見直し	平成20年までの保険業法と生協法の改正において、労働金庫が保険と共済の代理店になることが認められたが、信用金庫は、これら共済の代理店になることが認められていない。 生協や労働金庫と同じく協同組織である信用金庫が共済代理店になることができれば、会員・組合員に対する利便性はもちろん、基本サービスや福利厚生への更なる向上につながると思われる。 利益第一主義ではなく地域の相互扶助を経営理念とする信用金庫であれば、共済について適切な募集を行うことが可能であり、共済代理店になることができる者として追加していただきたい。	一般社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫	金融庁 厚生労働省	消費生活協同組合法においては、共済契約の締結の代理又は媒介の業務を行える共済代理店として、①消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会、②労働金庫、③自動車分解整備事業者を定めている。	消費生活協同組合法第12条の2、同施行令2条、同施行規則167条、同施行規程第5条	検討を予定	共済代理店制度は、平成20年4月1日に施行された消費生活協同組合法の一部を改正する等の法律(平成19年法律第47号)により導入されたところである。その際、協同組織金融機関のうち労働金庫については、消費生活協同組合をその会員とすることができることから、共済代理店になることができる者として規定されて、信用金庫については異なる扱いとされたところである。 本件については、規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定)に基づき設定された見直し周期に沿って、今後とも議論していくこととなります。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項

○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項

△:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
290929014	29年9月29日	29年11月6日	30年9月26日	保険販売業務に係る非公開情報保護措置の見直し	信用金庫が保険募集を行うにあたり、業務に際し知り得た顧客の非公開情報(非公開金融情報)を顧客の事前同意なしに利用することは禁止されている。この規制は信用金庫が保険募集を行う際のみ適用される規制であり、顧客の個人情報の利用に関しては個人情報保護法に基づき利用同意を得ていることから、これに加えて非公開情報の利用に関する同意を得る必要はないと考えられる。こうした過剰な規制により、顧客に適切な商品の情報を提供できなくなることから、顧客本位の高品質な金融サービスの実現を阻害する要因となっている。信用金庫に求められている国民の安定的な資産形成に向けたコンサルティング機能を十分に発揮するためにも、本措置を撤廃していただきたい。	一般社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タイミング規制 ・担当者分離規制 ・預金との誤認防止措置	保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等	検討を予定	銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府令等を改正し、 ・融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。	
290929015	29年9月29日	29年11月6日	29年12月15日	金融商品販売担当者(いわゆる営業職員)による確定拠出年金運営管理業務の兼務の禁止の緩和	金融商品販売担当者(いわゆる営業職員)による兼務禁止は、運営管理機関の加入者に対する中立性確保の確実化を期すために定められているものと考えられるが、運営管理機関の中立性を確保するための規定は、他にも確定拠出年金法100条において、例えば特定の運用商品への指図の勧奨が禁止されることなどが整備されている。そのため、現状の一律的な兼務禁止ではなく、例えば一定の条件を付したうえで兼務を認めるなど、運営管理機関に過度な体制整備を強いる恐れのないよう緩和を検討願いたい。	一般社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫	金融庁 厚生労働省	営業職員による運用関連業務(運用の方法に係る情報提供)と運用商品の販売等の事務の兼務は禁止されています。	確定拠出年金法第100条 確定拠出年金運営管理機関に関する命令第10条第1号	検討に着手	営業職員による運用関連業務の兼務については、社会保障審議会企業年金部会での議論の中で、運用関連業務のうち、運用の方法に係る情報提供業務は、営業職員が兼務できる方向で関係機関と調整すべきとされたことを踏まえ、検討を進めてまいります。	◎
290929019	29年9月29日	29年11月6日	30年1月15日	中小企業等経営強化法に基づく認定支援機関としての事務負担の軽減等	中小企業等経営強化法では、認定支援機関の代表者及び事務所の所在地の変更があった場合には同法第21条4項に基づき届出を行うこととされている。一方で、認定支援機関である金融機関においては、これらの変更に関して各設立根拠法等に基づき所管省庁への届出を別途行っている。この代表者及び事務所の所在地の変更の届出に係る認定支援機関である金融機関の重複事務等への対応については、「中小企業政策審議会 中小企業経営支援分科会」の中間整理において、「関連する法制上の論点や情報管理等の点についても配慮しつつ、可能な限り手続きの簡素化を図ることが必要である。」旨が記載されている。現在、規制改革会議において、事業者目線に立った申請手続きの簡素化に係る議論が行われているものと認識しているが、中間整理で示された意見も踏まえ、当該設立根拠法等に基づく届出を各省庁間で所要の調整を行っていただき、中小企業等経営強化法に基づく代表者及び事務所の所在地の変更を行った場合の届出を不要としていただきたい。	一般社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫	金融庁 経済産業省	認定経営革新等支援機関において、中小企業等経営強化法第21条第3項第1号及び第2号に掲げる事項に変更があったときは遅滞なく、同項第3号イからハまでに掲げる事項の変更をしようとするときはあらかじめ、その旨を主務大臣に届け出ることを求めています。	中小企業等経営強化法第21条第4項	検討に着手	現在、経済産業省、金融庁及び関係機関で省令改正等を見据えて議論をしております。	△
290929022	29年9月29日	29年11月6日	30年6月15日	信用組合の地方公共団体に対する貸出の20%までとする量的規制の撤廃	信用組合は、地域金融機関として、地域経済活性化、地方創生の担い手としての役割が求められています。地方公共団体に対する貸出は、地域のお金を地域に還元するものであり、地域活性化につながり、また、信用組合が地方公共団体と関係を強化し、地方創生を促進するうえで有効なツールです。これらのことから、地方公共団体からの貸出要請については対応せざるを得ず、今後も貸出要請は増加していくものと思われます。このようななか、地方公共団体に対する貸出は、員外融資(総貸出20%規制対象)の約83%を占めるまでに至り、他の員外融資の制約要因となっており、本来信用組合がより円滑な金融事業を行えるよう例外的に認められている員外融資の対応ができなくなる懸念があります。また、信用組合において貸出以外の主な資金運用は有価証券、系統金融機関への預け金ですが、それらの運用よりもむしろ地方公共団体に対する貸出は地域金融機関としての役割を果たせるものと考えます。その他、地方公共団体からの預金は員外預金規制(総預金の20%)の対象外となっています。つきましては、地方公共団体に対する貸出について、総貸出の20%までとする量的規制の撤廃を要望します。	一般社団法人全国信用組合中央協会	金融庁	信用組合における資金の貸付先は、原則として信用組合の組合員に限定されており、当該組合員資格は中小企業等協同組合法第8条第4項の規定に基づき、組合の地区内において商業、鉱業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う小規模の事業者、組合の地区内に住所若しくは居所を有する者又は組合の地区内において勤労に従事する者その他定款で定める者に限られています。一方で、地方公共団体に対する資金の貸付については、員外貸付として信用組合の資金の貸付けの総額の20%に相当する金額を限度に貸付けを行うことが可能となっております。	中小企業等協同組合法施行令14条	検討を予定	信用組合については、中小企業の相互扶助を目的とする協同組織であるという考え方にに基づき、員外貸付に量的制限を課しているところですが、本件については、信用組合の設立趣旨や存在意義に照らし、リスク管理態勢の進展といった観点に留意しつつ、その要否も含め十分に慎重な検討を行う必要があります。	
290929023	29年9月29日	29年11月6日	30年6月15日	信用組合において、地区内への転入予定者に対する貸出を可能とする。	地方創生に向け、地域金融機関は、地方公共団体に取り組んでいる地方移住の促進策への貢献として、Uターン・Iターン希望者等の地方移住に伴う資金ニーズ(住宅ローン・起業資金等)に円滑に対応していくことが重要であり、地方公共団体からの協力量も多くなるのが現状です。一方で、信用組合は組合員に対する貸出が原則であり、組合員資格は、中小企業等協同組合法第8条第4項において、地区内に住所若しくは居所を有する者、地区内で事業を行う者等とされており、現行では、Uターン・Iターン希望者は転入後であれば組合員になることができます。また、員外融資は、同法第9条の8第2項、中小企業等協同組合法施行令第14条において、例外的に認められ、限定列举されていますが、地区内への転入予定者に対する貸出は認められておりません。つきましては、信用組合が地方移住の促進策等に貢献できるようにするため、地区内への転入予定者に対し員外融資として貸出が可能となるよう要望します。	一般社団法人全国信用組合中央協会	金融庁	信用組合における資金の貸付先は、原則として信用組合の組合員に限定されており、当該組合員資格は中小企業等協同組合法第8条第4項の規定に基づき、組合の地区内において商業、鉱業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う小規模の事業者、組合の地区内に住所若しくは居所を有する者又は組合の地区内において勤労に従事する者その他定款で定める者に限られています。このため、融資実行時点において、上述の組合員資格を有しない者については、信用組合が資金を貸し付けることができません。また、員外貸付については、中小企業等協同組合法施行令において、預金又は定期積金を担保として行う貸付けや卒業会員に対する一定期間内に行う貸付けなどに限定されています。	中小企業等協同組合法第8条第4項、第9条の8第2項、同施行令14条	対応	本件については、地方移住を希望する転入予定者への資金供給が容易となるよう、今後、パブリックコメント手続きを経たうえで、府令改正を行うことを予定しています。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項

○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項

△:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
290929024	29年9月29日	29年11月6日	30年6月15日	信用組合の組合員と生計を一にする配偶者その他親族に対する貸出について、制約なく可能とする	信用組合は、組合員に対する預金・貸出が原則ですが、中小企業等協同組合法第9条の8により、預金については、組合員の預金又は定期積金の受入れの他、「国、地方公共団体その他営利を目的としない法人の預金」、「組合員と生計を一にする配偶者その他親族の預金又は定期積金」を制約なく受入れることができ、総預金の20%の範囲で「組合員以外の者(国等及び配偶者等を除く)の預金又は定期積金」を受け入れることができます。 一方で、貸出については、組合員と生計を一にする配偶者その他親族に対する貸出は、預金のように個別に規定されていないため、原則どおり、組合員加入後の融資取扱いとなり、例外的に、員外融資として組合員資格がある者については500万円までの貸出が認められているのみです。 つきましては、組合員と生計を一にする配偶者その他親族に対する貸出については、組合員でなくとも、預金と同様に、制約なく可能とするよう要望します。	一般社団法人 全国信用組合中央協会	金融庁	信用組合による貸付けは、中小企業等協同組合法第9条の8第1項の規定に基づき、原則として組合員に対する資金の貸付けに限定されており、例外的に、組合員以外の者で組合員たる資格を有するものに対し、500万円までの貸付けを行うことが認められています。 このため、組合員と生計を一にする配偶者その他親族に対する貸出については、制約なく、貸付けを行うことはできません。	中小企業等協同組合法第9条の8、同施行令14条	対応不可	信用組合の貸付けは、組合が会員間における相互扶助の組織であることから、原則として組合員に対する資金の貸付けに限定されており、員外貸付けについては、当該原則の例外となっております。 そのため、組合員と生計を一にする配偶者であっても、組合員でない者に制約なく貸出を認めることは、上記趣旨に照らして適切ではなく、本件要望については対応が困難です。	
290929025	29年9月29日	29年11月6日	30年6月15日	組合員の脱退における出資の買取について	中小企業等協同組合法第61条により、信用組合が組合員の出資金を取得することは、脱退者からの一時取得を含め禁止されています。 脱退組合員の出資持分は、同法第20条により、「脱退した事業年度の終における組合財産によって定める」とされており、払戻の手続きは、脱退した事業年度末における組合財産が確定された後、例年6月に開催される総代会の承認をもって行われます。したがって、この間(最長で1年半)、脱退組合員からの出資持分の払戻要求に応えることができず、脱退組合員にとって、長期にわたり不利益な状況を生じさせています。 つきましては、組合員の利便性向上のため、組合員の脱退に際し、当該組合員の出資金を譲り受ける者がいない場合には、信用組合が一時的にその出資金を買い取ることができるよう、制度上の措置を講じるよう要望します。	一般社団法人 全国信用組合中央協会	金融庁	信用組合を含めた中小企業等協同組合法における中小企業等協同組合については、組合員の脱退に際し、組合員の出資金を取得することは、持分の一時取得を含め、禁止されています。 このため、脱退者の持分の払戻については、当該事業年度末に組合財産が確定された後、払戻することとなる(中小企業等協同組合法第20条)。	中小企業等協同組合法第18条、第20条、第61条	対応不可	信用組合を含めた中小企業等協同組合法における中小企業等協同組合による組合員の出資持分の払戻の手続については、信用組合が中小業者の相互扶助を目的とする協同組織であるという考え方を踏まえ、脱退組合員の出資持分の取扱いについて、総代会の承認をもって行われることとしているものです。 上記趣旨を踏まえると、総代会の承認を得ずに、脱退組合員の出資持分を取得することを認めることは適切ではなく、本件要望は対応困難です。	
290929028	29年9月29日	29年11月6日	30年3月9日	信用組合が共済代理店となることを可能とする。(共済代理店の範囲の見直し)	消費生活協同組合法第12条の2、同施行令2条において、共済代理店として労働金庫は認められているものの、信用組合は認められておりません。信用組合は、労働金庫と同様に、相互扶助を理念とする協同組織金融機関です。 つきましては、組合員の利便性を図るためにも、信用組合が共済代理店となることを可能とするよう要望します。	一般社団法人 全国信用組合中央協会	金融庁 厚生労働省	消費生活協同組合法においては、共済契約の締結の代理又は媒介の業務を行える共済代理店として、①消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会、②労働金庫、③自動車分解整備事業者を定めている。	消費生活協同組合法第12条の2、同施行令2条、同施行規則167条、同施行規程第5条	検討を予定	共済代理店制度は、平成20年4月1日に施行された消費生活協同組合法の一部を改正する等の法律(平成19年法律第47号)により導入されたところですが、その際、協同組織金融機関のうち労働金庫については、消費生活協同組合をその会員とすることができることから、共済代理店になることができる者として規定されて、信用組合については異なる扱いとされたところです。 本件については、規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定)に基づき設定された見直し周期に沿って、今後とも議論していくこととなります。	
290929049	29年9月29日	29年11月6日	30年6月15日	電磁的方法を活用した情報提供に係るルール整備	【提案の具体的内容】 ・保険募集時に電磁的方法による情報提供が認められていない一部の事項について、利用者の事前の承諾など保険契約者等の保護を前提として、電磁的方法を活用した情報提供に係るルールを整備していただきたい。 【提案理由】 ・Society 5.0の実現に向けて官民一丸となって取組みを推進しているところ、保険事業においてもICT技術を活用したイノベーションは極めて重要と考えている。この点、昨今のICT技術の進展により、お客さま専用のホームページやクラウドサービスを介した電磁的方法による情報提供が普及するなどの環境変化も踏まえ、保険会社においても、保険契約者等の利便性や業務の実効性・生産性の向上に資する観点から、ICT技術を活用した取組みを一層推進していく必要がある。 ・例えば、保険募集に関し、保険会社や保険募集人は、保険契約の内容や保険契約者等の参考となるべき情報を提供している。現行法の下では、このような情報のうち書面交付が求められている事項について、保険契約者等の承諾の下、電磁的方法により提供することが基本的には認められているが、一部の事項に限っては必ず書面を交付することが義務付けられている(保険業法施行規則第227条の2第4項、第234条の21の2第2項)。 ・保険契約者等が電磁的方法により情報提供を受けられる場合、紙媒体である書面の紛失防止や、情報端末を通じた電磁的媒体の随時閲覧、他の電磁的方法により提供を受けた情報と併せての一元的な保管等のメリットが考えられ、保険契約者等のITの活用度合によっては、情報提供の実効性が向上するものと考えられる。 ・については、保険契約者等の選択肢を拡大する観点からも、保険募集時に電磁的方法による情報提供が認められていない一部の事項について、保険契約者等の承諾を前提とするなど顧客保護を適切に図りつつ、電磁的方法を活用した情報提供に係るルールを整備していただきたい。 ・なお、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議にて決定された『デジタル・ガバメント推進方針』(2017年5月)において、「民間取引IT化の促進」がアクションプランとして掲げられており、政府の方針にも適うものと考えられる。	一般社団法人 生命保険協会	金融庁	保険会社又は保険募集人等が保険契約者等に対し情報提供を行う場合には、一部の保険契約を取り扱う場合を除き、当該保険契約者等の承諾を得た上で書面の交付に代えて、電磁的方法によることができるとされています。	保険業法施行規則第11条第1項第6号、第227条の2第4項、第234条の21の2第2項	検討を予定	保険募集時等における情報提供の方法を書面の交付により行うとされているものについて、電磁的方法による提供を可能とすることについては、保険契約者等の保護を考慮しつつ、検討する必要があります。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項

○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項

△:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
290929051	29年9月29日	29年11月6日	29年12月15日	外国証券業者による、国内にある者を相手方とした保護預り業務の解禁	<p>本邦で「金融商品取引業」(金商法第2条第8項各号)を行うためには、法第29条により金商業の登録をすることが求められているが、外国証券業者が国内にある者を相手方としてこれを行う場合には、法第58条の2による一定の例外が認められている。この例外の範囲は、外国証券業者が行う「有価証券関連業」(法第28条第8項各号)のうち、有価証券関連業を行う者を相手方とする場合および金商法施行令第17条の3各号に定める場合である。令第17条の3第1号においては、外国証券業者が外国から、国内の一定の金融機関等である顧客を相手方として行う有価証券関連業、同2号においては、外国証券業者が勧誘を行うことなく、国内にある者の注文を受けて行う一定の有価証券関連業が対象となっている。</p> <p>このため、外国証券業者は、令第17条の3の要件を満たす者を相手方とする場合であっても、それが「金融商品取引業」に該当する行為であれば、「有価証券関連業」に該当しない限り、行うことができない。</p> <p>ここで、金商法第2条第8項16号の、有価証券の売買やデリバティブ取引およびその取次等に関連して顧客から金銭または有価証券の預託を受ける行為(いわゆる保護預り業務)は、「金融商品取引業」には該当するものの「有価証券関連業」には該当しないとされている。従って、現行の法令によれば、外国証券業者が国内の顧客を相手方として有価証券の売買やデリバティブ取引およびその取次等を行うことができても、それらの顧客の取引のための金銭または有価証券の保護預りのサービスを提供することが認められていないことになる。</p> <p>このようなサービスを禁止すべき特段の理由が考えにくいこと、既に許容されている業務に関連した業務が含まれないのは、バランスに欠けると思われること、および顧客の利便性にも支障があると考えられることから、施行令第1条の8の6第1項第4号の定める「前三号に掲げるもののほか、行為の性質その他の事情を勘案して内閣府令で定める行為」として、定義府令第16条第14号の3として以下を追加していただきたい。</p> <p>「法第二条第八項第十六号に掲げる行為のうち、外国証券業者が、金融商品取引業者のうち、有価証券関連業を行う者を相手方として行う行為、ならびにその行う令第十七条の三第一号または第二号に掲げる行為に関して、顧客から金銭又は証券若しくは証書の預託を受けること。」</p>	民間企業	金融庁	金融商品取引業の登録が必要となる有価証券の売買等に関して、顧客から金銭又は有価証券の預託を受けることを業として行う場合には、当該預託を受ける行為についても、金融商品取引業の登録を受ける必要があります。なお、外国証券業者は、国内にある者を相手方として有価証券の売買等を行ってはならないが、証券会社を相手方とする場合などは例外とされています。	金融商品取引法第2条第8項第16号、第29条、第58条の2	事実誤認	外国証券業者は、例外として、金融商品取引業の登録を受けずに、証券会社を相手方とする有価証券の売買等を行うことが可能であり、こうした例外として認められている行為に関して、顧客から金銭又は有価証券の預託を受けることについても、同様に行うことが可能です。	
290929052	29年9月29日	29年11月6日	30年6月29日	保険グループへのIFRSの任意適用の解禁	<p>平成28事務年度金融行政方針のⅢ. 2. (3)マル2「会計基準の品質向上に向けた取組み」に挙げられている「国際会計基準(IFRS)の任意適用拡大促進」のため、保険および保険持株会社に対する各種規制(連結業務報告書・ディスクロージャー資料の作成・提出等)において、IFRS任意適用が可能となるように制度整備を行う。</p> <p>【提案理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険および保険持株会社に対する各種財務報告については、保険および保険持株会社が日本基準に基づき連結財務諸表を作成することを前提としており、IFRSの任意適用を前提としたものとはなっていない。 ・このため、現状では、金融商品取引法および会社法に基づく連結財務諸表にIFRSを任意適用したとしても、保険業法に基づき作成・提出する連結業務報告書・ディスクロージャー資料等については引き続き日本基準で作成・提出せざるを得ず、多大な作成コストが生じる。 ・連結財務諸表の作成コスト負担が大きくなり、保険および保険持株会社のIFRS任意適用の阻害要因となる。 	一般社団法人日本損害保険協会	金融庁	連結業務報告書等については、日本基準により作成・報告することが前提とされています。	保険業法施行規則第59条、第59条の3、第210条の10、第210条の10の2	検討を予定	保険業法上の連結業務報告書等にIFRSを任意適用することについては、IFRS17(保険契約)の適用に向けた今後の国際的な動向等を踏まえて、検討を行う必要があります。	△
290929056	29年9月29日	29年11月6日	30年6月15日	同一人与信規制の対象である「保証」の定義についての緩和要望	<p>同一人与信規制(*)の対象である「当該同一人に対する債務の保証」から「保険子会社の債務を対象とする保証契約」は除外することを要望する。</p> <p>(*) 保険会社の資産運用が特定の相手方に集中し、契約者に損害を及ぼすことがないよう、同一人に対する資産運用額は制限されている。保証の場合、貸付金と合算して同一人に対する与信額が総資産および合同勘定の3%を超えてはならないと定められている。</p> <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2011年12月に公表された「保険会社のグループ経営に関する規制の在り方ワーキンググループ」報告書において、「保険子会社に対する与信のうち、まずは事業リスクの側面が強い株式の取得について、大口与信規制の対象から除外することが適当である。さらに、貸付けや債務の保証等のその他の与信については、株式に比べて信用リスクの側面が強いことも踏まえ、今後の運用の実態等も見ながら、問題がないことが確認された場合には、適用除外としていくことが適当と考えられる。」とされたことを受けて、株式については2012年7月に同一人与信規制から除外されたところ。 ・海外の保険子会社は親会社による債務保証(親会社保証)の存在を信用補完として、格付機関より親会社と同水準の格付けの適用を受けており、高格付けは、特に再保険事業の展開において他社対抗上、競争力の源泉となっている。 ・さらに、一般的に、海外の子会社に対する債務保証は、余剰資本の現地への滞留を回避しつつ効率的な運営を実現することに資する取り組みであり、これは、グローバルなグループ経営に必要不可欠のもの。 ・近年の海外拠点の事業拡大による保険債務の増額や為替相場の振幅の大きさに鑑みると、親会社保証が与信限度額に達する可能性は高まっており、これに規制がかかる事態は、グローバル他社との競争上、日本社の不利を招くおそれがあることから、当該規制を緩和していただきたい。 ・具体的には、前記のワーキンググループ報告書で示された方向性に沿って、これまでの運用の実態や、この間の業界および監督当局のリスク管理高度化に向けた取組み状況にも鑑み、保険子会社への「債務の保証」については、「株式の取得」と同様に、除外されることを要望するもの。 	一般社団法人日本損害保険協会	金融庁	保険会社の同一人に対する債務の保証の額は、総資産の3%を超えてはならないとされています。	保険業法第97条の2第2項、施行規則第48条の3第1項第1号二、第2項第1号イ	対応不可	保険会社の同一人与信規制の対象から子会社である保険会社等の債務の保証を除外することについては、連結ベース・単体ベースのリスク管理・財務規制全体の中で、そのあり方を考慮する必要があり、直ちに提案に対応することは困難です。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項

○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項

△:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
290929057	29年9月29日	29年11月6日	30年6月15日	保険募集に係る説明書面の保険契約者等への電磁的提供方法の多様化	平成26年の保険業法改正により、情報提供義務が新設され、本年5月29日より施行されている。これにより交付が義務付けられる重要事項説明書については、電磁的方法による交付も認められているところ、現行ではその方法は「メール・ダウンロード・CD-ROM」の3つに限定されている。この電磁的方法について、多様化を要望する。 【提案理由】 業界として改正法を踏まえた実務を行っているが、足下の情報通信技術の発展状況も踏まえれば、電磁的交付の方法については、多様化を検討することが望ましいものと考えられる。例えば、単純な画像ファイルであるPDF形式での配信(ダウンロード方式)ではなく、HTML文書での閲覧方式を取ること、文中の専門用語について、適宜リンクを設けて別途解説を行うページを用意するなどの創意工夫を行うことが可能となり、顧客により分かりやすく情報提供ができるようになる。	一般社団法人日本損害保険協会	金融庁	保険会社や保険募集人等が、保険契約者等に情報の提供を行う場合の電磁的方法として、電子メール、ダウンロード及びCD-ROMを利用する方法とされています。	保険業法施行規則第227条の2等	検討を予定	保険募集時等における情報提供の電磁的方法を多様化することについては、保険契約者等の保護を考慮しつつ、検討する必要があります。	△
290929071	29年9月29日	29年11月6日	30年9月26日	銀行等による保険販売における弊害防止措置の維持	【提案の具体的内容】 ・銀行等による保険募集に際し、銀行等が遵守すべき弊害防止措置については、保険契約者等の保護の観点から、引き続き維持していただきたい。 【提案理由】 ・保険業法等では、銀行等が保険募集を行う際、預金・融資等の取引で得た情報を不当に保険販売に利用することや、銀行等がその特性上有する優越的地位や影響力を行使して圧力募集をする等、保険契約者等の利益を害することを防止するため、保険募集に当たり銀行等が遵守すべき弊害防止措置について規定している。 ・「銀行等」と「事業資金等を借り入れている利用者」という両者の力関係から、銀行等による圧力販売等の問題は表面化しにくく、また生命保険が長期性・再加入困難性といった特殊性をもつことにより、被害者の事後救済が困難であることも想定されるため、弊害防止措置の規定全般について存置する必要があると考えられる。	明治安田生命保険相互会社	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タイミング規制 ・担当者分離規制 ・預金との誤認防止措置	保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等	検討を予定	銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。 弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府令等を改正し、 ・融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。	
290929072	29年9月29日	29年11月6日	30年9月26日	企業による従業員に対する生命保険の募集における消費者保護ルールの維持	【提案の具体的内容】 ・法人である生命保険代理店等がその役員・使用人等の密接な関係を有する者に対して生命保険の保険募集を行うことを禁止する、いわゆる「構成員契約ルール」については、保険契約者等の保護の観点から、引き続き現行ルールを維持していただきたい。 【提案理由】 ・保険業法等では、使用者と使用人間の雇用関係等に基づいた生命保険募集を行うことを防止するため、法人である生命保険代理店等がその役員・使用人等の密接な関係を有する者に対して生命保険の保険募集を行うことを禁止している(いわゆる「構成員契約ルール」)。 ・雇用関係に基づく圧力募集等は問題が表面化しにくく、また、生命保険がもつ長期性・再加入困難性に鑑みると、被害者を事後的に救済することが困難な場合も想定されることから、保険契約者等の保護のため事前規制として同ルールが導入されている。昨今の雇用情勢の悪化から、使用者と使用人の雇用関係に基づく、使用者の使用人に対する立場の優越度はさらに高まっており、同ルールの存置が必要と状況にあると考えられる。 ・上記状況を勘案し、保険契約者等の保護の観点から、同ルールに関しては引き続き現行ルールを維持していただきたい。	明治安田生命保険相互会社	金融庁	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(法人)の役員・従業員に対する保険募集は一部の保険商品を除き禁止されています。	保険業法第300条第1項第9号 同法施行規則第234条第1項第2号 平成10年大蔵省告示第238号 保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ-4-2(2-7)③	検討を予定	生命保険契約の長期性、再加入困難性等に鑑み設けられている規制であり、その趣旨を踏まえつつ、引き続き慎重に検討を行う必要があります。	
290929078	29年9月29日	29年11月6日	30年9月26日	保険商品の銀行窓販における保険募集制限先規制の一部(中小企業従業員規制)の撤廃	在日米商工会議所(ACCJ)は、規制改革推進会議に規制改革ホットラインを通じて要望を表明できる機会を歓迎いたします。 消費者は生命保険商品の加入チャネルとして銀行窓販にますます目を向けつつあります。実際、この重要な販売チャネルの拡大は、消費者の選択の幅と利便性を向上させ、保険市場の活性化に貢献してきました。 現在、銀行には融資先の中小企業(従業員数が50人以下、特例地域金融機関においては従業員数が20人以下)の従業員に対して保険商品を販売するに当たり、いくつかの規制が課されています。これらの規制が課されている趣旨は、銀行が融資を行う立場を利用して、融資先の中小企業の従業員に対して保険に加入するよう圧力販売を行う可能性を最小限にするというものだと考えられます。しかし、ACCJは銀行が融資先企業の従業員に対して圧力販売を行ったとする消費者の苦情を耳にしたことがありません。 また、これらの規制は独占禁止法下で公正取引委員会によって厳格に運用されている消費者保護措置(優越的地位の濫用)と重複しており、不必要に消費者の保険商品へのアクセスを制限し、消費者の利便性を損なうこととなっています。具体的には、当該規制が存在することにより、消費者が勤める企業が、中小企業でかつ銀行等から融資を受けているという理由だけで、その銀行等の窓口で保険を申し込むことができないケースが存在します。このような現状は顧客本位であるとは言いがたく、ACCJは当該規制を撤廃し是正すべきであると考えます。 ACCJは、平成26年、平成27年、平成28年の規制改革ホットライン集中受付においても、今回と同じ趣旨の提案を行っていますが、金融庁からは「銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています」といった回答がなされ、具体的な見直し時期すら示されませんでした。 金融庁はいつどのような「実態把握」を行い、どのように評価したため、現状は「見直しの必要が生じていない」としているのか公表すべきです。また、具体的な見直し時期を示すことができないのであれば、どのような条件を満たせば「見直しの必要が生じた場合」に該当するのか、具体的に示すべきであると考えます。	在日米商工会議所(ACCJ)	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タイミング規制 ・担当者分離規制 ・預金との誤認防止措置	保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等	検討を予定	銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。 弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府令等を改正し、 ・融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
291019001	29年10月19日	29年11月14日	30年9月26日	銀行の保険窓販に係る弊害防止措置の撤廃	(1)要望の具体的内容 顧客利便性の向上の観点から、銀行の保険窓販に係る弊害防止措置(融資先販売規制、担当者分離規制等)を撤廃して頂きたい。 (2)要望理由(弊害の具体的内容等) 本規制については、銀行の圧力販売防止や利用者保護の観点から設けられているが、そもそも銀行は、独占禁止法や個人情報保護法、監督指針等の下で、優越的地位の濫用防止や利用目的の同意確認、情報管理の徹底など、法令順守による内部管理態勢が十分に構築されており、更には「顧客本位の業務運営」の観点から最適な商品の提供に努めていることから、圧力販売等の懸念はより一層低下している。 特に「融資先販売規制」「担当者分離規制」については、窓口に来店した場合等、顧客から申し出であっても、勤務先が事業性融資先であることや、対応した職員が融資業務の担当であることを理由に、法令等で提案・販売できないというのは、顧客の理解を得にくい状況にあり、顧客の利便性が阻害されている。 これまで段階的に規制緩和が行われてきたが、少なくとも損害保険については、長期性、再加入困難性等はないと思われ、更なる見直しを要望する。 (3)制度の現状 銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられている。 ・非公開情報保護措置、・融資先販売規制 ・タイミング規制、・担当者分離規制 ・預金との誤認防止措置	(一社)第二地方銀行協会	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タイミング規制 ・担当者分離規制 ・預金との誤認防止措置	保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等	検討を予定	銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。 弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府令等を改正し、 ・融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。	
291019002	29年10月19日	29年11月14日	30年9月26日	保険業法上の構成員契約規制からの銀行の除外	(1)要望の具体的内容 顧客利便性の向上の観点から、生命保険募集人である企業の役員、および当該企業と密接な関係(人事・資本)を有する法人の役員への保険販売を一律に禁止している構成員契約規制から銀行を除外して頂きたい。 (2)要望理由(弊害の具体的内容等) 本規制は、銀行の圧力販売防止が目的とされているが、法令順守の下でその適切な態勢を構築しており、過度な規制と考えられる。 また、規制対象を一律に禁止しているため、窓口に来店した場合等、顧客からの申し出であっても対応できず、特に、銀行職員が少数しか出向していない企業や大企業の役員等、実質的支配が及ばない企業については、申込みできない理由が直接本人に起因しないことから、顧客の理解を得にくい状況にあり、顧客の自由な商品・サービスの選択や利便性が阻害されている。 金融機関の金融サービス機能を一層充実させる観点からも、銀行を本規制の対象から除外して頂きたい。 (3)制度の現状 企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(法人)の役員・従業員に対する保険募集は一部の保険商品を除き禁止されている。	(一社)第二地方銀行協会	金融庁	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(法人)の役員・従業員に対する保険募集は一部の保険商品を除き禁止されています。	保険業法第300条第1項第9号 同法施行規則第234条第1項第2号 平成10年大蔵省告示第238号 保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ-4-2-2(7)③	検討を予定	生命保険契約の長期性、再加入困難性等に鑑み設けられている規制であり、その趣旨を踏まえつつ、引き続き慎重に検討を行う必要があります。	
291019003	29年10月19日	29年11月14日	30年6月15日	「事業承継」、地公体が主導する「まちづくり」に限定した不動産仲介業務の取り扱い解禁	(1)要望の具体的内容 ①「事業承継」に関連した不動産仲介業務の取扱いを解禁する。 ②再開発事業、コンパクトシティ形成事業、まちづくりのための特定の事業に限定し不動産仲介業務の取扱いを解禁する。 (2)要望理由(弊害の具体的内容等) 現在、地域金融機関が積極的に取り組んでいる「事業承継支援」と地方創生としての「まちづくり」において、不動産の取り扱いが重要なポイントとなる事業が多い。 地方では、大手不動産会社が地域活性化事業に携わるケースが少ないため、不動産情報は銀行に集まる傾向にあり、更には、銀行所有不動産の賃貸に係る監督指針の改正を措置いただいたこと、情報・ニーズ等が、銀行により集まる傾向となることが見込まれる。 当事者や第三者の思惑が働き繊細な問題となりやすい事業承継や、銀行所有不動産を起点に周辺不動産との一体開発などに関わる不動産取引を顧客からの信頼が厚い金融機関が中立的立場で手掛けることは案件の円滑な進展と顧客利便性に大いに貢献できるものと思料する。 (3)制度の現状 ・銀行が宅地建物取引業を兼業できない。 ・宅建業の免許なしでは不動産仲介業務を無償有償問わず行えない。	(一社)第二地方銀行協会	金融庁	銀行は、一部の信託兼営金融機関を除き、不動産業務を行うことが禁止されています。	銀行法第12条、第16条の2第1項	検討を予定	銀行における不動産仲介業務への参入については、他業を営むことによるリスクの遮断、銀行業務に専念すること等による銀行等の経営の健全性確保といった他業禁止の趣旨を踏まえる必要があり、中長期的な検討を要するため、直ちに措置することは困難です。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

- ◎: 各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
- : 再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- △: 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
291019007	29年10月19日	29年11月14日	30年1月15日	不良債権開示における「リスク管理債権」と「金融再生法開示債権」の一元化	<p>(1) 要望の具体的内容 それぞれの開示債権に係る算定や検証等に要する事務負担の軽減等の観点から、2種類の基準による不良債権開示を一元化して頂きたい。</p> <p>(2) 要望理由(弊害の具体的内容等) 銀行の不良債権開示においては、①銀行法に基づく「リスク管理債権」と②金融再生法に基づく「金融再生法開示債権」の2つの基準による不良債権について、半期毎に開示しなくてはならない。 ①については、貸出金のみを対象(分類も貸出金単位)としており、米国基準との同等性や長期的な連結ベースでの比較可能性等の観点から開示が求められている。 一方、②については、貸出金のほか支払承諾見返なども含めた総と信に係る債権を対象とし、その分類は要管理債権を除き債務者単位という点は、自己査定との区分に準じたものとなっているほか、導入から一定の年月を経ており、相応の時系列比較も可能であることから、現在では、一般的に不良債権のベンチマークとしては②が認知・定着していると認識している。 双方の不良債権額及びその比率は、類似指標となっているが、それぞれの異なる算定や検証等には相応の時間を要していることから、銀行の事務効率化の観点や一般の利用者に対して分かり易い開示とするため、是非一元化を図って頂きたい。 尚、本要望は昨年11月にも提出しており「各々の開示が有する目的や意義等を十分に踏まえるとともに、銀行等の負担の軽減を考慮しつつ、慎重に検討を行う」とご回答いただいている。本要望は、事務負担軽減を目的としたものであるから、この点にご配慮いただいたうえで引き続き検討いただきたい。</p> <p>(3) 制度の現状 貸出金のうちリスク管理債権に該当するものを、銀行は半期、協同組織金融機関は年度ごとに開示。また、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返金等の「金融再生法開示債権」の査定結果も、銀行は半期、協同組織金融機関は年度ごとに公表している。</p>	(一社)第二地方銀行協会	金融庁	銀行法施行規則第19条の2に基づき、貸出金のうちリスク管理債権に該当するものを、銀行は半期、協同組織金融機関は年度ごとに開示。また金融再生法施行規則第4条に基づき、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返金等の「金融再生法開示債権」の査定結果も、銀行は半期、協同組織金融機関は年度ごとに公表。	銀行法第21条、銀行法施行規則第19条の2、金融再生法第6条、第7条、金融再生法施行規則第2条、第4条、第6条	検討を予定	リスク管理債権と金融再生法開示債権については、各々の長期時系列での比較可能性や異なる対象資産の報告開示という観点から、依然として重要な指標であると考えられます。他方で、銀行等の負担の軽減を考慮する必要があることから、リスク管理債権と金融再生法開示債権を一元化することに関しては、各々の開示が有する目的や意義、パーゼル委員会における債権等の開示(不良債権を含む)に関する議論も十分に踏まえた上で、引き続き検討してまいります。	
291019008	29年10月19日	29年11月14日	30年6月15日	規模が大きい特定保険募集人の該当基準の見直し	<p>(1) 要望の具体的内容 「規模が大きい特定保険募集人」には、次のいずれかの条件にあてはまる場合に該当する。 【条件1】直近の事業年度末において、所属保険会社等の数が15社以上 【条件2】所属保険会社等の数が2社以上で、直近事業年度の手数料・報酬等の合計額が10億円以上 この条件のうち、【条件1】については撤廃を検討いただきたい。</p> <p>(2) 要望理由(弊害の具体的内容等) 「規模が大きい特定保険募集人」の該当条件のひとつである「直近の事業年度末において、所属保険会社等の数が15社以上」という要件は、課される義務対応の負担を考えた場合、所属保険会社を14社以内に抑えるといった動きが生じる可能性がある。 このことは、十分な情報と豊富な選択肢を基に購入判断ができるような環境の整備や顧客が品揃え豊かなメニューを与えられ、中立的かつ専門的な助言を得ながら選択・購入できる仕組みを構築することの足枷にもなりかねないものと思料する。 豊富な選択肢や「品揃え豊かなメニュー」という顧客意向を満たす品揃えを実践しようとした場合、所属保険会社の数が15社以上になることは十分考えられ、かといって、事業規模が必ずしも大きくなるわけではなく、代理店にとっては、課される義務対応の負担だけが膨らむことから、結果、条件に該当しないように所属保険会社数を制限して販売するといった、顧客本位に逆行しかねない状況が生じる可能性がある。</p> <p>(3) 制度の現状 「規模が大きい特定保険募集人」に該当した場合、「帳簿書類の備付け」及び「事業報告書の作成・提出」の義務が課せられる。</p>	(一社)第二地方銀行協会	金融庁	規模が大きい特定保険募集人に該当する場合、帳簿書類の備付け及び事業報告書の作成・提出が義務づけられています。	保険業法303条、304条、保険業法施行規則第236条の2	対応不可	規模が大きい特定保険募集人に対する規制は、監督当局が乗合代理店の募集形態や販売実績等を把握する観点から設けられたものであり、平成30年4月より制度の本格的な運用が開始されるものであるため、所属保険会社等の数についての要件の撤廃は困難です。	
291019009	29年10月19日	29年11月14日	30年4月20日	同一の内容の特定信託契約締結における契約締結前交付書面等の交付を要しない要件等の拡大	<p>短期かつ自動継続の特定信託契約については、特定預金等契約と同様に、契約締結前交付書面および契約締結時書面の交付の他、信託業法25条の説明を不要としていただきたい。 ・委託者と同一の内容の信託契約を締結したことがある場合、信託契約の内容の説明や、契約締結前交付書面または契約締結時交付書面の交付を要しない要件は、委託者から説明や書面交付を要しない旨の意思の表明があった場合に限られている。 ・銀行法においては同一の内容の特定預金等契約につき次の規定が設けられていることから、短期かつ自動継続の特定預金等契約については契約締結前交付書面および契約締結時書面の交付は不要とされている。 ・契約の締結前1年以内に当該契約と同一の内容の契約に係る書面を交付している場合、書面を交付した日から1年以内に当該書面に係る契約と同一の内容の契約の締結を行う場合には、当該締結の日において書面を交付したものとみなす一方、信託業法および兼営法においては、同一の内容の契約を締結したことがあり、委託者から説明や書面交付を要しない旨の意思の表明があった場合に限り、短期かつ自動継続の特定信託契約については、特定預金等契約と同様に、契約締結前交付書面および契約締結時書面の交付の他、信託業法25条説明を不要としていただきたい。 ・この見直しにより、従前にはない信託商品の組成が可能となり、信託の普及促進につながる。</p>	(一社)信託協会	金融庁	信託業法第25条の規定に基づき、信託契約による信託の引受けを行うときは、あらかじめ、委託者に対し、当該信託会社の商号、及び信託業法第26条第1項第3号から第15号までに規定する事項を顧客に説明する必要があるとともに、信託業法第24条の2の規定による金融商品取引法第37条の3の規定に基づく契約締結前書面の交付並びに信託業法第26条の規定に基づく契約締結時書面の交付が必要となります。	信託業法施行規則第30条の22第1項第1号、第31条第1項第2号、第32条第2号、兼営法施行規則第13条第1項第2号、第14条第2号、第31条の21第1項第1号、銀行法施行規則第14条の11の25第1項第1号・第2号、同条第3項、同条第4項、第14条の11の29第1項第1号・第2号、同条第3項、同条第4項	対応不可	信託の引受けを行う際の実務や書面交付義務は、信託商品が実績配当を基本としているため受益者の自己責任が求められることや、信託商品スキームが極めて複雑になり得ることを踏まえ、委託者と委託者・受益者との間で情報力及び交渉力の格差があることに鑑み、法令上義務付けられているものです。このような当該制度趣旨を踏まえると、ご要望の事項については、委託者・受益者の保護の観点から対応が困難です。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項

○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項

△:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
291019010	29年10月19日	29年11月14日	30年6月15日	信託契約代理業に係る登録申請書の記載事項の緩和	信託契約代理業を営む法人が他の業規制に基づき役員の兼職状況の届出を行っている場合には、役員の兼職状況については登録申請書の記載事項から除外いただきたい。 ・信託契約代理業を営む場合、原則として役員の兼職状況が登録申請書の記載事項とされており、役員の兼職状況に変更があった際には、その都度、変更の届出が必要とされている。 ・一方、信託契約代理業を営む法人が銀行や保険会社である場合は、役員の兼職状況については登録申請書の記載事項から除外されている。 ・銀行や保険会社以外にも、例えば証券会社(第一種金融商品取引業者)は、取締役または執行役の兼職状況に変更があった場合、その都度、当局宛て届出を実施している(金融商品取引法第31条の4第1項)。 ・銀行や保険会社と同様に、信託契約代理業を営む法人が他の業規制に基づき役員の兼職状況の届出を行っている場合には、役員の兼職状況については登録申請書の記載事項から除外いただきたい。 ・この見直しにより、事務負担の軽減につながる。	(一社)信託協会	金融庁	信託契約代理業を営むにあたっては、内閣総理大臣の登録を受ける必要があるところ、信託業法第68条の規定に基づき、登録申請書には役員の兼職状況を記載する必要があります。当該登録申請書において記載された事項については、信託業法第71条の規定に基づき、変更があったときから、30日以内にその旨を内閣総理大臣に届け出る必要があります。	信託業法第68条第1項第6号、第71条第1項、信託業法施行規則第70条第2号、第74条第1項	対応	本件については、役員の兼職状況の届出を提出している場合には、登録申請書及び変更届出書に役員の兼職状況の記載を不要とするよう、今後、パブリックコメント手続きを経たうえで、府令改正を行うことを予定しております。	
291019011	29年10月19日	29年11月14日	30年6月15日	信託契約代理業の登録申請等をする場合における添付書類の緩和	信託契約代理業の登録申請をする法人が、銀行法等、他の業規制に基づき役員の履歴書を提出している場合には、信託契約代理業の登録申請をする場合の添付書類から役員の履歴書を除外いただきたい(役員の変更届出を行う場合も同様)。 ・法人が信託契約代理業の登録申請等をする際に役員の履歴書が必要とされている。 ・銀行や保険会社、証券会社(第一種金融商品取引業者)は、役員の変更の都度、当局宛て届出を実施しており、その際には履歴書の添付が求められている。 ・信託契約代理店の普及促進の観点から、信託契約代理業の登録申請をする法人が、銀行法等、他の業規制に基づき役員の履歴書を提出している場合には、信託契約代理業の登録申請をする場合の添付書類から役員の履歴書を除外いただきたい(役員の変更届出を行う場合も同様)。	(一社)信託協会	金融庁	信託契約代理業を営むにあたっては、内閣総理大臣の登録を受ける必要があるところ、信託業法第68条の規定に基づき、登録申請書に役員の履歴書を添付する必要があります。また、役員の変更を届け出る場合においても、信託業法第71条の規定に基づき、履歴書を添付する必要があります。	信託業法第68条第2項第4号、第71条第1項、信託業法施行規則第71条第2号、第74条第1項	対応	本件については、他の業規制に基づき役員の履歴書を提出している場合には、登録申請書及び変更届出書に役員の履歴書の添付を不要とするよう、今後、パブリックコメント手続きを経たうえで、府令改正を行うことを予定しております。	
300201002	30年2月1日	30年2月23日	30年9月26日	銀行が保有する不動産の外部賃貸に関する規制改革要望	○ 銀行が事業用不動産を賃貸するためには、監督指針における次のような要件を満たす必要がある。このため、業務の効率化等により生じた余剰スペースを柔軟かつ機動的に賃貸したり、店舗建替えの際にあらかじめ余剰スペースを設けて賃貸することができない。 イ. 行内的に業務としての積極的な推進態勢がとられていないこと。 ロ. 全行的な規模での実施や特定の管理業者との間における組織的な実施が行われていないこと。 ハ. 当該不動産に対する経費支出が必要最低限の改装や修繕程度にとどまること。ただし、公的な再開発事業や地方自治体等からの要請に伴う建替え及び新設等の場合においては、必要最低限の経費支出にとどまっていること。 ニ. 賃貸等の規模が、当該不動産を利用して行われる固有業務の規模に比較して過大なものとなっていないこと。 ○ 銀行が保有する不動産については、地公体からの要請等がない場合でも、自由に地域の企業等への賃貸ができるよう要件を見直していただきたい。例えば、次のようなニーズがある。 ・店舗の統廃合等により、事業の用に供さなくなった土地・建物を賃貸する。 ・住民の動線や交通事情の変化等を踏まえ、店舗を新たな場所に移設・新築する場合に、余剰スペースを確保して賃貸する。 ・上記のような環境変化を踏まえて、新たな場所に出店する場合に、余剰スペースを確保して賃貸する。 ・駐車場など、各店舗に共通して存在する余剰スペースを賃貸する。 ・店舗の建替えの際に生じた余剰スペースを賃貸する。 ・ホール、社宅等の福利厚生施設を賃貸する。等 ○ 地域の企業等は、不動産の管理や固定資産税の負担等を回避するため、銀行からの買取よりも賃貸を希望するケースが多いのが実態である。	一般社団法人全国地方銀行協会	金融庁	銀行による保有不動産の賃貸については、その他の付随する業務(銀行法第10条第2項)として、賃貸の規模等一定の要件のもとで行うことが可能となっております。また平成29年9月の監督指針の改正により、自治体等の公共的な役割を有する主体からの要請に基づき賃貸を行う場合には、地方創生や中心市街地活性化の観点から、保有不動産の賃貸の規模や期間について柔軟に判断しても差し支えないことといたしました。	主要行等向けの総合的な監督指針V-3-2(4) 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ-4-2(4)	検討を予定	保有不動産の賃貸に係る要件については、他業を営むことによるリスクの遮断、銀行業務に専念すること等による銀行等の経営の健全性確保といった他業禁止の趣旨を踏まえ、銀行が、最大限、地域企業の価値向上や地域経済の活性化に貢献できるよう、引き続き検討を行います。	△

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
300215002	30年 2月15日	30年 2月23日	30年 9月26日	銀行の保有不動産に係る賃貸業務の一層の柔軟化	(1) 要望の具体的内容 地方創生や中心市街地活性化等の観点から、業務の用に供しなくなった店舗、既存店舗の余剰スペース、あるいは店舗新築・建替の際に予め確保したスペース等を活かし賃貸業務が行えるよう、要件を一層柔軟化して頂きたい。 (2) 要望理由(弊害の具体的内容等) 銀行が保有する不動産の賃貸については、その他付随業務として、固有業務の規模に比して過大でないことや、銀行業務との機能的な親近性やリスクの同質性が要件となっている。また、公共的役割を有している主体からの要請に伴い賃貸を行う場合は、賃貸の規模や期間について柔軟な対応が可能となっている。 銀行の店舗等は比較的好立地にあり、地元の民間事業者等からも賃貸のニーズがあるほか地域に合った有効活用を望む声がある。こうした要望に応え、業務の用に供しなくなった店舗、既存店舗の余剰スペース、あるいは店舗新築・建替の際に予め確保したスペース等を活かし、小売、医療、福祉、教育等の企業に賃貸することができれば、政府が推進する地方創生や中心市街地活性化の促進につながるものと思料する。 これまでも段階的に規制緩和が行われてきたが、銀行の業務の公共性や十分な信用を求められていることなどを鑑み、公共的役割を有している主体からの要請がない場合であっても、賃貸業務が幅広く行えるよう更なる見直しを要望する。 (3) 制度の現状 銀行が所有する不動産の賃貸については、その他の付随する業務(銀行法第10条第2項)として、銀行業務との機能的な親近性やリスクの同質性等の一定の要件のもと、業務として行うことが可能となっている。	一般社団法人 第二地方銀行協会	金融庁	銀行による保有不動産の賃貸については、その他の付随する業務(銀行法第10条第2項)として、賃貸の規模等一定の要件のもとで行うことが可能となっております。また平成29年9月の監督指針の改正により、自治体等の公共的役割を有する主体からの要請に基づき賃貸を行う場合には、地方創生や中心市街地活性化の観点から、保有不動産の賃貸の規模や期間について柔軟に判断しても差し支えないことといたしました。	主要行等向けの総合的な監督指針V-3-2(4) 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ-4-2(4)	検討を予定	保有不動産の賃貸に係る要件については、他業を営むことによるリスクの遮断、銀行業務に専念すること等による銀行等の経営の健全性確保といった他業禁止の趣旨を踏まえ、銀行が、最大限、地域企業の価値向上や地域経済の活性化に貢献できるよう、引き続き検討を行います。	△
300227003	30年 2月27日	30年 3月26日	30年 6月15日	保険会社グループにおける共通・重複業務の集約を通じた業務運営の効率化	【提案の具体的内容】 保険会社グループ内の共通・重複業務や委託先管理業務について、保険持株会社による統括的・一元的な業務執行を可能とする。 【提案理由】 企業は、事業環境を踏まえた経営改革の推進により生産性を向上し、高い収益性を持続的に実現していくことが期待されている。保険会社グループも国内外における事業環境の目まぐるしい変化に戦略的に対応していくため、グループとしてより柔軟かつ効率的な業務運営を行っていく必要がある。 保険会社グループにおいては、例えば、保険募集代理店の教育・管理業務に関し、グループ内の複数の保険会社が同一の代理店に保険募集を委託している場合、各々の保険会社が当該代理店に対し、教育・管理をそれぞれ実施することとなる。保険グループ内で教育・管理業務が重複し、非効率が生じ得る。この重複を回避するため、現行法の下でも、グループ内の特定の保険会社に対し、他の保険会社が教育・管理業務を業務委託し、代理店に対する教育・管理を一元化することまでは可能である。しかし、業務の委託元である保険会社は委託先の保険会社を管理する義務が課されている(保険業法第100条の2)ため、グループ内での委託先管理業務の重複は避けられない。 また、保険持株会社が行うことができる業務は、原則として「子会社の経営管理を行うこと並びにこれに附帯する業務」に限られており(保険業法第271条の21第1項)、子会社が有するグループ内共通・重複業務を受託することは認められていない。これにより、代理店に対する教育・管理業務を保険持株会社に集約することができない。 については、グループ内における共通・重複業務や委託先管理業務について、保険持株会社による統括的・一元的な業務執行を可能とすべきである。当該要望の実現により、グループ内の重複解消によるコスト削減のみならず、グループ全体の効率的なリスク管理による生産性向上や、委託先に対する責任・指揮命令の一元化によるグループ経営管理の実効性向上にも資する。 なお、2017年4月に施行された改正銀行法においては、銀行持株会社への共通・重複業務の集約等が認められている。 (共通・重複業務の例) ①保険募集代理店の教育・管理業務、②資産運用業務、③契約書審査・法令改正対応等の法務業務、④社員の福利厚生や施設の管理等の総務業務 等	(一社)日本経済団体連合会	金融庁	保険持株会社は、その子会社である保険会社やその他の子会社の経営管理を行うこと並びにこれに附帯する業務のほか、他の業務を営むことができないとされています。また保険会社は、その業務を第三者に委託する場合における当該業務の確な遂行を確保するための措置を講じなければならないとされています。	保険業法第271条の21第1項	検討を予定	グループ内に共通・重複している業務を保険持株会社に集約することについては、保険会社・保険会社グループのガバナンスやその他の業務のあり方を踏まえつつ、慎重に検討する必要があります。	
300227004	30年 2月27日	30年 3月26日	30年 6月29日	保険業法の連結業務報告書等におけるIFRSの解禁	【提案の具体的内容】 平成28事務年度金融行政方針のⅢ.2.(3)②「会計基準の品質向上に向けた取組み」に挙げられている「国際会計基準(IFRS)の任意適用拡大促進」のため、保険会社および保険持株会社に対する各種財務報告等(連結業務報告書・ディスクロージャー資料等)において、IFRS任意適用が可能となるように制度整備を行う。 【提案理由】 ・保険業法に基づく保険会社および保険持株会社に対する各種財務報告については、保険会社および保険持株会社が日本基準に基づき連結財務諸表を作成することを前提としており、IFRSの任意適用を前提としたものとはなっていない。 ・このため、現状では、金融商品取引法および会社法に基づく連結財務諸表にIFRSを任意適用したとしても、保険業法に基づき作成・提出する連結業務報告書・ディスクロージャー資料等については引き続き日本基準で作成・提出せざるを得ず、多大な作成コストが生じる。 ・連結財務諸表の作成コスト負担が大きくなり、保険および保険持株会社のIFRS任意適用の阻害要因となる。	(一社)日本経済団体連合会	金融庁	連結業務報告書等については、日本基準により作成・報告することが前提とされています。	保険業法施行規則第59条、第59条の3、第210条の10、第210条の10の2	検討を予定	保険業法上の連結業務報告書等にIFRSを任意適用することについては、IFRS17(保険契約)の適用に向けた今後の国際的な動向等を踏まえて、検討を行う必要があります。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
△:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
300227005	30年 2月27日	30年 3月26日	30年 6月15日	電磁的方法を活用した情報提供の容認	<p>【提案の具体的内容】 保険募集時に電磁的方法による情報提供が認められていない一部の事項について、利用者の事前の承諾など保険契約者等の保護を前提として、電磁的方法を活用した情報提供を容認する。</p> <p>【提案理由】 Society 5.0の実現に向けて官民一丸となつて取組みを推進しているところ、保険事業においてもICT技術を活用したイノベーションは極めて重要である。昨今、お客さま専用のホームページやクラウドサービスを介した電磁的方法による情報提供の普及などの環境変化も踏まえ、保険契約者等の利便性や保険業務の生産性の向上を図るため、ICT技術を活用した取組みを一層推進していく必要がある。 保険募集に関し、保険会社や保険募集人は、保険契約の内容や保険契約者等の参考となるべき情報を提供している。現行法の下では、このような情報のうち書面交付が求められている事項について、保険契約者等の承諾の下、電磁的方法により提供することが基本的には認められているが、外貨建保険の市場リスクなど一部の事項に限っては必ず書面を交付することが義務付けられている(保険業法施行規則第227条の2第4項、第234条の21の2第2項)。 保険契約者等が電磁的方法により情報提供を受けることが可能となれば、紙媒体である書面の紛失防止や、情報端末を通じた電磁的媒体の随時閲覧、他の電磁的方法により提供を受けた情報と併せての一元的な保管等のメリットが考えられ、情報提供の実効性が向上するものと考えられる。 保険契約者等の選択肢を拡大する観点からも、保険募集時に電磁的方法による情報提供が認められていない一部の事項について、保険契約者等の承諾を前提とするなど顧客保護を適切に図りつつ、電磁的方法を活用した情報提供に係るルールを整備すべきである。 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部「官民データ活用推進戦略会議」にて決定された『デジタル・ガバメント推進方針』(2017年5月)においても、「民間取引IT化の促進」がアクションプランとして掲げられており、本要望の実現は政府の方針にも適うものとする。</p>	(一社)日本経済団体連合会	金融庁	保険会社又は保険募集人等が保険契約者等に対し情報提供を行う場合には、一部の保険契約を取り扱う場合を除き、当該保険契約者等の承諾を得た上で書面の交付に代えて、電磁的方法によることができるとされています。	保険業法施行規則第11条第1項第6号、第227条の2第4項、第234条の21の2第2項	検討を予定	保険募集時等における情報提供の方法を書面の交付により行うとされているものについて、電磁的方法による提供を可能とすることについては、保険契約者等の保護を考慮しつつ、検討する必要があります。	
300227007	30年 2月27日	30年 3月26日	30年 5月15日	持株会の退会処理におけるインサイダー取引規制の緩和	<p>【提案の具体的内容】 持株会を退会する場合に生じる整数に満たない持分の精算を、インサイダー取引の適用除外とする。</p> <p>【提案理由】 金融商品取引法第166条において、重要事実を知った従業員が株式の売買を行うことは禁止されている(いわゆるインサイダー取引規制)が、本規制においては、適用除外となるケースが極めて限定的であり、重要事実を知った従業員による株式の売買は著しく制限されることとなる。 持株会においては、従業員が持株会を退会する際に持分のうち整数に満たない部分を現金精算することとなるが、これが株式の売却に該当するため、いわゆる「知る前契約・計画」が活用できる定年退職や任期満了による退任に伴う退会の場合を除き、重要事実を知った従業員が退会すること自体がインサイダー取引に該当することになる。その結果、一部の従業員は退会したくてもできない状態となっている。 当該精算は、整数未達の持分について株式として振替えることが不可能なため、代わりに現金で退会者に引き渡しているに過ぎず、実態としては株式の売却とは言い難いことから、インサイダー取引規制の適用除外とすべきである。</p>	(一社)日本経済団体連合会	金融庁	上場会社等に係る重要事実を知った会社関係者が、その公表前に当該上場会社等の株式等に係る売買等を行うことは、禁止されています。 しかしながら、かかる売買等であっても、取引の経緯等から重要事実を知ったことと無関係に行われたことが明らかな場合にはインサイダー取引規制違反とならないことは、金融庁等が公表している「インサイダー取引規制に関するQ&A」問3で示されています。	金融商品取引法第166条	現行制度下で対応可能	上場会社の内部情報を知り得る特別の立場にある会社関係者が、未公表の重要事実を知って売買等を行うことは、一般の投資家と比べて著しく有利となって極めて不公平であり、そのような売買等が横行すれば、証券市場の公正性・健全性に対する投資家の信頼を損なうおそれがあります。インサイダー取引規制は、このような投資家の信頼を確保する観点から、会社関係者による一定の売買等を禁止しています。 しかしながら、投資家の信頼の確保という観点からは、会社関係者が未公表の重要事実を知った後に売買等を行ったとしても、当該売買等が重要事実を知ったことと無関係に行われたことが明らかであれば、それにより証券市場の公正性・健全性に対する投資家の信頼を損なうおそれは乏しく、インサイダー取引規制によって抑止を図ろうとする売買等には該当しないものと考えられます。 例えば、会社退職に伴い持株会を退会する場合に生じる整数に満たない持分の精算は、重要事実を知ったことと無関係に行われたことが明らかであれば、インサイダー取引規制違反とならないものと解されます。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

◎: 各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項

○: 再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項

△: 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
300227008	30年 2月27日	30年 3月26日	30年 5月15日	有価証券売買等に係るクレジットカード決済原則禁止の見直し	<p>【提案の具体的内容】 金融商品取引業者が、金融商品取引業その他これに付随する業務以外の業務を行う場合、信用供与を条件とした有価証券の売買の受託等が原則として禁止されているが、金融商品取引業者が自ら発行するクレジットカード以外のクレジットカードによる決済を規制の対象から除外する。</p> <p>【提案理由】 金融商品取引法(以下「法」という)44条の2第1項1号は、投資者の保護に欠けるおそれが少ないと認められるものとして内閣府令で定めるものを除き、信用取引以外の方法による金銭の貸付けその他信用の供与をすることを条件として有価証券の売買の受託等をする行為を禁止している。そして、金融商品取引業に関する内閣府令148条は、信用の供与が10万円を超えることがない等の要件を満たした累積投資契約についてのみ例外的に認めており、原則として有価証券の売買等においてクレジットカード決済は認められていない。</p> <p>また、投資型クラウドファンディングにおいても、法44条の2第1項3号および内閣府令149条により、同様にクレジットカード決済が原則として禁じられている。</p> <p>法44条の2第1項の趣旨は、金融商品取引業者が、金融商品取引業その他業務を行う場合、金融商品取引業を利用して金融商品取引業者その他業務の利益が図られる可能性があるなど、それらの業務の間に利益相反が生じるおそれがあることから、特に規制が必要な行為を禁止することと解される。</p> <p>そうであれば、金融商品取引業者が自らクレジットカード事業を兼業し、発行しているクレジットカードによる決済を規制の対象とすれば足り、当該金融商品取引業者以外が発行するクレジットカードによる決済まで規制する必要はない。</p> <p>また、平成19年に行われた、「金融商品取引法制に関する政令案・内閣府令案等」に対するパブリックコメントの結果等においては、当該規制の趣旨として、「信用供与を条件とした有価証券売買等の受託は、顧客に過当取引を生じさせるおそれもあることから、原則として禁止されている」と回答されている。</p> <p>この点については、クレジットカード会社には、割賦販売法により、支払可能見込額の調査等、信用供与にかかる規制がされており、クレジットカード決済に伴う過当取引への対策は別途講じられている。</p> <p>クレジットカード決済等のキャッシュレス決済手段の利用可能な範囲の拡大は、投資家の利便性を向上し、キャッシュレス決済比率の向上、および、国民の安定的な資産形成の促進(貯蓄から資産形成へ)に寄与することが考えられることから、金融商品取引業者自身が発行するクレジットカード以外のクレジット決済を規制の対象外とすることを要する。</p>	(一社)日本経済団体連合会	金融庁	信用供与を条件とした有価証券の売買の受託等は、原則として禁止されていますが、対価が2か月未満の期間内に一括して支払われること、信用供与額が10万円を超えることとならないこと等の要件を満たす場合には、投資者の保護に欠けるおそれが少ないとして認められています。	金融商品取引法第44条の2 金融商品取引業等に関する内閣府令第148条、第149条	対応不可	信用供与を条件とした有価証券の売買の受託等は、顧客に過当取引を生じさせるおそれもあることから、一定の条件の下で例外として認められているものであり、投資者保護の観点から、御提案の内容を規制の対象外とすることは困難です。	
300227009	30年 2月27日	30年 3月26日	30年 9月26日	第三者型前払式支払手段の発行業務、資金移動業、銀行代理業を行う者による兼業の届出の簡素化	<p>【提案の具体的内容】 第三者型前払式支払手段の発行者、資金移動業者、銀行代理業者が届け出をすべき兼業を内閣府令等にて限定列挙し、該当する場合にのみ届け出をすればよいものとすべきである。</p> <p>【提案理由】 現行制度においては、第三者型前払式支払手段の発行者、資金移動業者、銀行代理業者は、他に事業を行う場合は届け出なければならない。また届出の際は、兼業する事業の種類を日本標準産業分類の細分表(銀行代理業については一定の場合を除き中分類)により記載することが求められている。</p> <p>そのため、第三者型前払式支払手段の発行者等が新規事業を展開するたびに、当該事業が日本標準産業分類のいずれに該当するか検討して届け出を行わなければならないなど手間がかかっている。</p> <p>兼業の届け出を求める趣旨は、事業者として社会的信用を損なう恐れがないか、銀行代理業であれば所属銀行との利益相反の恐れがないか等を確認するものと考えられる。</p> <p>そこで例えば、当該趣旨に照らし届け出をすべき事業を内閣府令等にて限定列挙することにより、事務コストの軽減、生産性の向上が期待できる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	金融庁	<p>第三者型前払式支払手段の発行者は、他に営む業務の種類など、資金決済に関する法律(以下「資金決済法」という。)第8条第1項各号に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出する必要がある。この登録申請書に変更があったときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出る必要があります。</p> <p>資金移動業者は、他に営む業務の種類など、資金決済法第38条第1項各号に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出する必要がある。この登録申請書の記載事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出る必要があります。</p> <p>銀行代理業者は、他に営む業務の種類など、銀行法第52条の37第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、その日から30日以内にその旨を内閣総理大臣に届け出る必要があります。</p>	<p>資金決済に関する法律第8条第1項第9号、第11条第1項、前払式支払手段に関する内閣府令第15条第2号</p> <p>資金決済に関する法律第38条第1項第9号、第41条第1項</p> <p>銀行法第52条の39第1項、銀行法施行規則第34条の39及び別表第2</p>	対応不可	他に営む業務については、当該業務が本業に重大な影響を与えていないか、公序良俗に反することにならないか、優越的地位の濫用にならないか、利益相反行為がないか、利用者保護上の問題がないか等の観点から監督上の確に把握する必要があることから、その種類について届出を求めているものです。ご提案の、届出をすべき業務を内閣府令等にて限定列挙することは、ビジネスモデルが多様化するなか、予め問題のない業務を特定することが困難であることも踏まえると、制度趣旨に鑑み、対応することは困難です。	
300227010	30年 2月27日	30年 3月26日	30年 9月26日	第三者型前払式支払手段の発行の業務、資金移動業における資本金の変更届出の簡素化	<p>【提案の具体的内容】 資本金の額の変更に関する届出義務について、一定金額を下回った場合または一定割合以上の変動があった場合に限定する。</p> <p>【提案理由】 現行法上、第三者型前払式支払手段発行者と資金移動業者は、資本金の額に変更があった場合には届出が義務づけられ、またその際に商業登記簿謄本の添付が求められている。そのため、ストックオプションを発行している会社の場合、ストックオプションの行使により頻繁に資本金の額が変更され、変更届出の提出や都度取得する商業登記簿謄本のコストが負担になっている。</p> <p>本届出の趣旨は、一定の資本金を担保するものであると考えられることからすれば、例えば、一定金額を下回った場合または一定割合以上の変動があった場合にのみ届け出るとすることで、上記趣旨を踏まえつつ、事務コストの軽減、生産性向上が見込める。</p>	(一社)日本経済団体連合会	金融庁	<p>第三者型前払式支払手段の発行者は、資本金又は出資の額など、資金決済に関する法律(以下「資金決済法」という。)第8条第1項各号に掲げる事項を記載した登録申請書及び同条第2項に規定されている添付書類を内閣総理大臣に提出する必要がある。登録申請書の記載事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出る必要があります。また、その際に前払式支払手段に関する内閣府令第20条第1項に規定されている添付書類も提出する必要があります。</p> <p>資金移動業者は、資本金の額など、資金決済に関する法律第38条第1項各号に掲げる事項を記載した登録申請書及び同条第2項に規定されている添付書類を内閣総理大臣に提出する必要がある。登録申請書の記載事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出る必要があります。また、その際に資金移動業に関する内閣府令第10条第1項に規定されている添付書類も提出する必要があります。</p>	<p>資金決済に関する法律第8条第1項第2号、第11条第1項</p> <p>資金決済に関する法律第38条第1項第2号、第41条第1項</p>	検討を予定	資本金の額の変更届出については、事業者が事業を適正かつ確実に遂行できるかを財務状況を通じて監督上の確に把握する観点から必要であるものと考えております。ご提案の届出をすべき資本金の額を、一定金額を下回った場合または一定割合以上の変動があった場合に限定することについては、実態等も踏まえつつ、検討を行います。	△

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

◎: 各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項

○: 再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項

△: 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
300227011	30年2月27日	30年3月26日	30年9月26日	銀行代理業における変更届出期限の緩和	<p>【提案の具体的内容】 銀行代理業における、役員の兼職法人、商号、営業所在地や親法人、子法人等の商号、所在地、代表者氏名の変更があった場合、変更時から30日以内に届け出を求められている。このため、都度の届け出ではなく、半期に一度、変更の届け出とすることを要望する。</p> <p>【提案理由】 ・銀行法上、銀行代理業者は、自らの役員の兼職法人の、商号、営業所在地や親法人、子法人等の商号、所在地、代表者氏名の変更があった場合、変更時から30日以内に財務局等に届出することとなっている。銀行法の平成28年改正により、従来2週間以内とされていたものから30日以内とされており、一定の改善がなされたが、30日以内であっても、施行時に多数のグループ会社をもつ会社など一定規模のグループに属する会社の場合、実務上、子会社や孫会社、兄弟会社における役員変更等の日から期限内に届出するのは非常に困難である。子法人等の称号もまた、当該対応のために相応の人的コストがかかっている。実際に、子会社および孫会社が数十社存在するケースも存在し、当該数十社について、商号・主たる営業所・代表者・業務の種類の変更時に30日以内に届出することは実務負担が極めて大きい。 この手続を変更の都度ではなく、半期に一度とし簡素化できれば、事務コスト削減、生産性の向上が見込める。</p>	(一社)日本経済団体連合会	金融庁	銀行代理業者は、銀行法第52条の37第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、その日から30日以内にその旨を内閣総理大臣に届け出る必要があります。	銀行法第52条の39第1項 銀行法施行規則第34条の39第及び別表第2	対応不可	従来、銀行代理業者の変更届出の提出期限は、事由発生後2週間とされていたところ、事務負担等を勘案し、平成28年6月3日に公布された「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律」において、30日に延長する改正を実施しております。 半期に一度の届出とすることで、アームズ・レングス・ルール規制等の関係法令の遵守状況を適時適切に監督することが難しくなる懸念がある為、直ちに対応することは困難です。	
300227012	30年2月27日	30年3月26日	30年5月15日	株式の売出しにかかる開示規制の適用除外範囲の拡大	<p>【提案の具体的内容】 上場会社の主要株主である完全親会社が、その保有する当該上場株式を完全子会社に譲渡する場合についても、目論見書の作成・交付義務の対象外となるよう、金融商品取引法施行令を改正する。</p> <p>【提案理由】 金融商品取引法が上場会社による株式の売付け勧誘において、目論見書の作成・交付義務を課しているのは、主要株主である売主と買主との間に株式発行会社の情報についての格差があるためであると解される。この点、上場企業・当該上場企業の主要株主・当該上場企業の子法人など金融法施行令1条の7の3第7号に掲げる者の間で行われる売買は、売主サイドと買主サイドとの間の情報格差・経済実態等に鑑み、開示規制を課す必要性が低いと見られる。目論見書の作成・交付義務が課されていないものと理解している。 こうした開示規制の適用除外は、例えば、企業グループ内の業務再編に伴い、特定の上場会社の主要株主である完全親会社が、その保有する当該上場株式を自らの完全子会社に譲渡する場合にもなされてしかるべきだが、現行の金融商品取引法・金融商品取引法施行令では除外規定がないため、上場会社および主要株主としては目論見書の作成・交付をせざるを得ず、本来であれば無用な事務負担が生じている。 このようなケースも有価証券の売出しに該当しないものとして開示規制の対象から除外されれば、事務負担コストが削減され、生産性の向上が見込める。</p>	(一社)日本経済団体連合会	金融庁	既に開示が行われている有価証券(既開示有価証券)の発行者(上場会社)の主要株主が、その保有する当該上場株式を売り出す場合には、「有価証券の売出し」に該当します。更に、売価額の総額が1億円以上の場合には、目論見書の作成及び交付が義務付けられています。	金融商品取引法第2条第4項、第13条第1項、15条第2項、企業内容等の開示に関する内閣府令第11条の4第2号ロ(1)	検討を予定	発行者の主要株主が、当該主要株主の完全子会社のみを対象として行う有価証券の売出しの場合に目論見書の作成・交付義務を免除することの適否について、当該完全子会社のステークホルダーに与える影響等に留意しつつ検討してまいります。	
300227013	30年2月27日	30年3月26日	30年5月15日	四半期開示制度の見直し	<p>【提案の具体的内容】 ・四半期開示について、四半期決算短信、四半期報告書それぞれが異なる制度を根拠としながら、開示を要請される項目の重複などがあるため、真に開示が必要な情報を再度整理すべき。 ・また、将来的には欧州を初めとした諸外国(英、仏等)と同様に第1及び第3四半期開示義務を廃止すべき。</p> <p>【提案理由】 ・日本の上場企業においては、毎四半期ごとに、四半期決算短信(証券取引所規則)、四半期報告書(金融商品取引法)と、それぞれが異なる制度を根拠とした開示書類を提出しており、その内容について経営成績に関する記載や財務諸表等、相当程度の項目が重複している。また、大量の開示書類を四半期単位で作成しているため、これら書類作成に携わる社員の稼働・負担は膨大なものになっている。 ・一方で主要国に目を転じれば、米国は証券取引法に基づく四半期報告書(10-Q)のみを開示しており、英、仏等においては、第1及び第3四半期開示制度自体が存在しない状況である。 ・現在、日本においては、官民を挙げて「働き方改革」「生産性向上」に取り組んでいるところであり、また、未来投資戦略2017において、「四半期開示について、義務の開示の是非を検証しつつ、更なる重複開示の解消や効率化のための課題や方策等を検討」することとしている。これらを踏まえ、真に開示が必要な項目の精査等を通じた開示項目の簡素化を要望したい。また、将来的には、欧州をはじめとした諸外国と同様に、四半期開示義務自体を廃止すべきと考える。 ・要望が実現すれば開示書類作成に携わる社員の負担軽減による「働き方改革」につながるるとともに、「企業の生産性向上」の実現を通じた持続的な企業価値の向上が図られると考える。</p>	(一社)日本経済団体連合会	金融庁	上場会社は、金融商品取引法に基づき、当該事業年度の期間を3月ごとに区分した各期間ごとに、当該会社の属する企業集団の経理の状況その他の公益又は投資者保護のため必要かつ適当な事項を記載した報告書(四半期報告書)を、当該各期間経過後45日以内に内閣総理大臣に提出しなければなりません。 四半期報告書には、公認会計士による監査証明を受けた四半期連結財務諸表等の記載が求められています。 また、上場会社は、各金融商品取引所の規則に基づき、四半期に係る決算の内容が定まった場合には、四半期決算短信により、直ちにその内容を開示しなければなりません(画一的な開示時期は設定されていません。) なお、四半期決算短信に記載が求められている四半期連結財務諸表等には、公認会計士による監査証明は求められていません。 諸外国の四半期開示の状況について、米国では、法令により四半期報告書(10-Q)の開示が義務付けられているほか、四半期決算短信と同様にアーニングリリースが開示されています。また、独国では、取引所規則により四半期開示が義務付けられています。さらに、開示義務が廃止された英・仏においても、半数以上の会社が任意で四半期開示を行っています。	金融商品取引法第24条の4の7	検討に着手	我が国の四半期決算短信と四半期報告書の役割分担について、金融審議会の議論では、四半期決算短信の速報性に着目した記載内容の合理化を行うこととされました。これを踏まえ、平成29年2月に、東京証券取引所において、四半期決算短信の簡素化が行われ、四半期決算短信において記載を要請される事項がサマリー情報及び四半期連結財務諸表に限定されました。また、投資者の投資判断を誤らせるおそれがない場合には、四半期決算短信の開示時点では四半期連結財務諸表の開示を行わずともよいとされています。この見直しにより、四半期決算短信については、欧米のアーニングリリース並みに合理化され、実際に、四半期決算短信として、サマリー情報と四半期連結財務諸表のみを開示する事例も増えているなど、開示書類作成に係る負担も相当程度軽減されてきているものと考えられます。 第1及び第3四半期開示義務の更なる見直しについては、 ・欧米の上場企業と比較して日本の上場企業の開示内容が見劣りするのではないかと指摘もある中、企業の開示姿勢の後退と受け取られれば海外投資家の我が国への投資に水を差すおそれがある、 ・個人投資家と機関投資家との間の情報格差が広がるおそれがある といった指摘があるほか、 ・英・仏では、四半期開示を行っていない企業の株価が、米国の同業者の四半期開示情報に過剰反応するなど、株価の変動性が高まっている との指摘もあるところであり、投資家をはじめとする様々なステークホルダーの幅広い意見を踏まえ、市場への影響をよく見極めつつ、慎重に検討を行う必要があると考えられます。いずれにせよ、四半期開示を含む企業の情報開示のあり方については、現在、金融審議会において幅広く議論が行われているところです。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
300326001	30年3月26日	30年4月17日	30年5月15日	住宅ローンのリスケジュールについて	<p>本来、住宅ローンは一定期間以上の延滞があると期限の利益を喪失し、一括返済しなければならぬところ、中小企業金融円滑化法(モトリアム法、以下「法」)により、金融機関によるリスケジュール(返済期限の猶予)が行われてきた。</p> <p>しかし、2013年3月の法失効後も、金融機関によるリスケジュールが行われ続けている。法施行前に50%未満であった実行率(実行件数/申込件数)は、法施行により90%を超える水準まで急激に上昇した。それ自体は法による効果であり不自然なことではないが、問題は2013年の法失効後も、実行率がほとんど下がることなく90%近い水準が維持されていることである。この原因は、法失効後も失効前と同様にリスケジュールを行うことを求める金融庁の指導が行われているからである。</p> <p>当該指導は、既に法が失効しているため法令上の根拠がないというだけでなく、実際に以下の社会経済的な弊害が生じている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 不動産価値の向上・保全の観点 任意売却が行われれば、その不動産を活用する意欲及び資力のある者が当該物件を取得し、リノベーションなどの投資により不動産の価値を高める取組を行うことが期待できる。ところが、リスケジュール中の物件所有者には資力がないことから、そうした投資等を行うことは全く期待できない。また、マンションの場合、リスケジュール中の者は管理費等の滞納を生じさせる可能性が典型的に高いと考えられるため、マンションの保全にも悪影響を与える。 銀行のリスク増大 銀行が貸金を回収ができなくなるリスクが増大する 債務者自身にとっての不利益 返却できる見込みがないにも関わらずローンを背負い続けることになり、債務者の再出発が遅れる <p>そのため、金融庁において、金融機関に対してリスケジュールを行うことを求める指導を撤回していただきたい。</p> <p>また、仮にそうした指導が存在しないとしても、法失効後も実行率が全く下がらない現状は異常であり金融機関における正常な判断とは考えられないため、「そうした指導が存在しないこと」、「必要以上のリスケジュールを行わないこと」について、金融庁から金融機関に対し周知徹底していただきたい。</p> <p>なお、本要望は金融機関が自主的に特定の債務者について「返済の見込みがある」と判断してリスケジュールすることを否定するものではない。</p>	一般社団法人 新経済連盟	金融庁	<p>中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律(以下、円滑化法)に関しましては、平成25年3月31日に期限が到来しております。</p> <p>しかし、金融庁では、円滑化法の期限到来後も、金融機関に対して、中小企業や住宅ローン借入者など個々の借り手の状況をきめ細かく把握し、円滑な資金供給や貸付けの条件の変更等に努めるよう監督指針等に明記し、取組みを促しております。</p>	<p>中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律(平成25年3月31日期限到来)</p> <p>中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅱ-4-1</p> <p>金融検査マニュアル(金融円滑化編チェックリスト)</p>	対応不可	<p>金融庁は、金融機関に対して、貸付条件の変更が必要な債務者に単なる貸付条件の変更のみを行うことを求める指導を行っておりません。</p> <p>金融庁としては、ご指摘にあるような借り手の課題は様々ある中で、こうした課題の解決のためにも、貸付条件の変更に限らず、個々の借り手の状況をきめ細かく把握し、適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮に努めることが重要であると考えております。そのため、借り手の置かれた状況に応じた最適な解決策を、十分な時間をかけて実行支援を行うよう、金融機関に対して促しております。</p>	